

# 第III編 地震災害対策

---



# 第1章 災害予防

## 第1節 総則

### 第1項 防災協働社会の形成推進

#### 1 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは非常に困難であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができる限り少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせた防災対策を実施していくことが必要である。

また、地震災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、発災時の避難・救助を隣近所で支えあう近助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」（平成18年、中央防災会議）を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、町、県、住民、民間事業者等、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

#### 2 推進体制

##### (1) 減災に向けた住民運動の推進

町は、県と連携して、個人や家庭、地域、民間事業者、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動の展開に努めるものとする。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努めるものとする。

##### (2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

町は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や民間事業者等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

##### (3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

町は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、坂祝町防災会議の委員への任命など防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

##### (4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から県及び他市町村等関係機関間や、民間事業者等との間で協定の締結や連絡手段の確

保など、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことで、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくことで、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

さらに町は、県と連携して、幹部職員を対象とした研修を実施し、町の災害対応能力の向上に努めるものとする。

また、民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、町及び県は、民間事業者等との間で協定を締結し、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者等のノウハウや能力等を活用する。

#### (5) 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

町は、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

## 第2項 震災に関する調査研究

### 1 基本方針

地震災害では、様々な災害が同時に広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴う軟弱地盤地帯における大規模開発、高速道路やライフライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急対策について古文書の分析等の歴史学等も含めた統合的かつ科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できる限り過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。

被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできる限り定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには、一定の限界があることに留意する。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、それに基づき住民への防災広報活動の充実を図っていくことが大切である。

## 2 対策

町では、県で実施している、「岐阜県地震被害想定調査（平成10年3月）」、「岐阜県東海地震等被害想定調査（平成15年7月）」、「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ業務報告書（平成16年8月）」、「南海トラフ等被害想定調査（平成25年2月）」などの具体的な地震防災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。

## 第2節 自発的な防災活動の促進

### 第1項 防災教育・防災知識の普及

#### 1 方針

地震被害を最小限にとどめるには、町や県及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から「自分の生命は自分で守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であり、住民の生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、町は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信する。

なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

#### 2 震災時の行動マニュアルの作成・配布

町は、県が定める「震災時の行動マニュアル作成のための指針」に基づき地域住民の地震発生直後から時間を追った具体的な行動マニュアルを作成し、住民に配布する。

また、大地震に備えるため家庭での地震発生時の行動や発生前の備え等について啓発する。

#### 3 防災教育

##### (1) 住民教育

町は、県及び防災関連機関等と相互に連携して、地震時に住民が「自分の生命は自分で守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という意識のもとに、自主的な行動がとれるよう必要な住民教育を行う。

なお、防災知識の普及にあたっては、早期避難の重要性に対する住民の理解を図りつつ、特に避難行動要支援者に十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるとともに、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

##### ア 教育内容

- (ア) 地震に関する一般知識
- (イ) 建物の点検と補強方法
- (ウ) 家具等の固定方法
- (エ) 危険地域等に関する知識
- (オ) 生活必需物資等の備蓄
- (カ) 地震発生時の心得
- (キ) 地震が予知された場合の心得
- (ク) 自主防災組織の活動と各自の役割
- (ケ) 応急救護の方法
- (コ) 避難方法（避難路、指定緊急避難場所又は指定避難所）
- (サ) 避難行動要支援者を守るための防災知識

- (シ) 情報入手の方法
- (ス) 防災関係機関が講ずる地震対策
- イ 教育の方法
  - (ア) 講演会、座談会等の開催
  - (イ) 自主防災組織、PTA等の会合等の利用
  - (ウ) 成人学級等の社会教育活動の利用
  - (エ) 地区安全協会の講習会等の利用
  - (オ) 防災交流センターの利用（防災研修会、貸出しフィルム、地震体験車等）
  - (カ) 県広域防災センターの利用（展示教育設備）
  - (キ) VRシミュレーションの利用
  - (ク) 地震手引書等の作成・配布
  - (ケ) テレビ、ラジオ、新聞、パンフレット、ちらし等を通じたの広報
  - (コ) 相談窓口の設置

(2) 防災業務従事者教育

町、県、その他防災関係機関等は、迅速かつ的確な地震対策の実施を図るため、それぞれ防災業務に従事する職員等に対し、必要な教育を行う。

教育内容は、次のとおりである。

- ア 地震に関する一般的・専門的知識
- イ 現在講じられている地震対策
- ウ 今後取組むべき課題
- エ 組織の防災体制
- オ 職員のとるべき行動（事前、発生後、予知があった場合）
- カ 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用法、応急手当等）

(3) 外国人に対する防災教育

町内在住の外国人に対しては、ことばのハンディ等の特殊事情に考慮し、県及び(財)岐阜県国際交流センターの協力を得て、講習会等の防災教育の実施に努める。

また、町内の外国人採用民間事業者等を通じて、防災知識の普及に努める。

(4) 児童生徒等に対する普及

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

学校等は、地震の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

(5) 職員に対する防災教育

町は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部署において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、そ

の指導を行うものとする。

(6) 災害伝承

町は、住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(7) 民間事業者等の防災の推進

町は、民間事業者等の防災意識の向上を図るとともに、民間事業者等の防災力向上の促進を図る。また、民間事業者等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(8) 防災訓練への積極的参加

町は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力(共助の行動の実践)の向上を図るため、住民、自主防災組織、民間事業者等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

(9) 「岐阜県地震防災の日」の設定

岐阜県地震防災対策推進条例に基づき、濃尾大震災(明治24年10月28日発生)が発生した10月28日を「岐阜県地震防災の日」と定め、地震及び地震災害に関する意識を高め、地震防災の活動の一層の充実を図るものとする。

町は、地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、防災意識の向上を図るための啓発活動の実施に努めるものとする。

住民、民間事業者等は、地震災害に備え実施する安全確保に必要な対策の状況を点検し、その一層の充実を図るよう努めるものとする。

防災点検10ヶ条の例

個人	家庭	地域
① 消火器の操作方法	① 家族の役割	① 自主防災体制
② 応急手当の処置方法	② 非常持ち出し品	② 地域住民の把握
③ 緊急避難カードの作成	③ 火災防止対策	③ 避難行動要支援者の避難対策
④ 非常持ち出し品	④ 家具等の落下・転倒防止	④ 地域住民への連絡系統
⑤ 災害情報の入手方法	⑤ 灯油等危険性物質確認	⑤ 防災資機材
⑥ 緊急時の連絡先	⑥ 家族の連絡方法、集合場所	⑥ 警察・消防への連絡系統
⑦ 災害が発生した時の行動	⑦ お年寄り等の避難対策	⑦ 消防水利・施設
⑧ 家具等の落下・転倒防止	⑧ 家の外回り	⑧ 物資等の搬送場所
⑨ 指定緊急避難場所、指定避難所	⑨ 指定緊急避難場所、指定避難所までの危険箇所	⑨ 危険箇所
⑩ 避難路	⑩ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路	⑩ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路



## 第2項 地震防災訓練の実施

### 1 方針

地震災害発生時において、町及び県の計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災訓練を継続的に実施し、年々その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。

### 2 当町の災害特性を考慮した訓練の実施

町、町域内の防災関係者及び防災上重要な施設の管理者は、地震による地域における被害の具体的な想定に基づき、各機関、防災業務従事職員、地域住民の対処すべき応急的な対策について、実地又は図上において機関別にあるいは各機関が合同して訓練を実施する。

なお、訓練の実施に当たっては次の点に留意する。

- (1) 地域特性を反映させる。
- (2) 県の「市町村防災訓練実施要綱」を考慮する。
- (3) 災害時における地域の災害応急活動等の重要性にかんがみ、住民、ボランティア団体及び民間事業者等に訓練への積極的な参加を求め、相互に連携した訓練の実施に努める。
- (4) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

#### 訓練の内容

- |   |
|---|
| ① 地震発生の予見 緊急地震速報・東海地震警戒情報の受信による行動訓練     |
| ② 地震の発生 避難訓練、初期消火訓練、倒壊家屋からの救助訓練、応急救護訓練等 |

### 3 総合防災訓練

#### (1) 総合防災訓練

町は、防災関係機関及び住民等の協力のもとに、特に大規模地震の発生を想定した総合防災訓練を定期的に実施する。

訓練では、訓練の目的を具体的に設定した上で、内陸型大規模地震を想定した訓練、東海地震を想定した予知情報対応訓練など地震規模や被害の想定を明確にする。

また、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、シェイクアウト訓練及び、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努めるものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

町及び防災関係機関は、それぞれ県に準じた訓練を行うものとする。

#### 訓練の内容

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| ① 職員の動員訓練         | ⑨ 道路啓開訓練               |
| ② 情報の収集・伝達訓練      | ⑩ 航空偵察訓練               |
| ③ 災害発生時の広報訓練      | ⑪ 応急復旧訓練               |
| ④ 災害発生時の避難誘導訓練    | ⑫ 現場指揮本部訓練             |
| ⑤ 交通規制その他社会秩序維持訓練 | ⑬ 広域消防応援体制訓練           |
| ⑥ 救援物資の準備及び輸送訓練   | ⑭ 指定緊急避難場所、指定避難所開設運営訓練 |
| ⑦ 消防・水防活動訓練       | ⑮ ボランティア受入活用訓練         |
| ⑧ 救援活動訓練          | ⑯ 広域防災応援受入体制訓練 など      |

(2) 広域災害を想定した防災訓練

町及び防災関係機関は、複数県に及び様々な災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

(3) その他の地震防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、機関ごとに次の地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行う。

ア 通信連絡訓練

有事の際における情報の収集・伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練

イ 動員訓練

初動体制を確保するための職員の動員訓練

ウ 図上演習

的確なとっさの対応を確保するため多様な想定による図上演習を実施する。

(4) 防災関係機関等の実施する防災訓練への支援

町は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について、積極的に協力支援し、避難行動要支援者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図っていくものとする。

(5) 訓練の検証

町及び県等は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

#### 4 自主防災組織等による訓練の実施

住民、施設、民間事業者等は、それぞれの自主防災組織の訓練計画を定め、町が総合防災訓練を開催する際には参加するとともに自主的な訓練に努める。

当町では、9月第2週の日曜日を自主防災訓練の日とし、各自主防災組織が防災訓練を実施している。

### 第3項 自主防災組織の育成と強化

#### 1 方針

大規模地震が発生した場合、防災関係機関の活動が遅延または阻害されることがあるため、「みんなの地域はみんなを守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性について認識を広め、育成強化を推進する。

当町においては、18の自治会を母体とする自主防災組織が組織されており、一層の育成強化を推進する。

#### 2 住民の自主防災組織

(1) 住民の自主防災組織づくりの推進

町は、住民の自主防災組織の育成を推進する。

(2) 住民に対する自主防災組織の重要性の啓発

町は、本章第2節第1項「防災教育・防災知識の普及」に掲げる住民に対する防災教育等により、県、防災関係機関等と連携し、自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努めるものとする。

(3) 防災士や消防・警察OBのリーダー的役割による自主防災組織の育成・強化

町は、町内の防災士や消防団OBのうちから自主防災組織への参加を呼びかけ、その専門知識をいかした地域に密着した指導により、自主防災組織の活動の充実を図る。

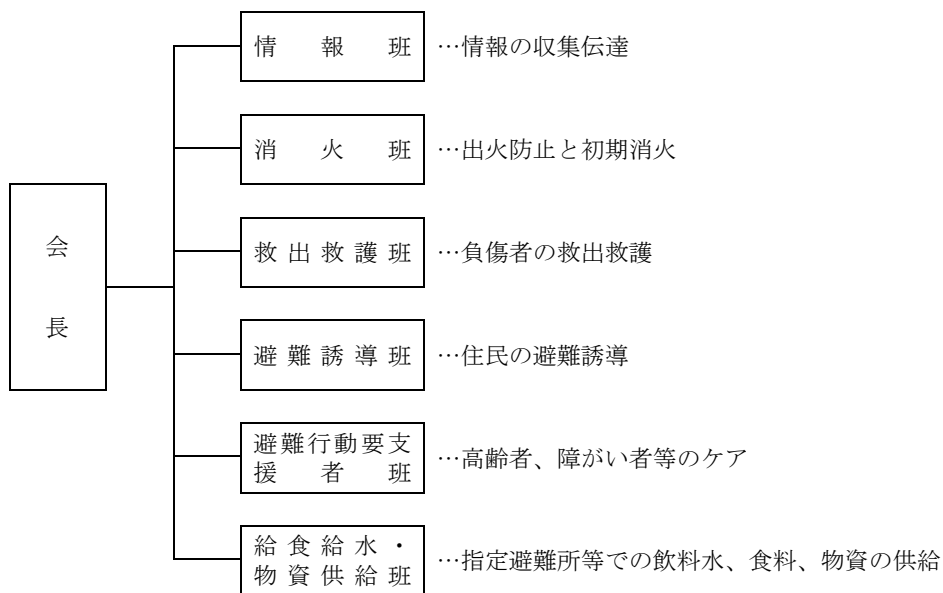
(4) 各自主防災組織の防災計画の作成

ア 町は、自主防災組織の組織・編成、活動内容等を明確にし、迅速かつ的確な活動を確保するため、各自主防災組織が防災計画を作成するよう、その具体的なモデル案を示す等により指導する。

イ 自主防災組織の防災計画は、組織・編成、平常時及び災害時の活動を中心に具体的に定める。

ウ 各自主防災組織は、町が示したモデル案を参考にして防災計画を作成し、各構成員に対し、そのとるべき行動等の周知を図る。

エ 自主防災組織の組織（例）



オ 自主防災組織の活動例

平常時の活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災知識の習得・普及活動……講演会、啓発チラシ等の発行</li> <li>2 防災カルテ、防災マップの作成……地域の防災設備や災害危険性について、マップにまとめて住民に周知徹底</li> <li>3 防災訓練の実施……情報収集伝達、消火、避難、救出救護、給食給水、物資供給</li> <li>4 生活必需品、防災資機材の備蓄……災害直後に必要な生活必需品と初期防災活動に必要な資機材の備蓄</li> <li>5 防災点検の実施……「防災点検10ヶ条」の策定とそれに基づく点検</li> <li>6 地域内の他組織との連携……地域内の民間事業者、団体等との連携を密にし、総合的な自主防災活動推進</li> </ol>
災害発生時の活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報収集伝達……地域内の被害状況・被災者のニーズを町等へ報告 防災関係機関提供情報を住民に伝達</li> <li>2 初期消火……消火器、バケツ、可搬式小型動力ポンプ等で初期消火</li> <li>3 救出救護……救出用資機材による生理め者の救出、負傷者の応急手当て、救護所等へ搬送</li> <li>4 避難誘導……避難指示の伝達、指定緊急避難場所又は指定避難所、経路の安全確保、避難行動要支援者の避難補助</li> <li>5 給食給水・物資供給……炊き出しや救援物資の調達、集積、搬送、配分の協力</li> </ol>

(5) 自主防災組織の防災拠点の位置付け

ア コミュニティ防災拠点

自主防災組織の活動の拠点となる施設（以下、「コミュニティ防災拠点」という。）として各自治会公民館と定める。

イ コミュニティ防災拠点の機能

- (ア) 防災知識の習得・普及の場
- (イ) 資機材、生活必需品等の備蓄
- (ウ) コミュニティの災害応急活動の拠点

(6) 自主防災資機材の整備

地域の実情に応じて、耐震性貯水槽等を始め、自主防災活動に必要な資機材等の整備に努める。

自主防災資機材（例）

情報伝達用具	ハンドマイク、携帯無線機
消火用具	街頭用消火器、消火器格納庫、バケツ、砂袋、可搬式ポンプ
救護用具	担架（車付き）、救急セット、毛布
避難用具	強力ライト、標旗、腕章、ロープ（200m）、小型発電機
救出、障害物除却用具	バール、ジャッキ、折り畳み梯子、のこぎり、チェーンソー、掛矢、斧 スコップ、つるはし、鋏、もっこ、石み、なた、ペンチ、鉄線ばさみ、大ハンマー、片手ハンマー、ロープ、ゴムボート
給食・給水	釜（釜戸付き）、鍋、受水槽（1 t）、ろ水器
その他	テント・天幕、ビニールシート、井戸、リヤカー、燃料

(7) 研修の実施

ア 自主防災組織のリーダー研修

町は、県、その他防災関係機関と連携して、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技術の向上を図ることにより、自主防災組織活動の充実を図る。

イ 各団体における防災研修

町は、県と連携して、地域に根ざした各種の団体（シニアクラブ・女性団体等）に対して、防災に関する研修活動等に参加するよう指導する。

(8) 消防団等との連携強化

ア 町は、県と連携して、自主防災組織と消防団等との連携強化に努め、迅速かつ的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

イ 町は、住民の自主防災組織と女性防火クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図る。

(9) 自主防災組織（自治会）への補助制度

町では、大規模地震等による被害の防止及び軽減のため、自主防災組織の母体である自治会に対して次の補助金を交付している。

ア 地域活性化補助金

自治会を単位として、地域の防災備品等を整備し災害等に備えた場合、その経費の一部補助

イ 自主防災訓練補助金

自主防災訓練の実施にあたり必要な資機材等開催に要する経費の一部補助

3 その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

(1) 施設、民間事業者等の自衛消防組織等

一定規模以上の施設、民間事業者等にあつては、消防法により消防計画を定め、自衛消防の組織を設置する義務を有する。

ア 町は、施設、民間事業者等の自衛消防組織の整備・充実を指導する。また、地域住民の自主防災組織と施設、民間事業者等の自衛消防組織等との連携を図る。

イ 施設、民間事業者等においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は軽減に努めるものとする。

(2) 坂祝町建設防災協力会

ア 坂祝町建設防災協力会は、町が災害応急対策を実施する場合には、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、加茂警察署、可茂消防事務組合（以下、「可茂消防」という。）、その他の行政機関と連携し、倒壊家屋や土砂等からの被災者の救出を支援する。

イ 被災者救出支援に緊急を要するとき又は災害により通信連絡が不能となり、町が要請できないときには、坂祝町建設防災協力会の判断により被災者救出の支援を行う。

(3) ため池の自主防災組織

ため池の損傷に伴う二次災害を防止するため、町、受益者、地域住民による自主防災組織を設立し、必要な措置、下流住民の避難誘導等を行う。

## 第4項 ボランティア対策

### 1 方針

大規模地震災害発生時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要があり、ボランティアの登録及び養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速・円滑な活動を担保する。

### 2 ボランティア意識の啓発

町社会福祉協議会（町）は、町赤十字奉仕団並びに各種ボランティア団体との連携のもとに、ボランティアの手引き、ポスター作成配布等住民のボランティア意識の啓発に努める。

その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

### 3 ボランティアの組織化推進

町社会福祉協議会は、関係団体による連絡協議会を中心に、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

### 4 災害救援ボランティアの登録

町社会福祉協議会は、次の要領で災害救援ボランティアの登録受付を行う。

#### (1) 対象者

ア 18歳以上で災害救援ボランティア活動が可能な者

イ 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者

- ・グループ活動であること。
- ・グループに20歳以上の指導者がいること。
- ・原則として県内の活動に限ること。

ウ 災害救援活動を希望するグループ又は団体

#### (2) 登録後の活動要請

次の場合には、県社会福祉協議会を通じてボランティア活動を要請する。

ア 災害が発生し、関係機関から派遣要請があった場合

イ 災害が発生し、災害救援ボランティア活動が必要と認められる場合

町は、県及び町社会福祉協議会が行う迅速かつ円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受入体制づくりについて、指導・支援を行うとともに、ボランティアの登録状況について把握しておく。

### 5 ボランティア活動の推進

町社会福祉協議会（町）は、ボランティア活動の推進を図るため、次の活動を行う。

#### (1) ボランティアセンターの設置

町社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

#### (2) ボランティアコーディネーターの育成

町社会福祉協議会は、震災時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーター（在日外国人を含む）の育成に努める。また、町は、ボランティアコーディネーターの育成について指導・支援する。

ボランティアコーディネーターの活動内容については次のとおりである。

ア ボランティアと避難行動要支援者との調整・連絡

イ ボランティア活動に関する助言・相談

ウ ボランティアの発掘、登録、あっせん等

#### 6 ボランティア支援を担う職員の養成

町は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う職員を養成するものとする。

#### 7 ボランティア活動拠点の整備

町は、地震災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設、及び活動に必要な設備等の確保を図る。

## 第3節 迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理）

### 第1項 防災体制の確立

#### 1 方針

地震は前ぶれなく不意に発生し、被害が同時かつ広域的に多発することから、即座に対応できる体制を整備することが必要であり、交通・通信網の途絶、職員自身の被災等を考慮した体制づくりが必要である。

このことから、迅速で多重的な初動体制の確立を図るとともに、関係機関との連携により中枢機能の充実を図る。

#### 2 防災組織の充実

##### (1) 坂祝町災害対策本部

町は、災害対策基本法第23条の2に基づき、「坂祝町地域防災計画」に定める災害予防及び災害応急対策を実施するため、坂祝町災害対策本部を設置する。

##### ア 初動期の臨時動員体制の整備

職員は、その勤務時間外、休日等において町内に震度5強以上の地震を覚知したときは、次のとおり直ちに参集する。

(ア) 防災関係職員は、勤務地に参集する。

(イ) 防災関係職員以外の職員は、原則として勤務地に参集するが、参集できない場合は、最寄りの町公共施設に参集し、災害対策本部の一員として初期の緊急対策にあたる。

##### (2) 自主防災組織

当町における自主防災組織の整備、育成、マニュアルの作成等に関する計画は、本章第2節第3項「自主防災組織の育成と強化」に定めるとおりとする。

資料編 (p. 資-53)	・ 坂祝町防災会議条例
資料編 (p. 資-54)	・ 坂祝町災害対策本部条例

### 第2項 広域応援体制の確立

#### 1 方針

大規模地震災害発生時においては、町だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

#### 2 災害対策基本法に基づく応援要請

##### (1) 県及び他の市町村に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するこ



とができる。また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を要請することができる。その際、次の事項を明らかにし、無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ウ 応援を必要とする職員の職種別人員数
- エ 応援を必要とする場所及び期間
- オ その他職員の応援について必要な事項

(2) 指定地方行政機関等に対する派遣要請

町長は、災害対策基本法第29条第2項に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

ア 町長が直接派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 町長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、次の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 相互応援協定に基づく応援要請

町は、大規模災害の発生に備え、資料編のとおり他市町村等と相互応援協定を締結している。

なお、大規模災害発生時には、近隣市町も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定の充実に努めるものとする。

資料編 (p. 資-27)	・ 相互応援協定締結状況一覧
資料編 (p. 資-34)	・ 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書
資料編 (p. 資-38)	・ 災害支援協力に関する覚書
資料編 (p. 資-40)	・ 岐阜県水道災害相互応援協定
資料編 (p. 資-42)	・ 可茂地区市町村消防団消防相互応援協定書
資料編 (p. 資-44)	・ 岐阜県広域消防相互応援協定書

4 その他の応援体制

次の機関等について、応援要請を行う体制を確立する。

- (1) 岐阜県広域消防相互応援

大規模災害時における人命救助活動をより効果的かつ充実したものとするため、岐阜県内の消防機関相互による迅速な援助体制として設置

坂祝町 ⇒ 可茂消防 ⇒ 中濃ブロック代表 ⇒ 県代表消防機関

(2) 緊急消防援助隊

地震等大規模災害時における人命救助活動を、より効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な援助体制として設置

坂祝町 ⇒ 県知事 ⇒ 消防庁長官

(3) 警察災害派遣隊

大規模災害時に都道府県の枠を越えて広域的に即応でき、高度の救出能力と、自活能力を有し、管区警察局単位に設置

(4) 広域航空消防応援

消防組織法第44条の規定に基づき、他の都道府県等へヘリコプターの応援要請を行うときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」により、応援の要請を行う。

坂祝町 ⇒ 県知事 ⇒ 消防庁長官

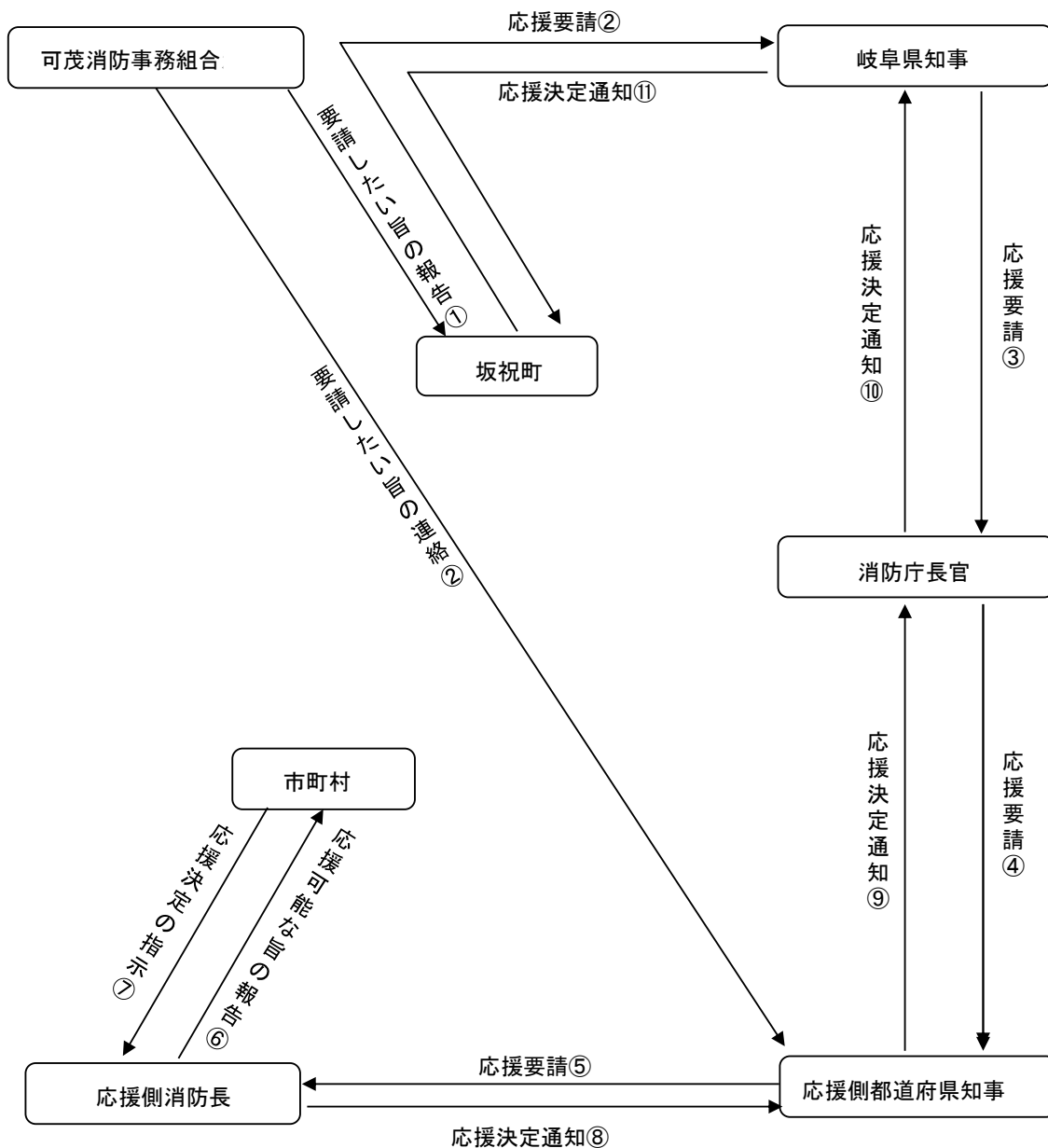
ア 応援要請の際明示すべき事項

- (ア) 要請先都道府県
- (イ) 要請者、要請日時
- (ウ) 災害の発生日時、場所、概要
- (エ) 必要な応援の概要

イ 応援の種別

- (ア) 調査出場…現場把握、情報収集、指揮支援等
- (イ) 火災出場…消火活動
- (ウ) 救助出場…特別な人命救助活動（付随する救急搬送含む。）
- (エ) 救急出場…救急搬送（(ウ)を除く。）
- (オ) 救援出場…救援物資、資機材、人員等の輸送

緊急消防応援隊応援要請ルート



## 第3項 緊急輸送網の整備

### 1 方針

大規模地震災害時には、道路・橋りょう等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルートの確保が重要であることから、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図るものとする。

### 2 緊急輸送道路の指定

町は、地震災害発生後の緊急輸送の確保の観点から、県が指定した第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路から坂祝町庁舎、中央公民館、各指定避難所、一時集積配分拠点施設等への有効なネットワークを指定する。

### 3 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、整備計画を策定する。緊急輸送道路の管理者は、計画に基づき、町中心部と国道21号バイパス・国道248号バイパス等とのアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図るものとする。また、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を強化し、緊急輸送道路のネットワーク機能の保持を念頭においた早期復旧が可能な耐震化を図るものとする。

### 4 町緊急輸送道路の指定

町は、町本部、指定避難所、ヘリポート等の連絡及び県が指定する緊急輸送道路とのネットワークを構築するため、町内の緊急輸送道路を指定し、地震発生後の第1啓開路線として、関係機関に周知し、要員、物資等の円滑な輸送を図る。

また、緊急輸送道路の指定に伴い、一般車を通行させるう回ルートの指定も行う。

### 5 道路被害状況の迅速な把握

町は、地震災害発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。また、道路啓開を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

### 6 地域内輸送拠点の設置

地震災害発生時において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するために、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点施設を指定又は、設置する。

町における地域内輸送拠点施設は次のとおりとし、平素から町職員、自主防災組織、防災関係機関等への周知に努めるものとする。

地域内輸送拠点施設

施設名	所在地	床面積	連絡先	他用途	施設管理団体名
スポーツドーム	坂祝町黒岩1260-1	1,647m <sup>2</sup>	0574-26-7151	屋根付きグラウンド	坂祝町教育委員会

地域内輸送拠点候補施設の選定条件

- ① 災害時に物資の供給や応急対策活動を広域的に実施するため、優先的に路線の整備・復旧を図ることとしている第1次・第2次緊急輸送道路沿いであること。
- ② 防災ヘリコプター緊急離着陸場に併設又は隣接していること。
- ③ 物資の集積配分拠点となるスペースがあること。
- ④ 公的な施設であること。

## 7 緊急通行車両の周知・普及

輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなる。

町は、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

## 8 沿道建築物等の耐震化

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。

# 第4項 防災通信設備等の整備

## 1 方針

超広域・大規模地震発生時には、通信機器の損傷、情報の過剰な集中に伴う機能不全等により、情報の断絶・混乱は必至である。情報の収集・伝達の遅れは応急対策活動の遅れにつながるものであり、被災者のニーズにあった対策を講ずるうえからも、情報通信体制の確立が必要である。

また、災害時の情報通信体制の信頼性を高めるため、衛星系通信・地上系通信・移動系通信によるシステムの三重化の推進・整備を図る。

## 2 防災通信網の整備

### (1) 町防災行政無線

町は、住民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線通信施設、災害現場、各地域との通信を確保するための移動無線通信施設を備えているが、その機能の充実及び一層の信頼性の向上を図る。また、平常時から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、運用の習熟に努める。さらに、災害時における町と防災関係機関との間の通信を確保するための地域防災無線の整備に努める。

町防災行政無線の設置状況は、資料編のとおりである。

資料編 (p. 資-14) ・町防災行政無線設置場所等一覧

### (2) 岐阜県防災行政無線

県は、岐阜県防災情報通信システムの更新（平成27年4月運用開始）により、県本部、県支部、市町村、国や他の都道府県の関係機関、その他防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保しており、今後その機能及び交信範囲の充実、耐震性の向上のほか信頼性の向上に努める。

また、平常時から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、関係機関相互の連絡に積極的に活用し、運用の習熟に努める。

### (3) 消防団等その他防災関係機関の防災用無線の整備

町は、消防団、<sup>ひ</sup>樋管管理人との連絡体制を確保するため、無線機の充実・点検に努める。

(4) 防災相互通信用無線等

町は、可茂消防等の防災関係機関と災害現地等において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、防災相互通信用無線局の整備に努める。

町は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努めるものとする。

(5) 非常通信

町は、県及び防災関係機関とともに、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が使用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、岐阜地区非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努める。

なお、主な非常通信依頼可能機関無線局は、次のとおりである。

警察無線	加茂警察署坂祝駐在所	坂祝町取組35—10
消防無線	可茂消防	美濃加茂市加茂川町3—7—7
鉄道無線	東海旅客鉄道(株)美濃太田駅	美濃加茂市太田町2484
電力会社無線	中部電力(株)加茂営業所	美濃加茂市中富町1—10—16
	関西電力(株)今渡発電所	可児市今渡1510—1

(6) その他の通信網の整備

町は、通信の途絶を回避するため、通信手段の確保に努める。

ア 移動体通信（衛星携帯電話等）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努めるとともに、移動体通信の積極的活用を図る。

イ アマチュア無線

県が平成9年2月24日に「アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定」を(社)日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と締結したのを受け、町においても管内アマチュア無線団体との個別協定を検討するなど、アマチュア無線の活用体制を整備する。

ウ インターネット等

町は、町内外へ被災情報、支援情報、生活情報等を提供するため、インターネット等の積極的な活用によって、より有効な災害時通信体制の整備を図る。

エ タクシー無線

町は、機動的な災害時緊急情報を収集するため、関係機関と協議し、タクシー無線の活用を検討する。

(7) 通信システムを作動させるための人的・物的備え

町及び防災関係機関は、緊急発電設備等及び要員の緊急体制を多重的に整備する。

3 情報の収集・伝達方法の多様化

(1) ヘリコプターによる情報収集

県防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターは、災害が発生した場合、必要に応じ上空から情報

収集活動を行う。

(2) 職員による情報収集

ア 町は、職員の参集経路及びチェックポイントをあらかじめ定め、職員による参集途上での情報収集に努める（それぞれマップを携行し、被害情報ばかりでなく生活物資等の供給可能情報等も収集する。）。

イ 町は、防災関係機関の近くに住所を有する職員を指定し、直接当該機関に赴き情報収集に当たらせる。

(3) 被災現場からの情報収集

町は、あらかじめ、被災現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、被災現場情報等の収集に努める（あわせてバイク、モーター付き自転車等の配備も図る。）。

#### 4 情報システムの高度化

(1) 道路被害情報通信システム

道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築を調査・研究する。

(2) 画像情報収集・連絡システム

町は、画像監視カメラ等による画像情報収集・連絡システムの導入について調査・研究するとともに、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、行政情報メール等、情報収集や連絡のシステムの整備に努め、伝達手段の多重化、多様化を図る。

## 第4節 民生安定のための備え

### 第1項 避難対策

#### 1 方針

大規模地震発生時には、二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切であり、また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が生じることもあることから、安全・迅速な避難のための方策を講ずるとともに、質的にも、量的にも整備された指定避難所を確保しておくことが必要である。

そのため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。

#### 2 避難計画の策定

町は、地震災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう避難判断伝達マニュアルを策定し、地域住民、指定緊急避難場所及び指定避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底する。

学校、病院、工場、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

#### 計画の内容

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 避難の勧告又は指示の伝達方法</li><li>② 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</li><li>③ 避難方法、指定緊急避難場所及び指定避難所への経路、誘導方法、誘導責任者等</li><li>④ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項<ul style="list-style-type: none"><li>・ 収容施設</li><li>・ 給水施設</li><li>・ 情報伝達施設</li></ul></li><li>⑤ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</li></ul> |
|--|

#### 3 行政区域を越えた広域避難の調整

町は、国の協力を得て、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。

- (1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (2) 被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

#### 4 指定緊急避難場所の指定等

町は、指定避難所へ避難する前に組織的避難が円滑に行えるように自主防災組織ごとに一時的に集合して待機する場所として指定緊急避難場所を災害の種類ごとにあらかじめ指定し、住民に周知する。



### 指定緊急避難場所の基準

- ① 洪水やがけ崩れ、土石流、高潮、津波、地すべり、大規模な火事等の異常な現象が発生した場合において、人の生命又は身体に危険がおよぶおそれがない土地の区域（「安全区域（仮称）」）内に立地するものであること。
- ② 発災時に居住者等に開放される管理体制を有していること。
- ③ 異常な現象等による安全区域外に立地する施設などについては、当該異常な現象等に対して安全な構造であることのほか、洪水等に係る施設については、その想定される水位よりも上に居住者等の受入用部分等があること。

## 5 指定避難所

町は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長期間に及び宿泊を要するときの施設として、指定避難所をあらかじめ指定し、住民に周知する。

### (1) 指定避難所の基準

#### 指定避難所の基準

- ① 被災者が避難生活しやすい（物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性）公共の施設であること。
- ② 地区住民を十分収容することができる面積を有すること。
- ③ 洪水、地すべり、がけ崩れ等に対して地形的に安全な場所であること。
- ④ 町が管理する以外の施設にあつては、利用についての協定等が締結されていること。
- ⑤ 選定の順序は次のとおりとする。(1)公立小中学校、(2)公民館・集会所、(3)その他の公立学校、(4)その他の公共的施設、(5)私立学校、旅館、(6)神社・寺院・教会等

#### 資料編 (p. 資-3) ・指定緊急避難場所、指定避難所一覧

### (2) 指定避難所の施設設備の整備

指定避難所の運営に必要な次の設備を整備する。

ア 指定避難所開設に必要な施設設備…貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器、テレビ、ラジオ等

イ 指定避難所生活の環境を良好に保つための設備…換気、照明、間仕切り等

ウ 避難行動要支援者への配慮…スロープ、障がい者用トイレ、文字を表示できるラジオ等

このほか、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図る。また、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等の整備や、避難行動要支援者に配慮した福祉避難所の確保に努める。

### (3) 指定避難所における生活物資の確保

指定避難所又はその近くで避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。町は、資料編に掲げるとおり現行の防災備蓄を充実させ、県及び県内市町村との「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を締結し、災害時の指定避難所における生活物資の確保を行っている。

#### 資料編 (p. 資-5) ・防災用資機材、物資等備蓄状況

#### 資料編 (p. 資-34) ・岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書

## 6 「指定避難所等運営マニュアル」の整備

町は、避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議によ

り、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また、指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。

#### 指定避難所等運営マニュアルの内容

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 指定緊急避難場所、指定避難所の開設・管理責任者</li><li>② 避難者の自治組織（代表者、意思決定手続等）に係る事項</li><li>③ 指定避難所生活の基本ルール<ul style="list-style-type: none"><li>・居住区画の設定・配分</li><li>・共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等）</li><li>・プライバシーの保護等</li></ul></li><li>④ 避難状況の確認方法</li><li>⑤ 避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約</li><li>⑥ その他指定避難所の生活に必要な事項</li><li>⑦ 平常体制復帰のための対策</li></ul> |
|---|

#### 7 指定緊急避難場所及び指定避難所開設状況の伝達

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、定めておくものとする。

#### 8 避難道路の指定

町は、市街地の状況に応じ、住民の理解と協力を得て、避難道路を指定し、住民に周知する。

#### 避難道路の選定基準

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 相互に交差しないものとする。</li><li>② 道路沿いには、火災、爆発等の危険がある大きな工場等がないよう配慮する。</li><li>③ アーケードのない道路とし、窓ガラス、看板等の落下物も考慮する。</li><li>④ 地盤が比較的強固で、浸水等の危険のない道路であること。</li><li>⑤ 自動車の交通量が極力少ないこと。</li><li>⑥ 複数の道路を選定するなど周辺地域の状況を勘案する。</li></ul> |
|---|

#### 9 避難に関する広報

町及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施する。

#### 10 帰宅困難者対策

大規模地震災害発生時に、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、町及び県は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、民間事業者

等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

## 第2項 食料、飲料水、生活必需品の確保

### 1 方針

大規模地震災害発生時には、公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、調達先の被災や搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えない状況が起こる可能性があることから、個人や地域での備蓄や広域応援が必要である。また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要である。

そのため、家庭、地域、民間事業者等での自主的備蓄を推進するとともに、他県・他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。合わせて、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。

### 2 備蓄の基本的事項

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、町内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や供給事業者との連携に努める。

### 3 住民による個人備蓄の促進

大規模地震災害の発生初期の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するほか、自主防災組織において共同備蓄を進めることとする。

なお、町はそれらの啓発に努める。

### 4 町における公共備蓄

#### (1) 町の備蓄状況

当町においては、資料編に掲載のとおり、食料、防災用資機材、生活必需物資、応急給水用資機材等を備蓄しているが、「県と町との役割分担例」の備蓄品目等を参考に、公共備蓄が必要な物資等については、種類及び数量を把握し、計画的に備蓄を行うものとする。

資料編 (p. 資-4)	・食料備蓄状況
資料編 (p. 資-5)	・防災用資機材、物資等備蓄状況
資料編 (p. 資-7)	・給水用資機材等保有状況

#### (2) 公共備蓄の基準

町が公共備蓄すべき基準は、次のとおりとする。

- ア 緊急に必要なもの
- イ 業者の在庫から調達が困難なもの
- ウ 流通在庫の不足量を補完するためのもの

#### (3) 町の備蓄物質

町は、水、食料、生活必需品等災害発生後直ちに必要なものについて、効率的な備蓄を行うものとする。

### 町の備蓄物資

種 類	備 蓄 物 資
食料 飲料水	水、携帯用ストロー浄水器 乾パン、米、缶詰（主食、副食）、粉ミルク、クラッカー、飴、氷砂糖、梅干し、みそ汁
生活必需品	懐中電灯、ロウソク、毛布、寝袋、下着、軍手、生理用品、ゴミ袋、ポリタンク、ポリバケツ、プロパンガス、タオル、簡易便座及び収納袋、トイレトーパー、ガムテープ、ちり紙、紙おむつ、汚水処理用の水、食器、割ばし、ほ乳瓶、雨具、石けん、洗面具
炊飯装置	炊飯設備（薪、LPG用）、携帯コンロ、ガスボンベ

#### (4) 集中備蓄と分散備蓄

ア 備蓄は、集中備蓄と分散備蓄とに区分する。s

(ア) 集中備蓄は、大型で数量が少なく、緊急性を有しないものを対象とし、防災倉庫（防災拠点）等を備蓄場所とし、近隣市町との共同備蓄も考慮する。

(イ) 分散備蓄は、大量で、災害発生後直ちに必要となるもの又は分散して備蓄しないと危険なもの（炊飯用燃料等）を対象とし、各指定避難所等を備蓄場所とする。

イ 備蓄は、流通備蓄（流通在庫調達）を原則とする。

備蓄経費の節減を図るため、公共備蓄すべきもの以外は流通在庫により、食料、生活必需品等の確保を図る。

#### (5) 備蓄施設の確保

備蓄に当たっては、指定された指定緊急避難場所、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄を心がけるよう努める。

### 5 物資供給事業者の協力

町は、災害応援対策または災害復旧の実施に際して、救援物資の提供、物資の輸送、災害情報の放送等に関して物資供給事業者等の協力を得ることを必要とする事態に備え、あらかじめ、発動条件や内容、費用負担等について双方が合意した内容で協定の締結、その他の円滑に物資供給事業者等の協力を得ることができるよう必要な措置を講ずるよう努める。

### 6 緊急輸送拠点の整備

町及び県は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

### 7 食料及び生活必需品の確保

(1) 町は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の措置を講ずる。

ア 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定（被災者、特に避難行動要支援者等のニーズを十分配慮する。）

イ 町内における緊急物資流通在庫調査

ウ 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結

大量調達が可能であり、流通の混乱の少ない製造業者、卸売業者等を中心に、調達に関する協定を締結する。

- エ 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- オ 公共備蓄すべき物資の備蓄
- カ 緊急物資の集積場所の選定
- キ 住民、民間事業者等に対する緊急物資確保の啓発、指導
- ク 炊き出し要請先リスト作成（学校給食施設、炊飯業者・外食事業者等の給食施設、自衛隊施設等）、必要に応じ炊き出しに関する協定締結

#### 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の内容

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 確保すべき品目、数量</li><li>② 流通在庫の定期的調査</li><li>③ 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結</li><li>④ 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結</li><li>⑤ 調達体制</li><li>⑥ 緊急輸送体制（輸送方法、輸送経路等）</li><li>⑦ 緊急物資の集積場所</li><li>⑧ 備蓄物資の品目、数量、備蓄場所</li><li>⑨ 配分計画</li></ul> |
|---|

(2) 町は、住民に対して次のとおり、災害が発生した場合の緊急物資の確保に努めるよう呼びかけを行う。

- ア 最低1週間程度の生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢等の家族構成に配慮）
- イ アのうち、非常持出品の準備（2～3日程度の食料、防災用品（懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等）等）
- ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進（共同備蓄の推進等）

(3) 病院、社会福祉施設、民間事業者等に対して、利用者、入所者等の特性に応じた物資の備蓄の推進を指導する。

### 8 飲料水の確保

(1) 町は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講じる。

- ア 「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づく他の水道事業者からの応急給水等を含む応急給水計画の作成
- イ 応急給水用資機材等の整備
  - (ア) 飲料水兼用型貯水槽、鋼板プール
  - (イ) 給水タンク、ろ過装置、給水車
- ウ 湧き水、井戸水等の把握
- エ 水道工事事業者等との協力体制確立
- オ 復旧資材の備蓄
- カ 住民、民間事業者等に対する貯水、応援給水について指導

#### 応急給水計画の内容

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 臨時給水設置場所の指定、その周知方法</li><li>② 臨時給水所運営体制（本部・現地）、通信連絡体制</li><li>③ 応急給水用資機材の確保方法</li></ul> |
|--|

資料編 (p. 資-7)	・給水用資機材等保有状況
(p. 資-40)	・岐阜県水道災害相互応援協定

(2) 町は、住民に対して次のとおり、災害が発生した場合の応急飲料水の確保に努めるよう呼びかけを行う。

ア 家庭における貯水

(ア) 1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の1週間分を目標に貯水する。

(イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

(ウ) 貯水容器は、衛生的で安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

(ア) 給水班の編成

(イ) 地域の井戸、泉、河川、貯水槽等の水質検査等による飲料水の確保

ウ 応急給水用資機材の確保

ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、燃料等

## 第3項 防災資機材の確保

### 1 方針

大規模地震災害発生時には、現在の町、加茂警察署、可茂消防等の保有資機材では効率的な応急活動ができないこともあることから、防災資機材の確保を図ることが必要である。また、自主防災組織等地域住民による活動も重要であり、地域における防災資機材の整備も必要である。

そのため、救出能力の向上を図るため、防災資機材の充実強化を促進するとともに、地域における資機材の整備を進め、地域防災力を高める。

### 2 防災活動上の資機材、救助活動上の資機材等の備蓄

町は、次のとおり県との役割分担を図り、効率的な備蓄を行うものとする。

・町—防災・救助活動用資機材

・県—防災・救助活動用資機材のうち費用負担の大きいもの、特殊用途のもの、活用頻度の少ないもの

### 3 業者等との協力体制

町は、重機類の確保及び要員の借上げ等のため、建設業者等との協力体制を整備する。

### 4 地域における防災資機材の整備

町は、自主防災組織が、迅速かつ効果的な救出・救助活動が行えるよう、防災備蓄倉庫の設置、防災資機材の整備に協力する。

## 第4項 要配慮者・避難行動要支援者対策

### 1 方針

近年の地震災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者は益々増加することが予想される。町及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

### 2 避難行動要支援者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者をいう。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で、単身世帯の者
- (5) 町の生活支援を受けている難病患者
- (6) 上記以外で自治会等が支援を必要と認めた者
- (7) 避難支援関係者とされた者の判断により、避難行動要支援者として名簿掲載を必要とされた者
- (8) 上記要件から漏れた者で、自ら避難することが困難で、避難行動要支援者名簿への登録を望む者

ただし、地域の避難支援等関係者の人数に限りがあることから、避難行動要支援者名簿の対象は在宅者を優先する。

### 3 避難支援等関係者となる者

町内の各地域及び町内全域において、次の者を避難支援等関係者とする。なお、避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であり、災害発生時には、町内のすべての住民が避難支援者となる必要があることを認識する必要がある。

- (1) 各地域  
各自主防災組織、各地域支えあい団体、民生児童委員
- (2) 町内全域  
可茂消防、加茂警察署、町社会福祉協議会

### 4 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法は次の通りとする。

- (1) 掲載する個人情報  
氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他の連絡先、避難支援を必要とする理由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。
- (2) 個人情報の入手方法  
ア 町は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している本項2「避難行動要支援者の範囲」にて規定する者の情報を集約する。

イ 情報の集約に際し、要介護状態別区分や障がい種別、自治会別、支援区分別に把握する。

ウ 難病患者に係る情報等、町で把握していない情報については、県知事又はその他の者に対して、情報提供を求めるなど、必要な情報取得に積極的に努める。

## 5 名簿の更新

町は、避難行動要支援者の異動など情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を常に更新し、名簿の情報を最新の情報にしておくものとする。また、登録、更新又は削除された避難行動要支援者名簿の情報は、避難支援等関係者と共有する。

## 6 情報漏えいを防止するための措置

町は、避難行動要支援者名簿の作成、更新及び削除にあたって、名簿情報の提供に際する情報漏えいを防止するため、次の措置を求め、あるいは講じるものとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 災害対策基本法に基づき提供されている避難行動要支援者名簿に関する事項は、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (3) 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿を保管するよう指導する。
- (4) 受け取った避難行動要支援者名簿を複製しないよう指導する。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体の内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。

## 7 名簿登録者への情報伝達

### (1) 避難準備情報等の伝達

避難行動要支援者が避難を開始する目安となる避難準備情報等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。また、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報が入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

そのため、町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者に対して、確実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難準備情報等の発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

### (2) 緊急通報システム等の活用

町は、避難行動要支援者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、避難行動要支援者の所在等を把握した防災マップシステム及び避難行動要支援者への情報提供設備の導入・普及を図るものとする。

なお、緊急通報システムについては、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯を対象に電話機及びペンダントの貸与事業を実施しているので、災害時にもこれらのサービスを有効に活用していくものとする。

## 8 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が名簿情報に基づいて避難支援を行う際には、避難支援等関係者本人及びその家族等の生命や身体の安全を守ることが大前提である。

避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたっては、地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作って周知する。



## 9 避難行動要支援者に配慮した防災知識の普及等

- (1) 町は、地域における避難行動要支援者の支援に向けて、また、避難行動要支援者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、避難行動要支援者、避難支援等関係者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。
- (2) 施設等管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行う。特に、職員が手薄になる夜間に対応する訓練を充実する。
- (3) 避難行動要支援者は、自分の身体状況等に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、医療品等の入手方法等を明確にしておくよう努める。
- (4) 住民は、積極的にボランティアとして活動するなど、避難行動要支援者の生活について知識の習得に努める。

## 10 外国人等に対する防災対策

町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
- (2) 地域全体で避難行動要支援者への支援システムや救助体制を整備
- (3) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布

# 第5項 応急住宅対策

## 1 方針

大規模地震により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があることから、迅速かつ的確な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

## 2 供給体制の整備

町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備する。

## 3 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

# 第6項 医療救護体制の確保

## 1 方針

大規模地震災害時における多数の負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産

を含む。以下同じ。) 体制を確立する。

## 2 地震災害医療救護計画の策定

町は、医療救護体制を確立し、医療救護活動に万全を期すため、町内医療機関の協力を得て、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定める。

計画の内容は、次のとおりである。

- (1) 医療救護施設（救護所、救護病院）設置
- (2) (1)以外の医療機関への対応
- (3) 搬送体制

ア 救護所、医療機関から他の医療機関への車両搬送

イ 県防災ヘリコプター、県ドクターヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の応援要請による移送

- (4) 医療ボランティア受入れ体制整備

## 3 県の救急医療体制

県は、医療提供の拠点となる病院をあらかじめ選定、指定し、災害時における緊急医療体制を整備している。

これらの拠点病院の保有する施設、機能は次のとおりである。

- (1) 医療救護チーム育成、耐震化促進、貯水槽・自家発電装置整備
- (2) 食料・飲料水・医療品・非常電源用燃料の備蓄、ヘリポートの整備等
- (3) 災害医療支援機能
  - ア 重篤救急患者の救急医療を行う高度診断機能
  - イ 患者の受入、搬出を行う広域搬送機能
  - ウ 自己完結型医療救護チームの派遣機能
  - エ 地域医療機関への応急資機材の貸出機能

### 指定医療機関

区分	指定医療機関
基幹災害医療センター	岐阜県総合医療センター、岐阜大学医学部附属病院
地域災害医療センター	岐阜赤十字病院、岐阜市民病院、松波総合病院、大垣市民病院、木沢記念病院、中濃厚生病院、中津川市民病院、岐阜県立多治見病院、高山赤十字病院

※岐阜県地震災害等医療救護計画より

## 4 救護所、救護病院の整備

町は、傷病者を処置、収容等を行う施設として、救護所及び救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、住民への周知を図るものとする。

## 5 トリアージ知識の普及・啓発

災害時には、重傷病者を優先して治療にあたる必要があるため、負傷程度の判定を行うことが重要である。

したがって、町内医療機関及び加茂医師会等と協力してトリアージ技術の習得及びその体制の整備に努める。

(1) トリアージ

「緊急度判定に基づく治療順位の決定」のこと。災害発生時などに多くの傷病者が同時に発生した場合に、それに対応する医療スタッフや器具・薬剤等が不足する。このため、傷病者の緊急度や重傷度に応じて、治療優先順位を決めて適切な処置や病院への搬送を行う。

トリアージの基準

優先度	処置	色別	疾 病 状 況	診 断
1	最優先	赤	生命、四肢の危機的状態で直ちに処置の必要なもの	気道閉塞又は呼吸困難、重傷熱傷、心傷害、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
2	待機的	黄	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度のもの	熱傷、多発又は大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
3	保留	緑	軽度外傷、通院加療が可能な程度のもの	小骨折外傷、範囲小熱傷（対表面積の10%以内）で気道の熱傷を含まないもの、精神症状を呈するもの
4	死亡	黒	生命兆候のないもの	すでに死亡しているもの

(2) トリアージタグ

トリアージには、「トリアージタグ」と呼ばれる「札」を使用する。

これには、傷病者の「名前」「住所」「年齢」などの一般情報と、「トリアージ実施年月日・時刻」「搬送機関名」「収容医療機関名」などのトリアージ情報を記載する。

6 災害医療の普及・啓発

町は、可茂消防、日赤岐阜県支部加茂地区等と連携し、心肺蘇生法、応急手当、トリアージの意義等に関し、住民への普及・啓発を行う。

7 医療品等の確保体制の確立

町は、県及び岐阜県赤十字血液センター等と連携し、次のとおり医療品等の確保体制の確立に努める。

- (1) 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握
- (2) 医療用血液の備蓄（岐阜県赤十字血液センター）、輸送体制の確保、献血促進

8 緊急情報セットの活用

発災時や救急時に、救急隊等が迅速な救助活動や救急処置を行い救命率を高めるため、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対し緊急情報セットの整備・活用を推進する。

また、災害時においては、身元確認や親族への連絡等のため緊急情報セットの必要性が高いことから、一般世帯への普及にも努める。

- (1) 地域包括支援センターや介護支援専門員等による情報の管理と更新
- (2) 情報の共有と円滑な運用を目的として、可茂消防と協定を締結
- (3) 緊急情報セットの有効活用のため、支え合い団体等を活用した周知・啓発活動の推進

## 第7項 防疫対策

### 1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が增大することから、防疫対策の徹底が必要であり、迅速かつ的確な防疫活動を行うための体制を確立する。

### 2 防疫活動体制の確立

町は、災害時における防疫体制の確立を図る。

### 3 防疫用薬剤等の備蓄

町は、防疫用薬剤及び資機材について、備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

### 4 感染症患者に対する医療提供体制の確立

町は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の把握に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

## 第5節 地震に強いまちづくり

### 第1項 まちの不燃化・耐震化

#### 1 方針

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊したほか、地震に伴う二次災害としての延焼火災も各地で発生した。

そのため、建築物の耐震化・不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進することが必要である。また、災害廃棄物の発生を抑制する意味でも、想定を超える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

#### 2 建築物の防災対策

##### (1) 防災上重要な建築物の耐震性確保

町は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる公共施設を防災上重要建築物として指定し、耐震化対策を講ずる。

防災上重要建築物の指定

災害対策本部（代替施設）	町役場庁舎（中央公民館）
救援物資集積所	スポーツドーム
ヘリポート	総合運動場、坂祝小学校、坂祝中学校
福祉避難所	総合福祉会館サンライフさかほぎ、坂祝幼稚園
指定緊急避難場所、指定避難所	小中学校、中央公民館、東館、西館、自治会・公民館

※指定緊急避難場所、指定避難所の指定状況は資料編に掲載

#### 資料編（p.資-3） ・ 指定緊急避難場所、指定避難所一覧

なお、町では、昭和56年の新耐震基準施行以前に建設された小中学校、幼稚園等の指定避難所に指定された施設については、随時耐震診断調査を行い、その結果に従い、耐震補強、大規模改造、建替え等の対策を講じている。

##### (2) 一般建築物の耐震性強化

町は、関係機関と連携し、一般建築物の耐震性強化についての指導や啓発に努める。

###### ア 耐震診断助成制度

- (ア) 耐震化に関する住民相談等の実施
- (イ) 耐震性に関する知識普及のための広報の実施
- (ウ) 耐震化についての啓発強化
- (エ) 耐震相談士による建築物耐震化のための配慮事項等の指導

###### イ 耐震工事助成制度

町は、住民の地震対策支援事業として、「坂祝町木造住宅耐震診断助成事業実施要綱」、「坂祝町木造住宅耐震補強工事費助成金交付要綱」により次の助成制度を実施しており、広報紙等により当該制度について、住民への周知を図るものとする。

- (ア) 木造住宅耐震診断助成事業
- (イ) 木造住宅耐震補強工事費補助制度
- (3) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備
- 町は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努める。
- ア 危険度判定活動の普及啓発
- 町は、県と協力し判定士の養成に努め、危険度判定活動の普及啓発を行う。
- イ 震前判定計画、震前支援計画の作成
- 町は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ震前判定計画を作成する。
- ウ 研修機会の拡充
- 町及び県は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ判定士を対象とした判定訓練を実施し、判定技術の向上を図る。
- (4) ブロック塀等の倒壊防止対策
- ア 町は、住民に対し、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についての知識普及を図る。
- イ 町は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。
- ウ 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。
- (5) 建築物不燃化の促進
- 町は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、簡易耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

#### 防火地域の指定

原則として

- ① 容積率600パーセント以上の商業地域
- ② 容積率300パーセント以上の区域で都市防災上の観点から、特に指定が必要と考えられる地域
  - ・集団的地域としての「建築物密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」
  - ・路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等

#### 準防火地域の指定

原則として

- ① 用途地域のうち容積率200パーセント以上の区域
- ② 建築物が密集し、又は用途が混在し火災の危険が予想される地区等

### 3 道路、河川施設等の防災対策

#### (1) 道路施設等の整備

道路管理者は、地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路、橋りょう等の耐震性の向

上、落石危険箇所等の防災対策等の推進を図るものとする。

ア 道路の整備

道路防災点検に基づき、緊急的に対策が必要とされる箇所について、順次対策を実施する。  
また、電気、電話、ガス、水道のライフラインの安全性・信頼性を高めるために、共同溝、電線共同溝の整備推進を図る。

さらに、市街地においては、消防活動が困難である区域の解消あるいは、道路空間が有する延焼遮断機能について考慮し、新設改良計画を作成するものとする。

イ 橋りょうの整備

道路防災点検に基づき（「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」により）、緊急性の高い橋りょうについて順次耐震補強を実施する。

(2) 河川等の整備

河川管理者及び町は、次のとおり、安全と利用の両面から河川施設の整備を推進する。

ア 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

イ 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。

高水敷<sup>こうすいじき</sup>を利用した緊急用河川敷通路の検討・整備を図る。

ウ 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る（坂路や階段の設置、緩傾斜護岸の採用等）。

また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。

エ 河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。

## 4 市街地の防災対策

(1) 市街地再開発の推進

町は、低層の木造建築物が密集し生活環境の悪化した市街地について次の事業等を推進し、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努める。

(2) 住環境整備事業の推進

町は、市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図る。

(3) 土地区画整理事業

町は、市街地内の未整備区域の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを促進する。

## 第2項 火災防止対策

### 1 方針

大規模地震災害が発生した場合、最も恐ろしいのは火災であり、多くの場合、火災が同時に多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性もある。また、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態を踏まえ、効果的・機能的な消火活動ができる体制を整備する必要がある。

火災防止体制を万全のものとするため、火災予防の指導強化、初期消火体制の確立及び消防力の増強等を図る。

### 2 火災予防の指導強化

#### (1) 地域住民に対する指導

町及び可茂消防は、地域住民の自主防災組織、女性防火クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、地震発生時における火災防止知識の普及を図るため次の指導等を行う。

ア 火気使用器具の使用法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓を指導する。

イ 初期消火の重要性の啓発、各家庭、民間事業者等での消火器・消火用水の準備とその使用方法を指導する。

ウ 住宅用火災警報器の設置を推進する。

エ 火災予防条例の周知・徹底に努める。

#### (2) 防火対象物の管理者に対する指導

町及び可茂消防は、防火対象物の関係者に対し、次の指導等を行う。

ア 防火対象物及び消防設備の耐震性の確保を指導する。

イ 消防法に規定する防火対象物について防火管理者を選任させ、地震対策を含めた消防計画の作成を指導する。また、消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導する。

ウ 火気使用器具の使用法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓を指導する。

エ 消防用設備の設置、整備点検とその使用方法を指導する。

オ 防火対象物の予防査察を計画的に実施し、消防対象物の状況を把握するとともに火災発生危険の排除に努め、火災予防対策の万全な指導を行う。

カ 防火対象物の状況を把握し、地震時に火災発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し万全を期するよう指導する。

キ 消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底を図る。

#### (3) 初期消火体制の確立

町は、各家庭等で消火しきれない火災について、自主防災組織消火班による初期消火活動を行えるよう、次の指導等を行う。

ア 街頭消火栓の設置場所を周知するとともに、その使用方法を指導する。

イ 可搬式動力ポンプの使用法及び組織的消火活動を指導する。

### 3 消防力の整備強化



(1) 消防力の強化

町及び可茂消防は、消防力の整備指針に定める水準を目標として、消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

ア 消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保に努めるとともに、防災拠点となる消防庁舎、消防団詰所の耐震化に努める。

イ 必要に応じ次の資機材等の整備に努める。

(ア) 消防団、自主防災組織等への小型動力ポンプ、救助用資機材（鋸、バール等）等の整備

(イ) 生理め者の発見救出等のための資機材（油圧救助器具、画像探索機等）の整備

(ウ) 輻輳する情報を迅速に収集、伝達できる通信体制の整備

ウ 救出活動を阻害する瓦礫、土石、コンクリート等の除去のため、大型建設機械の要請について、関係団体との協力体制を確保しておく。

エ 同時多発災害時には町の消防力だけでは対応できないので、住民による自主防災組織等の育成強化に努める。

(ア) 自主防災組織の設置及び防災資機材の配備

(イ) 消防職員、消防団OBを活用した指導者の育成

(ウ) 自主防災組織の普及及び初期消火、応急救護、防災資機材の取扱訓練の実施

(2) 消防水利等の確保

町は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発火災、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図る。

なお、町の消防水利の配置状況は、資料編掲載のとおりである。

ア 防火水槽及び耐震性貯水槽の整備を図る。

イ 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等を把握し、水利の多様化を図る。

ウ 長時間放水時の水を確保するため、必要に応じ水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサ車等）の利用について関係団体と協議しておく。

資料編 (p. 資-10) ・消防水利の状況

## 第3項 地盤の液状化対策

### 1 方針

岐阜県を震源とした地震はもとより、周辺県、さらに遠隔地で発生した地震においても、それが長周期地震動を伴い、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられることから、河川沿いの低地等の液状化のおそれのある個所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。

### 2 実施内容

#### (1) 液状化危険度に関する意識啓発

町は、現在ある液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過など把握を進

め、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する意識啓発を行う。

特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について住民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行う。

(2) 液状化危険度調査の見直し

町は、揺れの時間の長さを考慮した、精度の高い液状化危険度マップを作成し、平素から液状化危険度を把握するとともに、住民に対する危険度の周知に努める。

(3) 基幹交通網における耐震化の推進

町は、液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行う。

(4) 堤防の液状化対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害の二次被害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切に行う。

(5) ライフライン施設等の液状化対策

町は、ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設等の被害防止する対策を実施する。

## 第4項 危険物等の災害対策

### 1 方針

大規模地震が発生した場合、危険物等により、出火、爆発、有毒ガスの発生等人命に著しい危険を及ぼすおそれがあり、災害の発生・拡大防止のための平素からの対策が重要である。

そのため、可茂消防、町及びその他関係機関はこれを防止するため、危険物等の保安体制の確立について、施設、民間事業者等を指導し、災害の未然防止に努める。

### 2 危険物

大規模地震発生時の危険物による災害を最小限に止めるため、各関係機関は次の措置を行う。

(1) 可茂消防の措置

ア 危険物施設の立入検査、保安検査による位置、構造及び設備、危険物の貯蔵及び取扱い方法の調査指導、特に、屋外タンク貯蔵所の保安検査

イ 消防法等による危険物施設の規制の徹底、耐震性の確保

ウ 消防法に基づき予防規程の作成が義務付けられている危険物施設に対し、地震対策を含めた予防規程の作成指導

エ 火災予防条例の適用を受ける指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱いを行っている学校、薬局等について、火災予防上の立入検査等の実施、危険物の貯蔵、取扱い方法の指導、自主的定期点検等による自主保安体制の強化の指導

オ 石油ストーブ、ボイラーを使用している事務所、一般家庭等について、灯油の適正な保管及び取扱い方法の指導啓発

カ 危険物流出防止資機材の整備及び整備・配備状況の把握

(2) 町の措置

石油ストーブ、ボイラーを使用している事務所、一般家庭等について、灯油の適正な保管及び取扱い方法の指導啓発

(3) 危険物施設の所有者等の措置

ア 消防法に基づく安全確認のための定期点検

イ 防災資機材、危険物流出防止資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄等

資料編 (p. 資-10) ・危険物施設の状況

### 3 高圧ガス等

大規模地震発生時の高圧ガス等による災害を最小限に止めるため、各関係機関は次の措置を行う。

(1) 高圧ガス

高圧ガス事業者は、次により、自主保安体制の確立に努める。

ア 高圧ガス施設の整備・日常点検等の実施

イ 応急措置等についての保安教育

ウ 緊急連絡体制の整備、緊急対応マニュアル策定

エ 防災協定などによる地域応援体制の確立

オ 防災訓練の実施等

(2) 液化石油ガス

県エルピーガス協会及び販売事業者は、次の災害予防対策を行う。

ア 県エルピーガス協会

(ア) 一般消費者に対し液化石油ガスの知識の普及、地震時における応急措置・火災防止措置等の周知

(イ) 協会のLPガス災害対策要綱に基づく緊急連絡・緊急出動体制の整備、必要資機材の確保

イ 販売事業者

(ア) 一般家庭など液化石油ガス容器の転倒防止措置を確実にするとともに、地震対応型ガス機器の普及を促進

(イ) 簡易ガス施設についても貯蔵施設や配管の維持管理の徹底及び地震対応型ガス機器の設置促進

(ウ) 災害発生時の緊急対応体制の整備

### 4 火薬類

大規模地震発生時の火薬類による災害を最小限に止めるため、火薬類施設の管理者は、火薬類施設の災害予防のため、次の対策を行う。

(1) 応急措置について保安教育

(2) 地震防災訓練の実施

(3) 災害発生時の火薬類の流出、紛失防止についての万全の対策

### 5 毒物及び劇物

大規模地震発生時の毒物及び劇物による災害を最小限に止めるため、毒物及び劇物を取扱う事業

者は、次の措置を行う。

- (1) 事故時の通報体制の確立
- (2) 転倒防止対策等施設の整備点検
- (3) 事故拡大防止及び被災防止体制の確立
- (4) 消火、吸着剤、化学処理剤等の整備
- (5) 地震防災教育及び訓練の実施

## 第5項 災害危険区域の防災事業の推進

### 1 方針

当町は、近年宅地化が進み、山地にまで開発が及んでいることなどにより、山地に起因する災害の危険性が高まっている。大規模な地震が発生した場合、これらの被害により一瞬にして多くの人命を失い、また広範囲に人命が危険にさらされるおそれがあり、防災事業の推進が必要である。

このため、災害危険区域を把握し、関係機関及び地域住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図る。

### 2 土地利用の適正誘導

町は、地盤災害の予防対策として、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤災害の予防を検討する必要がある。

この他地盤災害が発生すると思われる地域の人々へは、防災カルテや防災マップ等により正しい知識の普及に努め、周知徹底を図る必要がある。

### 3 造成地の災害防止

町は、県その他関係機関と連携し、傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険があるため、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。また、既存の土地造成地において、崩壊等の危険のある土止め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導する。

### 4 土砂災害防止事業

地震によって起こる土砂災害は、地震動によって直接起きるものと、地震後の降雨により二次災害として起きるものがある。

これらの対策としては、次のとおりである。

土砂災害危険箇所等に関する措置	<p>1 県は、適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害危険箇所についての情報提供を行うものとする。</p> <p>2 県は、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害のおそれのある箇所について、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により危険箇所を指定し、その箇所を公表、周知するとともに、必要な箇所の法指定を推進し、土砂災害防止施設の整備、法に基づく行為規制の適切な実施など災害予防上必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 町は、上記1、2の措置が早期に実施されるように、県に対して積極的に働きかけるものとする。</p>
土砂災害危険箇所に関する警戒避難体制の整備	土砂災害を防止するため、土石流発生基準雨量等の設定、土砂災害に対する予報又は警報の発令及び伝達、避難、その他警戒避難体制の確立に努めるものとする。

#### (1) 砂防

土石流は、地震により崩壊した土砂がそのまま土石流となる場合もあるが、地震後の降雨により発生する危険性が高い。当町では、このような土石流の発生するおそれのある土石流危険渓流として9箇所が指定されている。

そのため、土石流発生による被害が大きい地区、人家密集地区及び市街地の発展の著しい地区に係わる渓流等を重点に、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備の推進を県に働きかけていく。

資料編 (p. 資-8) ・土石流危険渓流一覧

#### (2) 急傾斜地

急傾斜地の崩壊による被害を軽減するため、当町では、急傾斜地崩壊危険箇所として14箇所が指定されている。これらの箇所では、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所については、対策工事を実施する。

資料編 (p. 資-8) ・急傾斜地崩壊危険箇所一覧

#### (3) 総合的な土砂災害対策

町は、土砂災害警戒区域等の関係図書を町役場等において住民に縦覧するとともに、土砂災害ハザードマップ等の配布や説明会を開催することにより警戒避難に関する事項の周知を行う。

県は、土砂災害危険箇所表示看板の設置や土砂災害ハザードマップの原案作成等の支援を行う。

#### (4) 山地災害

山崩れ等によって発生した崩壊土砂により、人家・公共施設等に被害を与えるおそれのある山地災害危険区域については、山腹崩壊危険地区5箇所、崩壊土砂流出危険地区5箇所が存在している。

これらの地区について調査点検し、保安林又は保安施設地区への指定を推進して、治山事業を積極的に推進する。

資料編 (p. 資-9) ・山地災害危険区域

## 5 老朽ため池の整備

町は、農業用ため池の築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化等に加え、大規模地震による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、損朽が進んでいるため池の堤体、取水施設等の改修、補強に努める。

## 6 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

町及びその他の関係機関は、傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険があるため、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。

また、既存の土地造成地にあつて、崩壊等の危険のある土止め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導する。

更に、土砂災害のおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、県は市町村の意見を聴いて、災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特別警戒区域については、新たな住宅等の立地抑制を図り、町は警戒区域ごとに土砂災害に係る情報伝達及び警戒避難体制の整備を図り、土砂災害から住民の生命を守るよう努める。

土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、町は、県より提供される土砂災害警戒区域に関する資料を受け、町地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図るとともに、県はこれを支援する。

## 7 住宅移転事業

町は県と連携して、災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団移転を促進することが認められる区域については、防災のための集団移転促進事業の実施の促進を図るものとし、移転者に対しては生活確保に必要な援助を行うよう努める。

また、町は、県建築基準条例で指定された「災害危険区域」及び建築を制限している区域に存する住宅で移転を必要とするものについては、がけ地近接危険住宅移転事業の実施の促進を図るものとし、本制度の活用について、住民の積極的な協力を得るよう努める。

# 第6項 ライフライン施設対策

## 1 方針

電気、ガス、上下水道等のライフラインはまさに生命線であり、その寸断は都市生活の基本的な部分での麻痺を生じ、二次災害の発生、応急対策の遅延にもつながるなど、その影響は極めて広範に及ぶものであり、その対策は万全でなければならない。

そのため、施設の耐震性の確保及び電線類の無電柱化に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保を図る。

## 2 水道施設

水道事業者（水道環境部）は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備等を行うものとする。

- (1) 水道水源の多元化による災害時の水道水の安定確保
- (2) 浄水場施設等の耐震化等

- ア 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化
- イ 緊急時給水拠点としての配水池・調整池の整備推進  
貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁等を設置
- (3) 管路施設の整備
  - ア 導・送・配水管路の耐震性の強化  
老朽管の敷設替え、耐震性の高い管の採用
  - イ 配水系統の相互連絡  
2以上の配水系統を有する水道施設及び2以上の水道施設間の幹線で相互連絡管の整備
- (4) 電力設備の確保  
水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む。）の整備
- (5) 緊急時給水拠点の設定  
緊急時に応急給水を行う場所（配水池、給水車配置場所及び飲用井戸等）をあらかじめ設定する。
- (6) 資機材の備蓄等
  - ア 復旧工事用資材の備蓄及び調達（製造業者と優先調達に関する契約締結）
  - イ 応急給水用機材の備蓄  
町の応急給水活動を支援するための給水タンク等の整備
- (7) 広域的相互応援体制の整備  
「岐阜県水道災害相互応援協定」及び「東海四県水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、応援体制、受入れ体制を整備

資料編 (p. 資-40) ・岐阜県水道災害相互応援協定

### 3 下水道施設（農業集落排水を含む）

下水道管理者（水道環境部）は、地震災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を行うものとする。

- (1) 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
- (2) 下水道施設設備の耐震・液状化対策等
  - ア マンホールポンプ及び処理場内の重要施設について耐震性の強化及び液状化対策
  - イ その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等で機能確保を図り、また、補修の容易な構造とし、復旧対策に重点を置いて整備
  - ウ 緊急用として管きょ及び処理場にバイパス等の整備
  - エ 停電及び断水に対して速やかに対応できる設備の整備
  - オ マンホールポンプ及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう整備
- (3) 下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用）
- (4) 下水道施設が損傷した場合においても、その機能を代替できるよう管きょ、マンホールポンプ、処理場のネットワーク化について検討

(5) 管きょ内に光ファイバー等下水道管理用通信網の整備

(6) 下水道台帳の整備

(7) 中部ブロック災害応援体制の整備

「災害応援に関する協定」及び応援資材・機器の保有状況の把握

#### 4 電気施設

電気事業者は、地震災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を行うものとする。

(1) 電力供給施設の耐震性確保

(2) 防災資機材及び緊急資機材の整備

(3) 要員の確保

(4) 被害状況収集体制の整備

(5) 広域的相互応援体制の整備

#### 5 鉄道施設

鉄道事業者は、地震災害発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を行うものとする。

(1) 鉄道施設の耐震構造への改良促進、地震時要注意構造物の点検

(2) 地震計の設置による早期点検体制の確立

(3) 耐震列車防護装置等の整備増強

(4) 防災資機材の整備点検

(5) 要員の確保

#### 6 電話（通信）施設

(1) 電気通信施設

電気通信事業者は、災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行うものとする。

ア 電話通信施設、設備の安全性の確保

イ 災害対策機器の配備

ウ 重要通信の確保

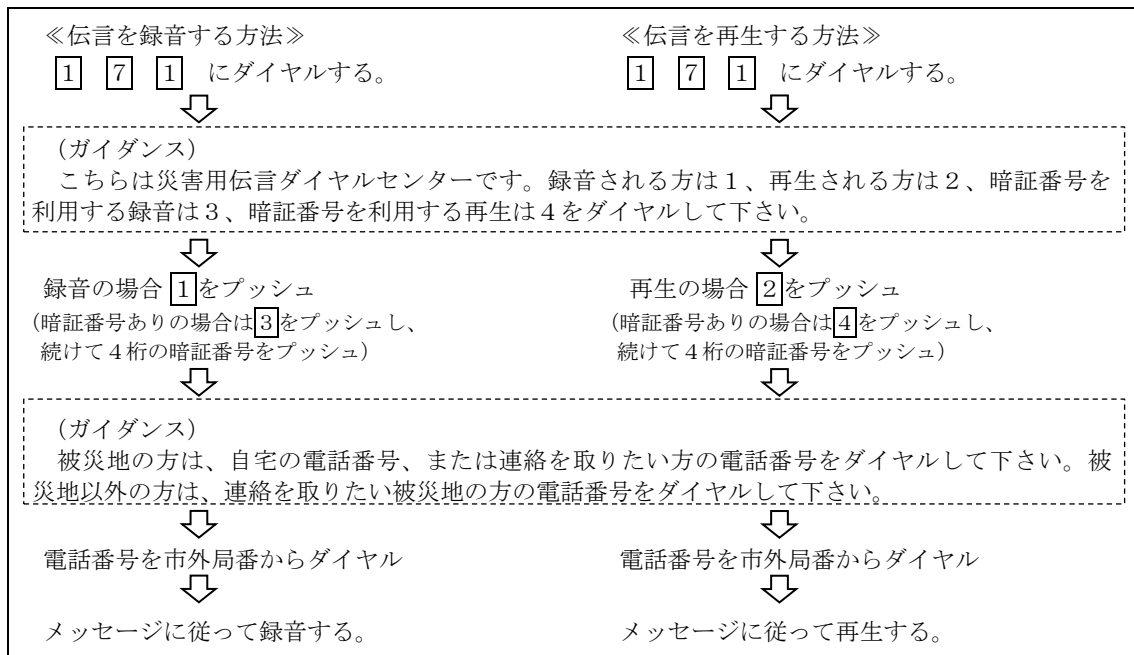
エ 要員の確保

(2) 特設公衆電話の事前設置

西日本電信電話株式会社は、災害発生時に避難した住民等の通信手段を確保するため、指定避難所等における特設公衆電話の事前設置について町と調整する。また、設置後の施設について、災害が発生した場合の通信を確保するための対策を行うものとする。



NTTの災害用伝言ダイヤル「171」のしくみ



- (注) 1 伝言蓄積数には限りがある。(1つの電話番号に3～7伝言)  
2 録音時間は1伝言30秒以内  
3 伝言は伝言してから48時間預けることができる。  
4 「171」は、一般電話、公衆電話、携帯電話、PHSからも利用できる。  
5 海外からは使用できない。  
6 利用する場合は通話料金がかかる。

## 7 放送施設

放送事業者は、災害時における住民への情報伝達手段としての放送の有効性を認識し、大規模地震の発生等に際してその機能を確保するため、次の予防対策を行うものとする。

- (1) 送信所、放送所の建物、構築物の耐震性の強化
- (2) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策
- (3) 放送設備等重要な設備について、代替又は予備の設備の設置
- (4) 二次災害の発生防止のための防止設備等の設置
- (5) 建物、構築物、放送設備等の耐震性等についての定期的自主点検

## 8 電線類

道路管理者は、調整のうえ、電線類の無電柱化を推進する。

## 9 ライフラインの代替機能の確保

町は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努めるものとする。

- (1) 指定避難所その他公共施設での井戸の掘削
- (2) 飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽の設置
- (3) 指定避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- (4) 指定避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- (5) 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
- (6) 各種通信体制の活用……アマチュア無線、タクシー無線、インターネット等
- (7) 新エネルギーシステムの導入

## 第6節 教育・文化財関係の対策

### 第1項 教育対策

#### 1 方針

学校、その他の教育機関、研究機関等（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物及び設備（以下「教育施設」という。）を地震災害から防護し、教育の確保と園児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図るため、教育施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。

#### 2 教育施設の不燃化、耐震構造の促進

学校等の経営者又は管理者は、教育施設の建設に当たっては、適切な構造物による建築に努める。また、校地等の選定・造成を行う場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

#### 3 教育施設の予防対策

学校等の経営者又は管理者は、常に教育施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分留意して地震災害の予防に当たるものとする。

##### (1) 組織の整備

教育施設の補強、補修等が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておく。

##### (2) 補修、補強等

平常時から教育施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設（避難施設等）の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たる。

##### (3) 資材等の整備

災害時の教育施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておく。

#### 4 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取扱い、あるいは保管する学校等は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取扱いに努めなければならないが、特に地震災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておくものとする。

#### 5 防災教育

町教育委員会及び学校等の管理者は、県教育委員会と連携して、学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行うものとする。

##### (1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

児童生徒等の安全と家庭や地域への防災知識の普及については、本章第2節第1項「防災教育・防災知識の普及」によるものとする。

##### (2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技術の向上

関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努める。

#### 6 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するた

め、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図るものとする。

なお、町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

## 7 避難その他の訓練

学校等の管理者は、児童生徒等及び職員の防災に対する心構えを確認し、大規模地震災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、警報の伝達、児童生徒等の避難、誘導等防災上必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- (2) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を取めるように努める。
- (3) 訓練は保育園、幼稚園は月1回、小学校は每学期1回以上、中学校は年2回以上実施する。
- (4) 訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努める。
- (5) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。
- (6) 計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受ける。
- (7) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

## 第2項 文化財保護対策

### 1 方針

大規模地震災害発生時には建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が、滅失の危機にさらされる。そのため、被害状況を的確に把握し、保存・管理の徹底を図る。

### 2 防災知識の普及

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災知識の普及を図る。

### 3 文化財施設の予防対策

#### (1) 指定文化財等の所有者及び管理者

指定文化財等の所有者及び管理者は、施設を地震災害から保護するため、不燃化、耐震化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努める。

#### (2) 町、県

ア 国指定、県指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況

の把握に努める。

イ 文化財防災台帳（非常災害時以外は非公表）を配備し、大規模地震災害時に備える。

ウ 所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために文化財の防災の手引きを発行し、その管理・保護対策について指導助言をする。

エ 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

オ 文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

資料編 (p. 資-78) ・町内文化財一覧
------------------------

#### 4 防災教育

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期する。

#### 5 避難その他の訓練

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財防火訓練を実施するよう努める。

#### 6 応急協力体制

指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、県、可茂消防等との連絡・協力体制を確立する。

町教育委員会は、県に協力して、緊急避難用保管場所の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図る。

## 第7節 行政機関の業務継続体制の確立

### 1 方針

大規模地震災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤等が失われ、行政の業務継続に大きな支障をきたすことが考えられる。

そのため、災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

### 2 行政における業務継続計画の策定

町は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、町機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員などが速やかに派遣される体制の確立を図るものとする。

### 3 行政機関における個人情報等の分散保存

町における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面）の分散保存の促進を図る。

## 第8節 民間事業者等の防災の促進

### 1 方針

民間事業者等の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模地震災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある。そのために民間事業者等は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、民間事業者等にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

町及び商工団体等は、県と連携し、民間事業者等の防災意識の向上を図り、災害時に民間事業者等が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、民間事業者等の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

### 2 民間事業者等の取り組み

民間事業者等は、大規模地震災害発生時の民間事業者等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各民間事業者等において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、想定される被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

#### (1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に民間事業者等の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

#### (2) 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みを実施する。

#### (3) 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、BCPを策定し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めて、継続的に事業継続の取り組みを実施する。

#### (4) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、住民、行政、取引先民間事業者等などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として民間事業者等が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など民間事業者等の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

### 3 民間事業者等の防災促進のための取り組み

町及び商工団体等は、県と連携し、民間事業者等のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCPの策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等によ

り民間事業者等の防災力向上の推進を図る。また、民間事業者等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) B C Pの策定促進

ア 普及啓発活動

民間事業者等の防災の重要性やB C Pの必要性について積極的に啓発していく。

イ 情報の提供

民間事業者等がB C Pを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

(2) 相談体制の整備

民間事業者等が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災民間事業者等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 防災活動体制

#### 1 方針

地震は風水害などの災害と異なり、突発的なものであるため、その発生後極めて短時間に起動する体制づくりを不断に考えておくことが必要であり、防災中枢機能そのものが被災する場合もあるため、その対策が必要である。

このように厳しい条件の中で、初動時に最低限必要な要員を確実に確保し、次の中枢機能を迅速に立ち上げる。

#### 2 本部員会議

大規模な地震等が発生し、本部長（不在時は、副本部長又は代理者）がその必要を認めるときは、「本部員会議」を開催し、次の事項を協議する。なお、本部員会議を開催するいとまがないとき、あるいは、災害の規模がその程度に達しないとき等にあつては、坂祝町災害対策本部の開設その他について関係のある本部員が協議し、その結果に基づき、本部長（町長）が決定する。

- (1) 災害対策本部の体制及び職員の動員、応援に関すること。
- (2) 必要により現地災害対策本部の設置・廃止及び現地指揮者の選定又は視察、見舞い等に関すること。
- (3) 災害予防（拡大防止）に関すること。
- (4) 被災者の救助、保護対策に関すること。
- (5) 交通、通信その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関すること。
- (6) その他災害対策に関連した重要な事項

#### 3 坂祝町災害対策本部

町長は、地震災害が発生した場合、又は発生するおそれがあるときは、その地域に係る災害応急対策を円滑に行うため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき坂祝町災害対策本部（以下、「町本部」とする。）を設置する。

##### (1) 設置基準及び廃止基準

###### ア 設置基準

- (ア) 町域に震度5強以上の地震が発生したとき。
- (イ) 町域に相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるときで町長が必要と認めるとき。

###### イ 廃止基準

- (ア) 当該災害に係る災害の予防及び応急対策が完了したとき。
- (イ) 想定された災害に係る危険がなくなったと認めるとき。

##### (2) 開設場所

町本部は、町役場庁舎に設置する。ただし、町役場庁舎が被災等により使用できない場合には、中央公民館を代替場所として使用し、職員、防災関係機関等に周知する。

##### (3) 本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定めておく



ものとする。

第1順位	副町長（副本部長）
第2順位	教育長（副本部長）
第3順位	総務課長

資料編（p. 資-54） ・ 坂祝町災害対策本部条例

(4) 町本部の組織及び分担任務

町本部の組織及び分担任務は、第Ⅰ編総則第6章「災害対策本部の組織」によるものとする。

(5) 町本部職員の証票等

ア 身分証明書

町本部職員の身分証明書は、「職員身分証明書」をもって兼ねるものとし、災害対策基本法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）及び災害救助法第27条第4項（物資の保管場所等への立ち入り時の身分証票）による身分を示す証票も本証をもって兼ねるものとする。

イ 腕章

町本部職員のうち災害応急対策の実施又はその事務に従事するものは、別表の1に掲げる腕章を着用する。

ウ 標旗

町本部を開設した場合は別表の2の標旗掲げるものとする。

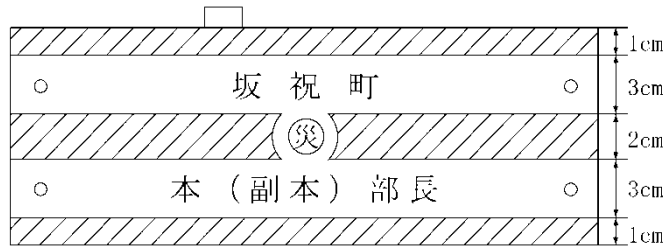
4 現地災害対策本部の設置

- (1) 本部長は、災害対策基本法第23条の2第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置することができる。
- (2) 現地災害対策本部に現地本部長及び現地災害対策本部員をおき、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもってあてる。
- (3) 現地災害対策本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理する。
- (4) 現地災害対策本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置する。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

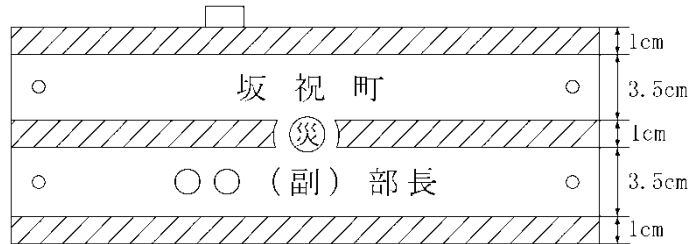
別表

1 腕章

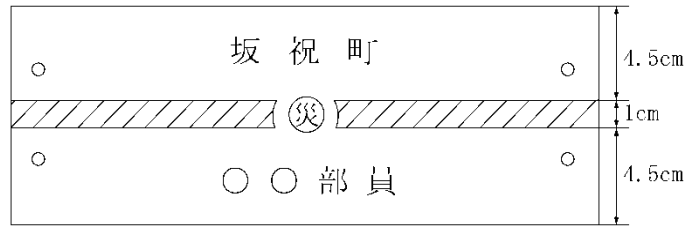
① 本部長、副本部長腕章



② 部長、副部長腕章



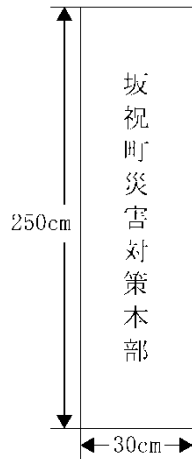
③ 部員腕章



- (注) 1 腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。  
 2 地は白地、字は黒色とし、線は赤色とする。  
 3 ホック止めとする。

2 標旗

① 町本部標旗



## 第2節 災害対策要員

### 第1項 職員の動員

#### 1 方針

地震は風水害などの災害と異なり、突発的なものであるため、その発生後極めて短時間に起動する体制づくりを不断に考えておくことが必要であり、職員が被災すること、また交通が途絶することから、職員の参集が困難となった事態の対策も合わせて検討しておく必要がある。

このような状況を想定し、災害応急対策実施のため迅速に必要な人員（労力）の動員確保を図る。

#### 2 要員の確保

町本部の動員基準及びその人員は、次のとおりとする。

##### (1) 動員基準

体制	基準	動員内容	配備職員	摘要
準備体制	町域に震度3の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	防災担当又は代理者	災害対策本部は設置されない。
	町域に震度4の地震が発生したとき。		総務課	
警戒体制	町域に震度5弱の地震が発生したとき。	警戒活動にあたり、事態の推移に伴い、速やかに本部を設置できる体制	総務課 産業建設課 (必要により町長が指名した課)	1 町長が必要と認めた場合災害対策本部が設置される。 2 各課の体制は、各課の定める計画による。
非常体制	町域に震度5強以上の地震が発生したとき。	災害が発生し、町域に大規模な災害が想定され、全町的に応急対策がとれる体制	全職員	災害対策本部が設置される。

##### (2) 職員の動員体制

ア 配備職員は、それぞれの基準に該当する地震が発生した場合、直ちに非常配備につく。

イ 体制の伝達は、勤務時間内においては、庁内放送、電話等により、勤務時間外・休日においては、電話、携帯電話（メールを含む。）によるものとする。

ウ 準備体制及び警戒体制（災害対策本部未設置の場合）に係る指揮監督は、総務課長が行う。

エ 本部長は、災害対策本部の設置を決定したときは、直ちに各部長に通知する。

オ 各部長は、本部長が災害対策本部の設置を決定したときは、あらかじめ定める動員編成計画に基づく動員体制をとる。

##### (3) 緊急初動特別班の編成

大規模な地震の発生により、職員の迅速な参集が困難な場合には、先着した職員により緊急初動特別班を編成し、順次初動に必要な業務にあたる。

緊急初動特別班の任務は、おおむね次のとおりである。

ア 町本部の設置準備

イ 関係機関との連絡調整

- ウ 住民、防災関係機関等からの被害情報収集
- エ 指定避難所の案内
- オ その他緊急を要する事項

### 3 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、町内に震度5強以上の地震の発生を覚知したときは、動員編成計画に基づき直ちに町役場若しくは最寄りの指定緊急避難場所及び指定避難所の開設予定施設等に参集し、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営の協力等町本部の一員として初期の緊急対策にあたる。

### 4 職員の応援

各部における災害応急対策の実施にあたって職員が不足するときは、総務部を通じ各部に応援の要請を行うものとする。総務部は、本部員会議で決定された応援方針に基づき応援可能な部のうちから適当な部を決定し、通知する。

なお、町本部内における応援でなお不足する場合には、県、他市町村、協定締結機関等に職員の派遣又は応援を要請する。

## 第2項 ボランティア対策

### 1 方針

大規模地震災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱する。

そのため、町は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会に指示し、ボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備に努める。

### 2 ボランティアの受入れ体制

- (1) 町本部は、災害ボランティア活動拠点を、日本ラインふれあいセンターの敷地内に確保する。また、活動に必要な設備等の確保を行う。
- (2) 町本部は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。
- (3) 町社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、ボランティアセンターを設置し、被災地におけるボランティア活動への支援を行うものとする。また、ボランティアからの情報・ニーズ等を把握し、ボランティア活動に対する適切な支援に努めるものとする。

### 3 専門分野のボランティアの受入・派遣

救出、消火、医療、看護、介護、建築等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、関係機関と連携を密にし、受入・派遣に係る調整等を行う。

### 4 災害時のボランティア活動

災害時のボランティアが行う活動は、次のとおりである。

- (1) 被災者の人命救助や負傷者の手当て  
これらの活動は、専門技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となる。

(2) 被災建物の危険度調査

被災した建物が、その後の余震に耐えられるかどうかを判定する業務であり、建築士等で専門的な技術を習得した人が中心となる。

(3) 被災者の生活支援

一般ボランティアが行う活動内容としては、次のようなものがある。

ア 指定避難所援助

食料・飲料水の提供、炊き出し、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・身体障がい者等援助（手話通訳、外出援助）、話相手、子どもの世話、学習援助・メンタルケア・指定避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供（ホームページ、ミニコミ紙の作成・配布）

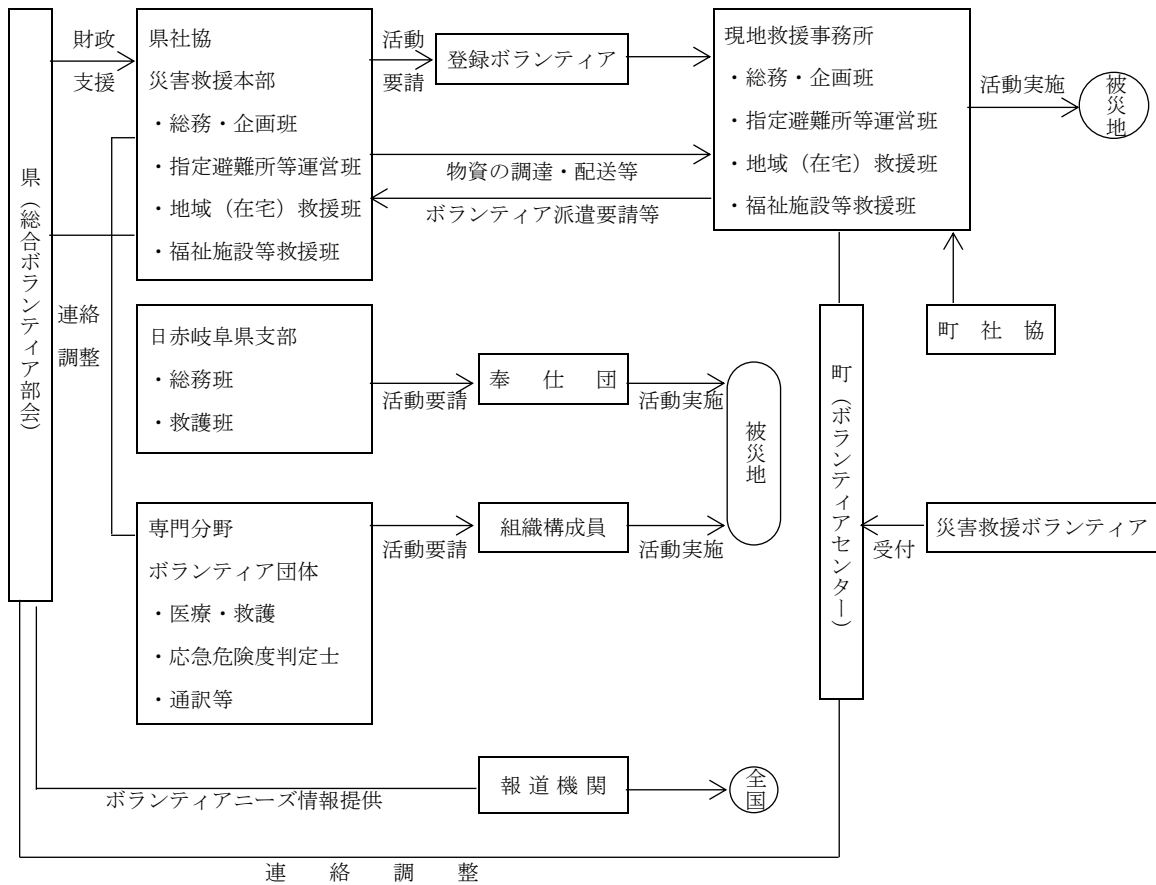
イ 在宅援助

高齢者・身体障がい者等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）、食料・飲料水・生活物品の提供、生活情報の提供（ホームページ、ミニコミ紙の作成・配布）、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯・入浴・理美容サービスなど

ウ その他

被災者のニーズ把握・援助、被災者の健康状態のチェック、家屋修繕、ホームステイ・里親、営業マップの作成・配布、引っ越しの手伝いなど

災害救援ボランティア概要図



### 第3項 自衛隊災害派遣要請

#### 1 方針

地震災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、自衛隊に対し、自衛隊法（昭和2年法律第165号）の規定により部隊の災害派遣を要請する。

#### 2 災害派遣要請

##### (1) 災害派遣要請の基準

ア 地震災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき

イ 地震災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき

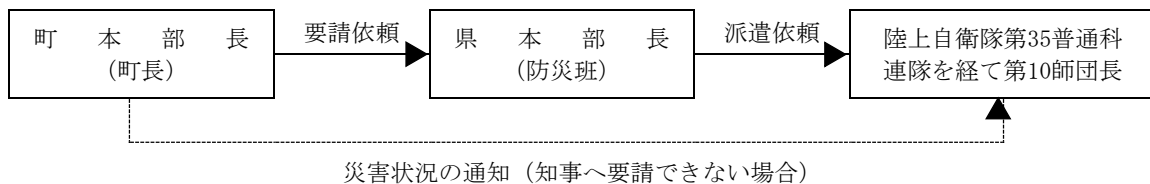
##### (2) 要請手続

ア 町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応援措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定による応援を求めることができる。

イ 要請を行った場合、町長は、必要に応じて、その旨及び町の災害の状況を自衛隊に通知する。

ウ 町長は、アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知し、部隊の派遣を促すものとする。

エ 町長は、イの通知をしたときは、速やかに県知事にその旨通知する。



##### (3) 要請の方法

要請は、次の事項を記載した書類「災害派遣要請依頼書」（様式集・様式4-1号）により県知事に要請の依頼を行う。ただし、急を要する場合は、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出する。

要請を行った場合、町長は、必要に応じて、その旨及び当該地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。ただし、県知事に派遣要請を求められない場合には、町長は、その旨及び該当地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。なお、事後速やかに通知した旨を県知事に通知する。

##### (4) 要請の窓口

要請の窓口は、次のとおりである。

要請機関	所在地	電話番号等
県（防災課）	岐阜市藪田南 2—1—1 岐阜県庁 4階	T E L : 058—272—1125 F A X : 058—271—4119
陸上自衛隊 第10師団（守山）防衛班	名古屋市守山区守山 3— 12—1	T E L : 052—791—2191（内線531） 052—791—2191（内線301）（夜間）
陸上自衛隊 第35普通科連隊（守山） 第3科	名古屋市守山区守山 3— 12—1	T E L : 052—791—2191（内線461） 052—791—2191（内線477）（夜間） F A X : 052—791—2191（内線411） 防災行政無線：7—651—712（事務室） ：7—651—711（当直室） ：651—710（F A X）
航空自衛隊 小牧基地 防衛部運用班	小牧市春日寺 1—1	T E L : 0568—76—2191（内線432） F A X : 0568—762191（内線404） 防災行政無線：7—653—711（事務室） ：7—653—712（当直室） ：653—710（F A X）
航空自衛隊 岐阜基地	各務原市那加官有無番地	T E L : 0583—82—1101（内線2314） F A X : 0583—82—1101（内線2318） 防災行政無線：7—652—712（事務室） ：7—652—711（当直室） ：652—710（F A X）

### 3 災害派遣部隊の活動範囲

#### (1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

#### (2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

#### (3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

#### (4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

#### (5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

#### (6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

#### (7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

#### (8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

#### 4 災害派遣部隊の受入れ体制

町長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、特に次の事項については留意のうえ、その受入れ体制に万全を期する。

(1) 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定

派遣部隊との連絡を緊密にするため連絡場所を設け、責任者を定めて常に自衛隊との連絡窓口を統一し、作業の実施についても現地指揮官と協議して行うものとする。また、必要に応じてマップ、略図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を定め、災害情報の伝達、資材の調達等が円滑に行えるよう努めるものとする。

(2) 作業計画及び資材等の準備

町本部は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を作成するとともに、作業実施に必要な十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

(3) 宿泊施設等の準備

派遣部隊を宿泊させる施設（小中学校、公共用建物等が適当）又は野営施設を準備し、あわせて駐車場等を確保する。また、派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保するため、必要に応じて臨時電話を架設する。

(4) 活動状況の報告

自衛隊の活動状況について随時知事に報告する。

#### 5 経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費のうち町の負担区分は、原則として下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

(2) 上記負担区分に疑義が生じたときは、県に照会し、その都度決定する。

#### 6 災害派遣部隊の撤収

町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県知事に対して、「自衛隊の撤収要請依頼書」（様式集・様式4-2号）を提出する。

#### 7 自衛隊ヘリコプター派遣要請の依頼に関する留意事項



(1) 派遣要請

ア 派遣要請は、「災害派遣要請依頼書」(様式4-1号)にその旨を明示し、事前又は早期に行うこと。

イ 派遣要請は、事実を確認し、他に方法がないときのみ行うこと。

(2) 発着場選定基準及び離着陸場の標示等

発着場選定基準及び離着陸場の標示等は資料編(ヘリコプター発着場選定基準及び離着陸場の標示等)に掲載のとおりである。

(3) 緊急ヘリポートの確保

緊急時に発着可能なヘリポートの確保に努める。なお、ヘリポートは、周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際しては、ヘリコプターの発着の障害とならないようにすること。

資料編(p.資-23)	・県所有のヘリコプター緊急離着陸場及び飛行場外離着陸場一覧
資料編(p.資-24)	・ヘリコプター発着場選定基準及び離着陸場の標示等

## 第4項 災害応援要請

### 1 方針

大規模地震発生時においては、その被害が大きくなることから、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障をきたすため、その規模等に応じて、町は国、県等と連携して広域的な応援体制を迅速に構築することとし、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

### 2 相互応援協定に基づく応援要請

当町は、大規模地震災害の発生等に備え、資料編掲載のとおりあらかじめ他市町村等と相互応援協定を締結している。大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合には、あらかじめ定められた手続に従い応援を求めるものとする。

資料編(p.資-27)	・相互応援協定締結状況一覧
資料編(p.資-34)	・岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書
資料編(p.資-38)	・災害支援協力に関する覚書
資料編(p.資-40)	・岐阜県水道災害相互応援協定

### 3 消防活動に関する応援要請

(1) 大規模災害時における消防活動については、消防組織法第39条の規定に基づき締結された「岐阜県広域消防相互応援協定」又は可茂地区市町村間で締結した「可茂地区市町村消防団消防相互応援協定」により相互応援を行う。

(2) 応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

(3) (1)によってしても対処できないと判断したときは、消防組織法第44条の規定に基づき知事に対し消防庁長官への緊急消防援助隊の出動要請依頼を行う。

資料編(p.資-42)	・可茂地区市町村消防団消防相互応援協定書
-------------	----------------------

資料編 (p. 資-44) ・ 岐阜県広域消防相互応援協定書

4 応援の受入体制の整備

(1) 連絡窓口の明確化

ア 町本部は、県、他市町村等との連絡を速やかに行うため、連絡交渉の窓口を明確にする。

イ 庁内全体の受援担当者としては、応援職員との調整等を行ため企画課長の他1名を充てる。

(2) 搬送物資受入施設の整備

町本部は、県、他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の施設を救援物資の集積所とし、その整備に努める。

地域内輸送配分拠点施設

施設名	所在地	床面積	連絡先	他用途	施設管理団体名
スポーツドーム	坂祝町黒岩1260-1	1,647m <sup>2</sup>	0574-26-7151	屋根付きグラウンド	坂祝町教育委員会

(3) 受入れ体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入れ体制を整備する。

## 第3節 交通・通信の応急対策

### 第1項 緊急輸送・交通規制

#### 1 方針

地震災害により道路、橋梁等の交通施設（以下本項において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策を行う。

#### 2 緊急輸送道路の確保

##### (1) 道路に関する被害状況の把握

地震発生後速やかに緊急輸送道路を優先的に道路パトロールを行い、道路及び交通の状況を把握するとともに、県、加茂警察署等と連携し、町内のみならず隣接市町の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。

##### (2) 障害物除去・応急復旧の実施

災害のため道路が被害を受け交通に支障がある場合には、速やかに応急復旧作業を実施する。

#### 3 発見者等の通報

地震災害発生時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は町本部に通報する。通報を受けた町本部は、その路線管理機関又はその地域を所管する加茂警察署に速やかに通報する。

#### 4 交通規制の実施

##### (1) 実施機関

交通規制の実施は、次の区分によって行うものとする。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 町 長	1 道路の破壊、欠壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警 察	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	災害対策基本法第76条  道路交通法第4条第1項
	加茂警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについては交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

(2) 標識等

規制を行ったときは、その実施者は、アによる標識を立てるものとする。ただし、緊急のため規制の標識を設置することが困難又は不可能なときは、イの方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに警察官等が現地において指導に当たるものとする。

ア 規制標識

道路法（昭和27年法律第180号）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく規制を行ったときは「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第1条の2の定めにより、又は災害対策基本法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）に定めるところによって標識を設置する。

イ 規制条件の表示

道路標識（様式適宜）に次の事項を明示して表示する。

(ア) 禁止、制限の対象

(イ) 規制する区間又は区域

(ウ) 規制する期間

(エ) 規制する理由

(オ) う回路の表示

規制を行ったときは、災害発生箇所、内容、通行規制状況、う回路等について、迅速かつ的確な情報を道路情報板、路側放送等で道路利用者に提供し、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

## 5 緊急通行車両の確認申請手続

(1) 緊急通行車両の確認

公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき知事又は県公安委員会が緊急通行車両の確認手続を実施する。

(2) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、当町においても庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

(3) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、次に掲げる業務に従事する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に従事するもの

イ 消防、水防その他の応急措置に従事するもの

ウ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの

エ 災害を受けた児童生徒等の応急の教育に従事するもの

オ 施設及び設備の整備並びに点検に従事するもの

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に従事するもの

キ 犯罪の予防、交通の規制あるいは社会秩序の維持に従事するもの

- ク 緊急輸送の確保に従事するもの
  - ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に従事するもの
- (4) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

- ア 確認の申出、  
車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。
- イ 標章及び証明書の交付  
前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、資料編に掲載の緊急通行車両の標章及び確認証明書が交付される。

資料編 (p. 資-22) ・緊急通行車両の標章及び確認証明書

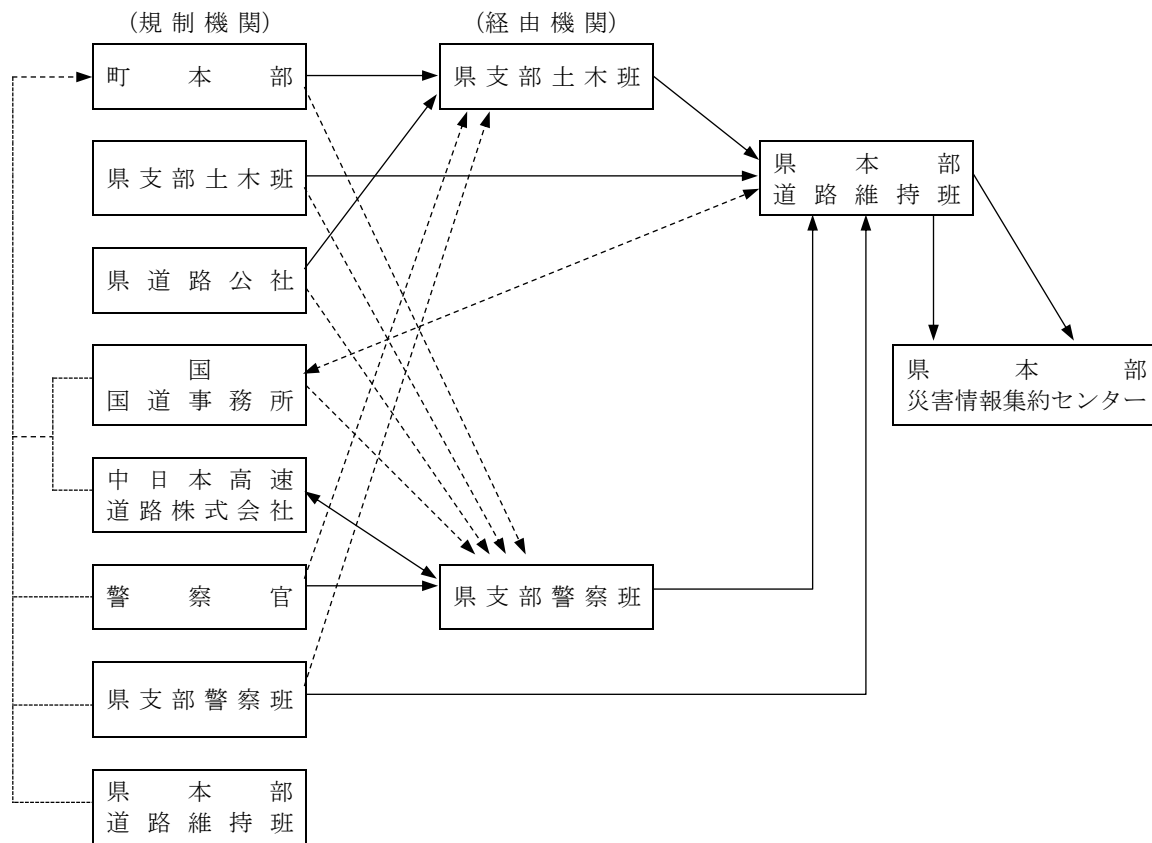
- ウ 標章の掲示  
標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示する。

6 報告等

規制を行ったときは、次の方法によって報告又は通知をする。

(1) 系統

各機関における報告等は次の系統によるものとする。



(注) ———→ 報告      - - - - -→ 通知連絡

(2) 報告事項

各機関は、報告通知等に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 禁止、制限の種類と対象
- イ 規制する区間又は区域

- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ う回路の道路、幅員、橋りょう等の状況等

## 第2項 輸 送

### 1 方針

大規模地震発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する。

### 2 輸送手段の確保

災害輸送確保のための自動車の借上げ等は、次の方法により行うものとする。

#### (1) 自動車輸送

自動車等の確保・借上げは、次の順位による。

- ア 町本部所属の車両
- イ 農業協同組合等公共的団体所有の車両
- ウ 輸送業者の車両
- エ その他

#### (2) 舟艇の確保

舟艇の借上げは、直接総務部が行うものとする。

#### (3) 空中輸送

陸上交通途絶時等で、空中輸送によることが適当なときは、県に自衛隊のヘリコプター又は県防災ヘリコプターの空中輸送を要請する。

町があらかじめ指定するヘリコプター離着陸場等及び離着陸場等の標示等については、資料編に掲げるとおりである。

資料編 (p. 資-23)	・ 県所有のヘリコプター緊急離着陸場及び飛行場外離着陸場一覧
資料編 (p. 資-24)	・ ヘリコプター発着場選定基準及び離着陸場の標示等

#### (4) 人力輸送

車両等による輸送が不可能なとき等にあつては、町本部職員（消防団員を含む。）、奉仕団員及び雇い上げ賃金職員等の直接人力によって輸送する。

### 3 緊急物資の地域内輸送拠点の運用

被災地内の道路の交通混乱を避けるため、指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況並びに必要とされる輸送物資の種類及び数量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の地域内輸送拠点を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置する。当町では次の施設をあらかじめ指定している。

なお、第1次及び第2次緊急輸送道路が被災し、陸路による緊急輸送が不可能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、防災ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、地域内輸送拠点とする。

地域内輸送拠点施設

施設名	所在地	床面積	連絡先	他用途	施設管理団体名
スポーツドーム	坂祝町黒岩1260-1	1,647m <sup>2</sup>	0574-26-7151	屋根付きグラウンド	坂祝町教育委員会

(1) 取り扱い物資

- ア 町からの救援要請を受けて他地域から配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）
- イ 食料、生活必需品等の応急生活物資
- ウ 義援物資集積所から配送される義援物資
- エ 医薬品

(2) 地域内輸送拠点における業務

- ア 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類
- イ 指定避難所等の物資需要情報の集約
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両への積み替え、発送

（注）大型車両による輸送は原則として一時集積配分拠点までとする。

※ウ、エについては、ボランティアを積極的に活用する。

(3) 指定避難所等への輸送

指定避難所等までの輸送は、原則として物資の供給を受ける町が実施する。

4 輸送記録

災害輸送関係者は、次に掲げる車両使用その他輸送に関する記録を作成し、整備保管する。

(1) 車両使用書

車両を使用した者（使用責任者）は、使用後「車両使用書」（様式集・様式5-1号）を作成し、所属機関の長に提出する。

(2) 輸送記録簿

輸送等を行った機関は、「輸送記録簿」（様式集・様式5-2号）を備え付け、車両の使用状況等を記録し、整備保管する。

(3) 救助実施記録日計票

輸送担当責任者は、「救助実施記録日計票」（様式集・様式6号）を作成し、整備保管する。

(4) 救助の種目別物資受払状況

自動車用燃料その他消耗品について、「救助の種目別物資受払状況」（様式集・様式7号）を備え付け、その出納状況を記録し、整備保管する。

5 災害救助法による輸送の基準

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

資料編 (p. 資-55) ・岐阜県災害救助法施行細則 (別表第1・第2)

## 第3項 災害通信

### 1 方針

阪神・淡路大震災や東日本大震災等、過去の大規模地震災害発生時には、親戚、友人の安否確認等により電話回線が輻輳し、通話がほとんど不能となった。

災害時における被害状況その他の情報の報告等連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

### 2 災害時における通信の方法

町本部は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

#### (1) 通信施設の現況

当町の通信施設としては、次の施設が整備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告する。

#### ア 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県主要機関とを有機的に結んでいる。

町本部は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県主要機関や近隣市町等との連絡に活用する。

#### イ 町防災行政無線

町本部は、住民等への広報、町内各出先機関と災害現場及び自主防災組織等との通信連絡を行うため、町防災行政無線を活用し通信の確保を図る。

#### ウ 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。

#### エ 衛星電話

#### オ 防災相互通信用無線

資料編 (p. 資-14) ・町防災行政無線設置場所等一覧

#### (2) 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

町	↔	可茂消防	=	電話、県防災行政無線
町	↔	加茂警察署	=	電話
町	↔	消防団	=	電話、町防災行政無線（同報無線）
町	→	住民	=	電話、町防災行政無線（同報無線、個別受信機）
町	↔	自主防災組織	=	電話、町防災行政無線（同報無線）

### 3 通信の確保

#### (1) 情報通信手段の機能確保

ア 町本部及び防災関係機関は、地震災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに



支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

イ 町本部、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社等は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

(2) 各種通信メディアの利用

ア 各種通信メディアの活用

町本部及び防災関係機関は、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、コミュニティ放送局等各種通信メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行うものとする。

イ 非常通信の利用

町本部及び防災関係機関は、加入電話、防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、東海地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その通信施設を利用する。

(ア) 非常通信により通信することのできる内容

- a 人命の救助に関するもの
- b 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- c 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- d 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
- e 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- f 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- h 避難者の救援に関するもの
- i 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- j 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
- k 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- l 災害の救援に必要な関係を有し、住民の不安を解消するために必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発受するもの

(イ) 非常通信の依頼手続き

- a 電報発信紙又は適宜の用紙に片仮名で書く。
- b 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。
- c あて先は、受信人の住所、氏名及び分かれば電話番号をはっきり記載する。
- d 可能な限り本文の末尾に発信人名を記載する。
- e 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号を記載する。

(ウ) 非常通信の料金

- a 西日本電信電話株式会社以外の無線局に依頼する場合、原則として無料

- b 西日本電信電話株式会社の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中において西日本電信電話株式会社の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

#### 4 有線通信施設による通信

地震災害時、電話が輻輳<sup>ふくそう</sup>し、かかりにくい場合には、あらかじめ西日本電信電話株式会社に登録してある次の災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

##### 災害時優先電話登録回線

0574-26-7113
0574-26-7114
0574-26-7168

(注) これらの回線は停電時にも使用可能

#### 5 無線通信施設による通信

災害発生時における無線通信施設による通信は、次の方法によるものとする。

##### (1) 岐阜県防災行政無線による通信

災害時において、有線通信途絶時で緊急を要するときは、防災行政無線により県と連絡を行う。

##### (2) 町防災行政無線による通信

被災現地と町本部（総務部）及び各施設との通信、通報は、町防災行政無線により行うものとする。

##### (3) 防災相互通信用無線による通信

町本部（総務部）、県及び防災関係機関は、災害対策等について、他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要のある場合は、防災相互通信用無線電話により通信を行うものとする。

##### (4) 非常通信による通信

町本部（総務部）及び防災関係機関は、一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、東海地方非常通信協議会構成員の協力を得て、非常通信の伝達を依頼する。

#### 6 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務、鉄道事業、電力事業を行う機関等の専用の有線通信設備又は無線設備を利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする。

町域における他機関の通信施設は、次のとおりである。

警察無線	加茂警察署坂祝駐在所	坂祝町取組35-10
消防無線	可茂消防	美濃加茂市加茂川町3-7-7
鉄道無線	東海旅客鉄道(株)美濃太田駅	美濃加茂市太田町2484

電力会社無線	中部電力(株)加茂営業所	美濃加茂市中富町1-10-16
	関西電力(株)今渡電力システムセンター	可児市今渡1510-1

## 7 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、西日本電信電話株式会社に「非常電報」であることを申し出るものとする。

## 8 インターネット等による通信

災害時には、インターネットにより、県から災害情報を取得することができる。当町もホームページを開設しているため、災害時には町の被害状況、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況、ライフライン復旧状況等の災害情報等を速やかに掲載する。

また、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する民間事業者に対し、避難勧告・指示等に関する情報をサイトのトップページに掲載するなど情報提供の協力を求めることができる。

## 9 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、多くの場合、道路が不通となることを考慮し、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

## 第4節 情報対策

### 第1項 地震災害情報の収集・伝達

#### 1 方針

地震発生時における初動体制の確立、迅速かつ的確な災害応急対策活動の実施のために、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関等を通じて正確な情報提供が不可欠であり、迅速な被害情報（概括的情報）及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集・伝達体制を確立するとともに、被災者へのきめ細かな情報の提供を実施する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

#### 2 地震情報の受理、伝達

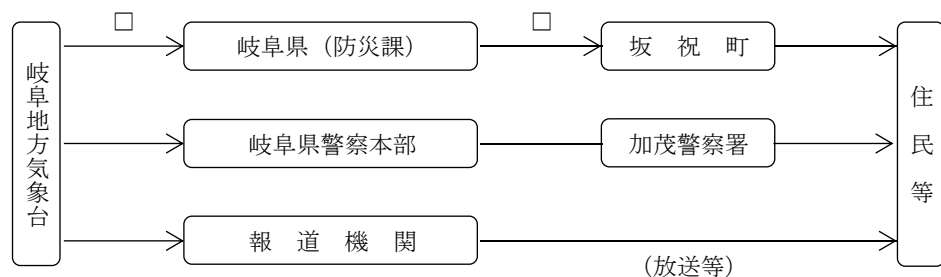
##### (1) 岐阜地方気象台が発表する地震情報等

岐阜地方気象台は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合又は必要と認める場合は、「各地の震度に関する情報」を、震度3以上を観測した場合等では「震度速報」、「震源に関する情報」、「震源・震度に関する情報」を、さらに場合に応じて「地震回数に関する情報」等を発表・伝達する。

##### (2) 地震情報等の伝達

町本部は、県を通して伝達される地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られた震度情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の措置を行う。

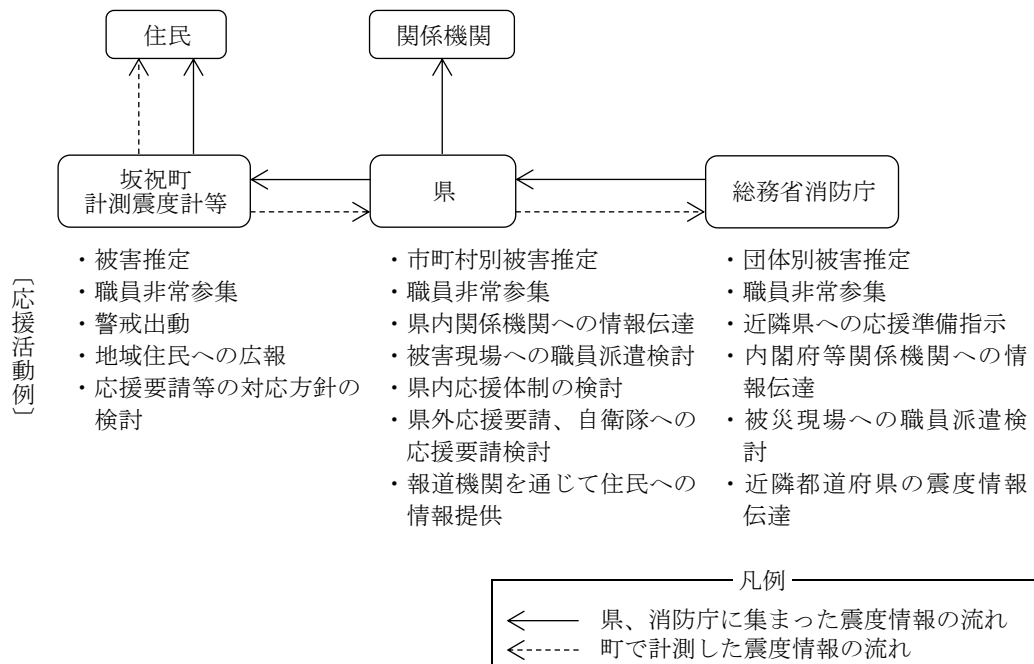
地震情報の伝達系統図



凡例

- 地域防災計画、行政協力、その他による伝達系統
- 岐阜県防災行政無線

震度情報の伝達系統図



### (3) 緊急地震速報の発表、伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、関係機関への提供に努める。

町本部は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、町防災行政無線等により住民等への提供に努める。

## 3 情報の収集・連絡手段

### (1) 情報の収集

町本部及び防災関係機関は、所握する事務又は業務に関して、積極的な職員の動員、小型無人機（ドローン）の活用又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

### (2) 情報の連絡手段

町本部及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡する。なお、システム異常等の支障がない限り、原則として県被害情報集約システムにより報告する。

## 4 被害情報等の調査、報告

### (1) 被害規模早期把握のための活動

町は、地震による被害規模の早期把握のため、次の活動を行う。

ア 災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

イ 参集途上にある職員に、チェックポイントを記載した経路のマップを携行させ、途中の被害状況や商店等のオープン状況等の情報収集を行わせる。

ウ 自主防災組織等地域住民及び警察活動協力員から情報を収集する。

エ 被害が甚大な場合にあつては、調査班を編成し現地に派遣する。

オ 甚大な被害を受けた職員を自宅待機させ、自宅周辺の情報収集に当たらせる。

カ その他災害発生直後において収集すべき被害情報

- (ア) 土砂被害の発生状況
- (イ) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- (ウ) 家屋等建物の倒壊状況
- (エ) 火災等の二次災害の発生状況及び危険性
- (オ) 避難の必要の有無及び避難の状況
- (カ) 住民の動向
- (キ) 道路及び交通機関の被害状況
- (ク) 電気、水道、下水道、電話等ライフラインの被害状況
- (ケ) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

(2) 被害状況等の報告方法

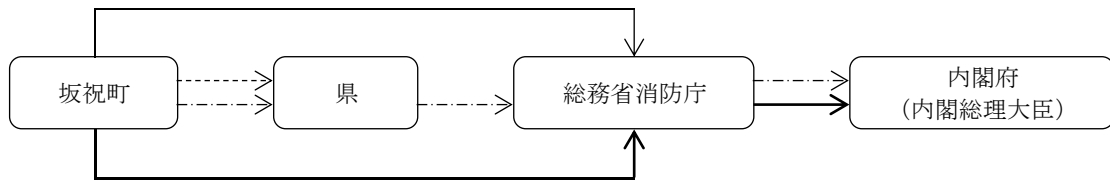
- ア 町本部は、町内に地震災害が発生した場合は、災害対策基本法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告するとともに、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。
- イ 町本部は、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告する。
- ウ 災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであるので、町は、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。
- エ 被害の調査が、被害甚大で町においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するためその町単独ではできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行う。
- オ 町は通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、その応援、協力等の必要を認めるときは、県に速やかに職員の派遣を要請して被害状況の調査に応援、協力あるいは立会させ、被害情報等の把握に努める。
- カ 県の区域内に災害が発生し県が報告を行うことができなくなった場合は、指定行政機関の長は、所掌する事務の係る災害に関する情報の収集に努める。

(3) 一定規模以上の災害

町本部は、即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行うものとする。

また、消防機関への119番通報が殺到した場合については、町は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。

被害状況等の報告ルート



←-----	消防組織法第22条（119番通報が殺到したとき）
←-----	災害対策基本法第53条・消防組織法第22条（119番通報が殺到したときを除く）
←-----	同上（県への連絡不能のとき）

消防庁報告先

回線別		平日（9：30～17：45） ※ 震災等応急室	左記以外 ※ 宿直室
N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7527	7782
	F A X	7537	7789
地域衛星通信 ネットワーク	電話	選択番号：048-500-7525	選択番号：048-500-7782
	F A X	選択番号：048-500-7537	選択番号：048-500-7789

(4) 被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定ではないが、次表の区分によって調査、報告をする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町本部は、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、加茂警察署の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡する。

被害状況等の調査報告事項区分

種別区分	調査報告事項	報告時限
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね確定したとき。
確定(詳細)調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応急対策を終了した後20日以内

(注) 毎日定時に報告を必要とする場合は、総務部においてその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。

5 被害の調査報告の優先順位

被害状況等の調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定ではないが、町本部においては、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害、すなわち住家等一般被害状況の調査、報告を他の被害に優先して行うものとする。

## 6 応急対策活動情報の連絡

町本部は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡する。

## 7 情報の共有化

町本部及び県は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

# 第2項 災害広報

## 1 方針

住民の安全の確保、不安の解消及び迅速かつ円滑な地震災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマや風評等の発生防止対策を講じ、被害者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

## 2 災害広報の実施

地震発生後速やかに、被災地住民をはじめとする住民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行う。町本部における被害状況その他の災害情報の収集及びその広報は、総務部において担当する。

### (1) 広報の手段

町防災行政無線、広報車、電話、行政情報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を通じて迅速に広報するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙「広報さかほぎ」の特集号等やチラシの配布、役場又は各地区の掲示板への掲示、記者会見の実施、その他広報手段を有効に活用するなど、伝達手段の多重化・多様化に配慮して広報に努めるものとする。

また、国道21号線、国道248号及び岐阜県道207号が通行に支障がある場合は、道路管理者と協力し交通に支障がないよう早期の広報に努める。

対象機関	方法
報道機関	口頭、文書、電話、FAX、記者会見
各防災関係機関	電話、広報車、連絡員の派遣、県及び町防災行政無線、FAX
一般住民、被災者	広報車、町防災行政無線（同報無線）、広報紙、インターネットホームページ、行政情報メール、緊急速報メール
庁内各課	庁内放送、庁内電話、庁内LANによる電子掲示板、口頭
その他必要とするもの	掲示板、チラシ（新聞折込み）

### (2) 広報の内容

地震災害の発生状況、避難に関する情報（指定緊急避難場所及び指定避難所、避難勧告・指示等）、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他住民生活に関することなど、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。



- ア 地震災害の状況に関すること。
- イ 避難に関すること。
- ウ 応急対策活動の状況に関すること。
- エ その他住民生活に関すること（二次災害防止情報を含む。）。

### 3 報道機関への対応

#### (1) 「放送協定」に基づく放送依頼

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合には、「災害時の放送に関する協定」に基づき県（災害対策本部の災害情報集約センター）を通じて報道機関に対して、テレビ・ラジオによる広報事項の放送を依頼する。

#### (2) 情報の提供及び報道の要請

町本部は、次の情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道要請する。

##### ア 提供情報

- (ア) 地震被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報
- (イ) 救助活動に関する情報
- (ウ) 生活関連情報（交通施設等の復旧状況、医療情報）
- (エ) 被災者の安否確認に関する情報
- (オ) その他関係情報

##### イ 情報提供・報道要請に当たっての留意事項

- (ア) 提供する情報の種類、収集方法、発表様式等をあらかじめ定める。
- (イ) 報道機関からの照会に対応する体制整備
- (ウ) 情報の<sup>さくそう</sup>錯綜の防止（県、他市町村、防災関係機関等との連絡調整）

### 4 デマや風評等の発生防止対策

町本部及び防災関係機関は、デマや風評等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマや風評等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をとるものとする。

### 5 被災者等への広報の配慮

町本部は、文字放送、ポルトガル語・英語による外国語放送等の様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。

### 6 住民の安否情報

町本部は、住民の安否情報を収集し、一般住民等からの安否照会に対応する。電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「web171」、携帯電話、スマートフォン及びPHS版災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の<sup>ふくそう</sup>輻輳緩和を図るものとする。

### 7 災害公聴

災害時における住民の所望を速やかに把握することに努め、陳情を受け、その速報の作成配布を図る。また、被災住民の災害復旧等に対する災害相談に応じ、それに対する各班の対策等の広報に努める。

#### 8 総合的な情報提供・相談窓口の設置

町本部は、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、総合対応窓口を設置する。

## 第5節 災害緊急活動

### 第1項 消防・救急・救助活動

#### 1 方針

大規模地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が生じるため、消防団員はもとより住民、民間事業者等をあげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防ぎよと救助・救急活動等に当たり、激甚な大規模災害等から地域住民の生命、身体を保護する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

#### 2 出火等の防止

町本部は、出火等を防止するため住民、施設、民間事業者等に対し、次の事項について広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図るものとする。

- (1) 火気の使用中止
- (2) ガス器具等火気使用器具へのガス等の供給遮断の確認による保安点検及び引火物等の漏洩、流出等の防止措置の徹底
- (3) 危険物施設の保安点検及び危険物等の漏洩、流出等の防止
- (4) ガス漏れ、漏電等に対する警戒及び異常発生時の町等への通報
- (5) 電気製品を点検、避難の際には、電気プラグをコンセントから抜く、ブレーカーを遮断する等の処置の徹底

#### 3 初期消火

自主防災組織等は、道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、出火等の早期把握を行い、次により初期消火に万全を尽くす。なお、消防隊（可茂消防、消防団）が到着したときは、消防隊の長の指揮に従うものとする。

- (1) 近隣の者の応援による消火器、バケツ等を使用しての初期消火活動
- (2) 消火班の出動による可搬式小型動力ポンプ等を使用しての初期消火活動

#### 4 延焼の防止（火災防御）

町本部は、火災の状況が町及び可茂消防の消防力を上回る場合には、「可茂地区市町村消防団消防相互応援協定」、「岐阜県広域消防相互応援協定」及び消防組織法第24条の3に基づく他都道府県の消防機関の応援を要請する。また、場合によっては自衛隊の派遣を要請する。

資料編 (p. 資-42)	・可茂地区市町村消防団消防相互応援協定書
資料編 (p. 資-44)	・岐阜県広域消防相互応援協定書

#### 5 危険物関係施設における災害拡大防止措置

危険物関係施設において異常が発生し、災害が拡大又は二次災害が発生するおそれがあるときは、周辺地域の住民に対し、避難等必要な情報を伝達する。

資料編 (p. 資-10)	・危険物施設の状況
---------------	-----------

#### 6 負傷者等の救出及び救護

(1) 町本部による救出・救護活動

倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は臨時救護所等へ搬送する。

ア 救出活動

(ア) 生き埋め等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。

(イ) 救出活動を阻害するがれき、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て大型建設機械の導入を図る。

イ 救急活動

(ア) 救出した傷病者に対し、必要な措置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、医療機関又は臨時救護所等へ搬送する。

(イ) 道路の損壊で車両による搬送が不可能な場合や、医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を依頼する。

(2) 地域住民による救急救助

自主防災組織等は、地震発生と同時にお互いに協力して、生き埋め等に関する情報の収集に努め、生き埋め者等の早期発見に努める。また、倒壊家屋の下敷き、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、消防機関等の到着までは自力による救出活動や負傷者等の搬出及び搬送を行う。なお、消防機関等の到着後は、消防機関等の救急救助活動に協力する。

## 第2項 水防活動

### 1 方針

大規模な地震が発生し、地震による外力や地盤の液状化により堤防の崩壊、水門、ため池等の決壊等が生じ、浸水のおそれがある場合又は浸水による被害に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急措置を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

### 2 水防情報の収集

(1) 河川管理施設等の被害状況の把握

地震による河川及び関係施設被害の状況を速やかに把握するとともに、他の管理者との連絡を密にし、情報の把握に努めるものとする。

(2) 気象状況の把握

地震発生後の気象状況に留意し、被害施設が生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生のおそれ、また、洪水の発生等の可能性等に注意する。

### 3 水防活動

地震発生後は監視体制を強化し、洪水の来襲が想定されるなど、水害による被害が発生する場合は、水防体制をとるものとする。

### 4 応援要請

他の水防管理者と相互に協力するとともに、水防上必要があるときは、他の水防管理者の応援を要請する。また、応援要請を受けたときは、町域内における水防活動に支障のある場合を除き、可能な範囲の応援を行う。

## 第6節 被災者対策

### 第1項 災害救助法の適用

#### 1 方針

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要である。

そのため、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、地震災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

#### 2 制度の概要

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図るために災害救助法が適用される。災害救助法による救助は、県知事が国の機関として応急救助を行うものであるが、救助の一部を町長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間については、知事が厚生労働大臣の承認を得て定めることとされており、県及び町が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、災害発生直後は、町は一時繰替支弁することがある。

#### 3 被害状況の把握及び報告

町本部（総務部）は、被害を受けた場合、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行う。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、直接、厚生労働大臣に対して緊急報告を行う。

#### 4 災害救助法適用基準

災害救助法適用基準は、次のとおりである。

##### (1) 適用被害基準

町地域内の被害が、次の各号の一以上に該当する災害で、県本部長が災害救助法による救助実施の必要があると認めたとき。

ア 住家の全失世帯が40世帯以上に達したとき。

イ 県地域の全失住宅被害の集計が2,000世帯以上に達し、かつ町地域内の被害が20世帯以上に達したとき。

ウ 被害が、ア、イに達しないが、県地域の全失住宅被害の集計が9,000世帯以上に達し、かつ、町地域内で救助を要する被害が発生したとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかったものの救助を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け又は受けるおそれが生じ、厚生労働省令で定める基準に該当したとき。

厚生労働省令で定める特別の事情

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とし、又は救出について特殊の技術を必要とすること。

厚生労働省令で定める基準

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に援助を必要とすること。
- 2 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 被害計算の方法

適用基準である全失世帯の換算等の方法は、次によるものとする。

- ア 住家の半失（半壊、半焼）世帯は、全失世帯の2分の1、床上浸水又は土砂たい積等により、一時的に居住することができない状態になった世帯は3分の1として計算する。
- イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまで世帯数で計算する。したがって、例えば被害家屋は1戸であっても、3世帯が居住していれば、3世帯として計算する。
- ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して、実情に即して決定する。
- エ 災害の種別については、限定はしない。したがって洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

(3) 適用手続

- ア 災害に際し、町における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町本部は、直ちにその旨を知事に報告する。
- イ 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町本部は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告しその後の処置に関して知事の指揮を受ける。
- ウ 災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間救助実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜報告する。

5 災害救助法による救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類とその実施者は、次のとおりである。

救助の種類	実施期間	実施者の区分
指定避難所の設置及び収容	7 日 以 内	町本部
炊き出し及び食品の給与	7 日 以 内	町本部
飲料水の供給	7 日 以 内	町本部
被服、寝具及び生活必需品の給貸与	10 日 以 内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝町本部
医療救助	14 日 以 内	医療班派遣＝県本部、日赤支部、町本部
助産救助	分べんの日から7日以内	その他＝町本部
学用品の給与	教科書 1 カ月以内 文房具及び通学用品15日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝町本部
災害にかかった者の救出	3 日 以 内	町本部
埋葬救助	10 日 以 内	町本部
応急仮設住宅の建設	着工 20 日 以 内	町本部
住宅応急修理	1 カ月 以 内	町本部
遺体の捜索	10 日 以 内	町本部
遺体の処理	10 日 以 内	町本部
障害物の除去	10 日 以 内	町本部

- (注) 1 本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので、実際の実施に当たっては、県本部実施分を町本部が、町本部実施分を県が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定する。
- 2 救助の実施は、知事である県本部長が法的責任者であることはいうまでもないが、本計画により町本部が救助を実施する場合は、災害救助法第30条第1項の規定により知事はその権限に属する事務を町長が行うこととする通知をした場合による。
- 3 町本部は、救助を実施し又は実施しようとするときは、県に報告又は連絡する。ただし、実施に当たって連絡し、その指示を得るいとまのないときは、町本部で実施し、その結果を報告する。
- 4 実施期間は、災害発生の日から期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。従ってこの期間内に救助を終了（着工）するようにならなければならない。

## 6 町本部実施の応急救助と災害救助法との関係

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、町本部は、地域防災計画の定めるところにより、被災者の救出、指定避難所の開設及び炊き出しあるいは医療、助産等の応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県に報告する。実施した応急救助については、災害救助法が適用されたときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあつては、町本部単独の救助として処理する。

### 参 考

応急救助の実施と災害救助法適用の時期は、災害の規模及び発生の地区等によって一定ではないが、原則としては、災害救助法の適用が先に決定されるべきである。しかし、現実においては、災害発生後災害救助法の適用を現地に指達するまでには、相当の長時間を要するときに多く、応急救助の実施を先に着手する機会が多い。すなわち、広範囲にわたる震災においては、災害が発生したときは直ちに災者の救出、指定避難所の開設、炊き出しの実施あるいは医療、助産等の応急救助の実施が必要となるが、災害救助法の適用指達には通信施設の被害等により相当長時間を要することは必至であるから、災害救助法適用指達の有無にかかわらず必要な応急救助の実施に着手しなければならない。なお、応急救助の実施は、災害が発生したからといって必要でない救助まで実施することなく、どうしても実施しなければならない場合に限り必要な救助を行うものとし、今直ちに救助を行う必要がない場合は、被害状況を報告し、その適用を待って県本部の指示に基づき実施すべきである。

## 7 救助実施状況の報告

町本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときには岐阜県災害救助法施行細則の規定に基づき、県知事に報告する。

なお、救助別の報告を要する事項及び内訳は、次表のとおりとする。

報告・記録事項		様式		報告	その他	期間等
		様式名称	掲載箇所			
災害状況	概況報告	災害状況報告書 住家等一般被害状況等報告書	様式集・様式第24号	○		ただちに
	中間報告		様式集・様式第10-1号	○		ただちに
	確定報告				○	
物資	物資の保管命令、 取用等	公用令書	様式集・様式第25-1号		○	
		公用変更令書	様式集・様式第25-2号		○	
		公用取消令書	様式集・様式第25-3号		○	
		強制物件台帳	様式集・様式第25-4号		○	
		受領調書	様式集・様式第25-5号		○	
		損失補償請求書	様式集・様式第25-6号		○	
従事	救助従事命令	公用令書	様式集・様式第26-1号		○	
		公用取消令書	様式集・様式第26-2号		○	
		救助従事者台帳	様式集・様式第26-3号		○	
実費	実費弁償	実費弁償請求書	様式集・様式第27-1号		○	
		証票	様式集・様式第27-2号		○	
扶助	扶助金支給申請	扶助金支給申請書	様式集・様式第28号		○	
繰替	繰替支弁	請求書	様式集・様式第29-1号		○	
		災害救助算出内訳書	様式集・様式第29-2号		○	

## 8 救助関係の様式

救助に関する様式は、各節に定めるもののほか、次によるものとする。

- (1) 救助実施記録日計票（様式集・様式6号）
- (2) 救助の種目別物資受払状況（様式集・様式7号）

資料編（p.資-55） ・ 岐阜県災害救助法施行細則（別表第1・第2）



## 第2項 避難対策

### 1 方針

地震災害発生時においては、家屋倒壊、火災、がけ崩れ、地すべり等の災害に伴い、とりわけ火災については、延焼が拡大することにより大きな被害を及ぼすおそれがあり、住民の避難を要する地域が数多く発生する。

そのため、町長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民等の生命及び身体の安全の確保等に努める。

### 2 法令に基づく避難等の指示

#### (1) 避難の勧告又は指示

地震の発生に伴う火災、山（がけ）崩れ等の災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、町長、知事、その他防災関係機関は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して避難のための立退きの勧告又は指示を行うものとする。

#### ア 避難の勧告

災害種別	実施者	根拠法令
災害全般	町長	災害対策基本法第60条※

※町長がその事務の全部又は大部分を行うことができなくなると認めるときは、知事が代行

#### イ 避難の指示（緊急）

災害種別	実施者	根拠法令
災害全般	町長	災害対策基本法第60条※
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条
	自衛官（災害派遣）	自衛隊法第94条（その場に警察官がない場合に限る）
洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法（昭和24年法律第193号）第29条
	水防管理者（町長）	水防法第29条
地すべり	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条

※町長がその事務の全部又は大部分を行うことができなくなると認めるときは、知事が代行

#### (2) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長、知事、その他防災関係機関は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

#### (3) 避難の勧告又は指示等は、次の事項を明示して行う。

ア 避難の勧告又は指示を行う対象地域

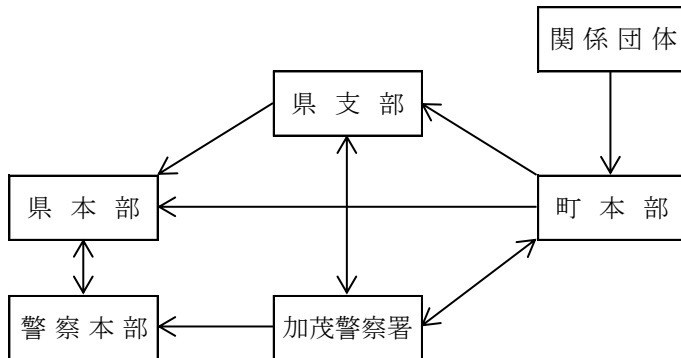
イ 避難すべき時間帯

- ウ 避難先及び避難経路
- エ 誘導者名
- オ 避難の勧告又は指示を行う理由
- カ その他避難に当たっての必要事項又は参考事項

### 3 避難措置等の周知

#### (1) 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難のための立退きを勧告又は指示を行ったとき、若しくは指示等を承知したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。



(注) 「→」は通知、「↔」は相互連絡を示す。

#### (2) 住民等に対する周知

##### ア 事前措置

町長は、避難のための立退きの万全を図るため、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路等をあらかじめ住民に周知しておくものとする。

当町における指定緊急避難場所、指定避難所の指定状況は、次のとおりである。

資料編 (p. 資-3) ・ 指定緊急避難場所、指定避難所一覧

##### イ 指示等の周知徹底

町本部は、避難の勧告又は指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、本章第4節第2項「災害広報」により、実情に即した方法で住民への周知を実施する。その際、避難行動要支援者等に配慮する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

##### ウ 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきときを知らせる信号は、次によるものとする。

警 鐘 信 号	乱 打			
サイレン信号	60秒 ○——	60秒 ○——	60秒 ○——	60秒 ○——
	5秒休止	5秒休止	5秒休止	

信号は、適当な時間継続するものとし、必要に応じて警鐘信号とサイレン信号を併用する。

### 4 指定避難所の開設

指定避難所の開設及び収容保護は、災害救助法が適用された場合は同法により、災害救助法が適用されない災害又は適用されるまでの間は、町独自の応急対策として実施する。本計画は、災害救助法を適用する災害時の基準計画であるが、町単独実施の場合についても本計画に準ずる。

(1) 指定避難所の開設場所

町本部は、災害の態様に応じ安全適切な場所を選定して指定避難所を開設する。なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館等への移動を促すものとする。

町本部及び県は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

特に、異常かつ激甚な非常災害であって、指定避難所、応急仮設住宅が著しく不足し被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められる災害が発生した場合、この災害が政令で指定されることにより、町が建設する指定避難所、応急仮設住宅については、消防法第17条に規定する消防用設備等の設置義務について適用の除外となることから、可茂消防等の意見を十分に聞いたうえで適切に確保する。

(2) 指定避難所の周知

町本部は、指定避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに、加茂警察署、自衛隊等関係機関に連絡する。また、その後の収容状況を毎日、「救助日報」により記録する。

報告は、次の事項について県被害情報集約システム等によって行うものとする。

ア 開設状況報告

- ・ 指定避難所開設の日時
- ・ 指定避難所開設の場所及び施設名
- ・ 収容状況（うち、避難指示勧告による者）（施設別に）
- ・ 開設期間の見込

イ 収容状況報告

- ・ 収容人員（施設別に）
- ・ 開設期間の見込等

ウ 閉鎖報告

- ・ 閉鎖した日時（施設別に）

(3) 指定避難所における措置

指定避難所において町長が実施する救援措置は、次のとおりとする。

ア 被災者の収容

イ 被災者に対する給水、給食措置

ウ 負傷者に対する医療救護措置

エ 被災者に対する生活必需品の供給措置

オ その他被災状況に応じた応援救援措置

(4) 指定避難所への収容者

指定避難所へは次の者を収容する。

- ア 避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立退き避難した者
- イ 住家が災害により全焼、全壊し、又は半焼、半壊の被害を受け日常起居する場所を失った者  
なお、上記の者であっても被災を免れた建物に居住し、あるいは親戚縁故者に避難する者はこの限りでない。

(5) 指定避難所への収容期間

災害救助法による指定避難所の開設、収容、保護の期間は災害発生の日から7日間とするが、それ以前に必要ななくなったものは順次退所させ、期間内に完了する。ただし、開設期間中に被災者が住居あるいは仮住居を見出すことができずそのまま継続するときは、その数が一部（少数）であれば以降の収容は、災害救助法によらず、町の独自の収容として行うものとし、また、8日目以降においても多数の収容者を続けて収容する必要があるときは、災害発生後5日以内に町本部は、県に開設期間の延長を要請する。その際は、次の事項を明示して行う。

- ア 延長を要する期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由
- エ 期間の延長を要する指定避難所名及び収容人員
- オ 延長を要する期間内の収容見込
- カ その他

(6) 指定避難所の開設及び収容費用の基準

災害救助法による指定避難所の開設及び収容のため支出する費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

資料編 (p.資-55) ・ 岐阜県災害救助法施行細則 (別表第1・第2)
---------------------------------------

(7) 所要物資の確保

指定避難所の開設及び収容保護のための所要物資は、町本部において確保する。ただし、現地において確保できないときは、町本部は、県に指定避難所用物資の確保及び輸送を要請する。

(8) 施設使用の強制

指定避難所の設置に当たり、その施設の所有者又は占有者の反対により、当該施設を使用することができず、かつ他に適当な施設がないときは、町本部は県に強制命令の執行を要請するものとし、県はこれにより調査・検討をし、その必要を認めるときは公用令書による強制命令を執行する。なお、本執行は、できる限りさげ得るよう、平常時より計画し、施設の所有者等と協議しておくものとする。

(9) 災害対策本部職員の駐在

指定避難所を開設したときは、町本部は、指定避難所ごとに町本部の職員を派遣駐在させ、インターネット端末、電話等を設置し、駐在員をして指定避難所の管理と収容者の保護、被災者情報、支援対策等の広報に当たらせるものとする。なお、駐在員は、次の各種記録を備付け、整備する。

- ア 救助実施記録日計票 (様式集・様式6号)
- イ 指定避難所設置及び収容状況 (避難者名簿) (様式集・様式30-1号)

- ウ 救助の種目別物資受払状況（様式集・様式7号）
  - エ 指定避難所用施設及び器物借用整理簿（様式集・様式30-2号）
- (10) 指定避難所の運営
- 町本部は以下の事項に留意し、適切な運営管理を行うものとする。
- ア 指定避難所の運営があらかじめ定めた指定避難所等運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って運営されるよう指導する。
  - イ 長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアに努めるものとする。
  - ウ 食事供与の状況、排水経路を含めたトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。
  - エ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
  - オ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
  - カ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。
  - キ 指定避難所ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。
  - ク 避難者の協力を得つつ、避難行動要支援者の所在の把握に努め、避難行動要支援者に対する健康状態の把握と、情報の提供について十分配慮する。
  - ケ やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供やこれらの被災者の生活環境の整備に必要な支援を行う。

(11) 福祉避難所の開設

災害により、特に指定避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対して、町本部は、次の施設に福祉避難所を開設し、町社会福祉協議会、町赤十字奉仕団、ボランティア等の協力を得て避難行動要支援者を移送、収容の上運営する。

福祉避難所開設予定施設

施設名	所在地	電話番号
総合福祉会館サンライフさかほぎ	坂祝町黒岩153-1	(0574) 27-1222
坂祝幼稚園	坂祝町黒岩20-1	(0574) 26-7913

5 避難者の誘導及び移送

(1) 避難の誘導

避難措置の実施者は、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、指定緊急避難場所又は指定避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。

(2) 避難の順序

避難立退きの誘導にあたっては、高齢者、妊婦、病人、身体障がい者等を優先して行う。

(3) 移送の方法

避難立退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力による立退きが不可能な場合においては、町において、車両、舟艇等によって行うものとする。なお、事態が急迫し、救出作業としてその必要があり、災害救助法が適用されたときは、同法による作業として実施する。

(4) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において処置できないときは、町本部は県に避難者移送の要請をする。なお、事態が急迫しているときは、町本部は、直接隣接市町、加茂警察署等と連絡して実施する。

(5) 避難時の携帯品

避難者は、平常時から各自で非常持ち出し袋に食料や水、毛布等を準備し避難時に持参する。

## 6 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は町の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施する。

- (1) 避難指示等の地域内居住者等への伝達の徹底
- (2) 避難時の携行品(食料、飲料水、貴重品等)の周知
- (3) 避難行動要支援者の介護及び搬送
- (4) 防火、防犯措置の徹底
- (5) 組織的な避難誘導、指定緊急避難場所又は指定避難所への収容
- (6) 地域内居住者の避難の把握

## 7 避難先の安全管理

町及び加茂警察署は、指定緊急避難場所又は指定避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の収容及び救援対策が安全に行われるよう措置する。

## 8 応急仮設住宅(みなし仮設を含む)の提供

町本部は、学校等が指定避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。

また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

## 9 避難行動要支援者への配慮

町本部は、避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては、避難行動要支援者に十分配慮する。特に高齢者、身体障がい者の指定避難所での健康状態の把握、応急仮設

住宅への優先的入居、高齢者、身体障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、避難行動要支援者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

#### 10 町域を越えた広域避難の支援要請

町本部は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて、国の非常災害対策本部を通じて、避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は県に広域避難収容に関する支援を要請する。

#### 11 広域一時滞在

##### (1) 町の役割

町本部は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請または当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該都道府県との協議を求めるものとする。

##### (2) 県の役割

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を町に代わって行うものとする。

## 第3項 建築物・宅地の危険度判定

### 1 方針

地震発生後、余震等による二次災害の防止と住民の安全確保を図るため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下本項において「協議会」という。）が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき、被災した建築物及び宅地の危険度判定を実施する。

### 2 制度の概要

「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」が被災した建築物及び宅地の被害状況を調査し、余震等による二次被害に対する危険度の判定・表示等を行い住民へ情報提供する。

### 3 実施主体の責務

#### (1) 町

町本部は、建築物及び宅地の被災状況に基づき危険度判定を要すると判断した場合、判定実施本部を設置し、判定活動に必要な措置を講じるものとする。併せて、被災者等への周知、状況に応じて県への判定士派遣等の支援要請を行うものとする。

#### (2) 県

県は、町から危険度判定実施の連絡を受けた場合、若しくは被災状況に応じて判定支援本部を設置し、判定士の派遣等必要な支援調整を行う。また、被災規模により、広域支援が受けられるよう協議会等との連絡調整を行うものとする。

## 第4項 食料供給活動

### 1 方針

大規模地震災害においては、被災者は着の身着のまま避難する 경우가多く、その生命維持のため食料や水の供給が必要となる。また、避難が長期化した場合、被災者のニーズも時の経過とともに変化し、時宜に応じた物資の供給が必要である。

こうした状況に備え、被災地の被災状況や被災者のニーズ等を迅速に把握し、迅速かつ的確な供給を図る。特に避難行動要支援者への十分な配慮をする。

### 2 食料供給

#### (1) 炊き出しの方法

炊き出しは、町本部が町赤十字奉仕団等の労力により給食施設等既存の施設を利用して行うものとする。災害救助法が適用されたときは、県知事の委任を受けて町長が実施する。

実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 町本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し配給する。この場合、炊き出しに必要な米穀は原則として町本部が確保する。

イ 献立は、被災状況に留意し、できる限り栄養価等を考慮する。

ウ 炊き出し場所には町本部の職員等責任者が立ち会い、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊き出しを指定避難所の設備において行うようなときは、指定避難所の駐在員が炊き出しの責任者を兼ねてあたるものとする。

エ 被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

当町における炊き出し可能施設は別表に掲げるとおりである。

#### (2) 主食料の一般的確保

被災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品の給与のために必要な米穀は、原則として町本部において、町内の米穀販売業者等から米穀を購入する。

#### (3) 主食料の緊急確保

町本部は、前記(2)の方法による米穀の確保が困難な場合は、県に供給要請を行い、県は炊き出し及び食品給与を行う必要があると認められる時は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）、県民食料備蓄事業実施要綱及び災害時に対応する精米の供給等の協力に関する協定（以下「精米供給協定」という。）、災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定に基づき取扱うものとする。

#### (4) 町備蓄食料の確保

当町においては、防災備蓄倉庫内に食料の備蓄を行っており、地震災害発生初期には備蓄品の放出を行う。さらに、備蓄品で不足する場合は、町内販売業者等から購入する。ただし、災害の規模その他により町内において確保することができないときは、県あるいは隣接市に要請する。

### 3 応援の要請

当町において炊き出し等食品の供給ができないときは、県に次の事項を明示し、応援の要請をす



る。なお、緊急を要する場合にあつては、直接に近隣市町に応援の要請をする。

(1) 炊き出しの要請

炊き出し食数（人数）、炊き出し期間、炊き出し品送付先、その他必要な事項

(2) 物資の確保

所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他必要な事項

#### 4 食品衛生

町本部は、炊き出しにあつては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

(1) 炊き出し施設には飲料水を十分供給すること。

(2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付けること。

(3) 炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。

(4) 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意すること。

(5) 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入を行い、保管にも注意すること。

(6) 炊き出し施設は、別表に定める施設を利用するほか、これらが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、じんあい汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。

(7) 炊き出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等は避け、できる限り要員を固定化すること。また、炊き出しに携わった者を明確にしておくこと。

(8) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があつた場合には、直ちに県に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。

(9) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに食品の品質低下を避ける措置をとること。

#### 5 災害救助法の適用等

災害救助法が適用された場合の炊き出し及び食品給与の対象者、期間、経費等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

資料編 (p. 資-55) ・岐阜県災害救助法施行細則 (別表第1・第2)

#### 8 その他

町本部は、各炊き出し場所に責任者を配し、その状況を毎日「救助日報」(様式集・様式31号)に整理するほか、次の諸記録を作成し、整備保管する。

(1) 救助実施記録日計票 (様式集・様式6号)

(2) 炊き出し給与状況 (様式集・様式32-1号)

(3) 救助の種目別物資受払状況 (様式集・様式7号)

(4) 炊き出し協力者、奉仕者名簿 (様式集・様式32-2号)

別表

炊き出し可能施設

施設名	所在地	炊き出し能力数(人)
役場庁舎	坂祝町取組46-18	300
学校給食センター	坂祝町酒倉1496	2,000
中央公民館	坂祝町黒岩1260-1	300
総合福祉会館サンライフさかほぎ	坂祝町黒岩153-1	300
東館	坂祝町酒倉770-8	300
西館	坂祝町深萱370-1	300
坂祝小学校	坂祝町取組35-2	250
坂祝中学校	坂祝町深萱146-1	250

## 第5項 給水活動

### 1 方針

地震災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

### 2 給水

#### (1) 飲料水の応急給水活動

飲料水の確保が困難な地域について、次により応急給水を行う。

ア 給水班を組織し、町で備蓄する給水用資機材を活用して応急給水を実施する。

#### 応急給水の目安

給水量：おおむね1人1日3リットル  
給水期間：飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間  
(震災時においては7～15日程度)

イ 給水拠点等からの給水のほか非常用飲料水貯水槽、井戸水（農業用井戸を含む。）等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水に当たっては、住民に対して給水場所、時間等を広報する。

資料編 (p. 資-7) ・給水用資機材等保有状況

#### (2) 応急給水の応援要請

町本部において飲料水の応急給水ができないときは、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき、県を通じて他の水道事業者に対し応援要請を行う等により実施する。

#### 応援要請に際し示すべき事項

- ① 給水を必要とする人員
- ② 給水を必要とする期間及び給水量
- ③ 給水場所
- ④ 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量

資料編 (p. 資-40) ・ 岐阜県水道災害相互応援協定

(3) 給水活動における配慮

被災者へ給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努める。

(4) 取水及び浄水方法

町本部は、取水する水源について、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能な場合は比較的汚染の少ない井戸水、河川等をろ水機によりろ過したのち、滅菌して給水する。

(5) 給水の方法

町本部は、給水の方法について、あらかじめ策定した給水計画により実施する。非常用水源からの拠点給水あるいは給水車で輸送する搬送給水とするが、内容等により臨機に対応する。給水は公平に行うものであるが、医療機関や指定避難所等を優先的に行うよう配慮する。

また、緊急給水の実施に際し、水源を河川に求める場合には、木曾川水系緊急水利調整協議会と緊密な連絡をとり実施する。

(6) 生活水の確保

水道事業者（水道環境部）は、復旧活動の長期化に備え飲料水以外の生活水の確保に努める。

(7) 自衛隊の災害派遣による給水

町本部は、地震災害により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によってもなお飲料水の確保ができないときは、本章第2節第3項「自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求する。

(8) 災害救助法の適用等

災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

資料編 (p. 資-55) ・ 岐阜県災害救助法施行細則（別表第1・第2）

(9) その他

町本部は、各給水場所に責任者を配し、その状況を毎日「救助日報」（様式集・様式31号）に整理するほか、次の諸記録を作成し、整備保管する。

(1) 救助実施記録日計票（様式集・様式6号）

(2) 救助の種目別物資受払状況（様式集・様式7号）

## 第6項 生活必需品供給活動

### 1 方針

地震災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

### 2 実施体制

#### (1) 実施機関

町本部は、被災者に対する生活必需品の給与又は貸与について、町の計画の定めるところにより実施する。災害救助法が適用された場合も、各世帯に対する割当及び支給は、町が実施する。ただし、町自らによる生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請する。

県は、町における被災者に対する生活必需品の給与又は貸与が不可能であると認められる場合、県において生活必需品等の確保を行い、町に供給する。また、災害救助法が適用された場合は、これらの物資の確保及び輸送は県が行う。

#### (2) 生活必需品等供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努めるものとする。

### 3 生活必需物資の供給

災害により被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対する被服、寝具等の給与又は貸与は次によるものとする。

#### (1) 給付品目

被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 衣料品（作業衣、婦人服、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、ズボン下等）
- エ 身の回り品（タオル、手拭、地下足袋、靴下、靴・サンダル等）
- オ 炊事器具（鍋、炊飯器、包丁等）
- カ 食器（茶わん、皿、はし等）
- キ 日用雑貨（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- ク 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）
- ケ その他生活必需品

#### (2) 物資の確保

##### ア 備蓄品の放出

当町においては、防災備蓄倉庫内に毛布等の備蓄を行っており、災害初期には備蓄品の放出

を行う。備蓄の状況は資料編に掲げるとおりである。

**資料編 (p. 資-5) ・防災用資機材、物資等備蓄状況**

イ 町内業者等からの調達

町内の小売業者、商工会等に協力を依頼し、生活必需品等の供給を行うものとする。

ウ その他留意事項

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

(3) 物資の輸送

町本部は、生活必需品の調達及び輸送を行う。なお、町内において、対応が不能になったときは、県に協力を求めるものとする。また、災害救助法が適用された場合は、これらの物資の確保及び輸送は県が行う。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

(4) 物資の割当

物資の割当は、町本部が次の方法で行う。

ア 割当台帳の作成

「救助用物資割当台帳」(様式集・様式23号)により、全壊世帯と半壊世帯に区分して作成する。

イ 注意事項

物資の割当は、次の事項に注意して行うものとする。

(ア) 世帯人員は、「り災者台帳」に記載された人員で、災害発生の日における構成人員によること。ただし、給貸与するまでにすでに死亡した者又は死亡したと推定される者はのぞかれること。

(イ) 世帯の全員が災害救助法適用外市町村に転出したときは、除かれること。

(ウ) 災害発生後出生した者があるときは、県に連絡したうえで割り当てること。

(エ) 性別、年齢等により区分のある物資は実情に適して割り当てること。

(5) 物資の保管

町本部は物資の引継ぎを受けてから配分するまでの間は保管に留意し、保管場所の選定、加茂警察署に対する警備の要請等十分な配慮をする。なお、被災者に対して物資を支給した後の残余物資については(通常の場合、残余物資の生ずるよう輸送される。)、町本部において厳重に保管し、県の指示によって処置(返還)する。

ア 地域内輸送拠点の設置

災害発生時に緊急物資を迅速に指定避難所まで届ける手段として、次の施設に地域内輸送拠点を設置する。地域内輸送拠点施設については、道路の混乱を避け、被災地内の指定避難所等へ緊急物資を配送するための中継拠点としての役割を果たし、被災地内の道路交通の混乱が解

消されるまでの期間に限定して活用する。また、取り扱い物資については、食料、医薬品、生活必需物資等の被災者支援のために緊急に必要とされる物資とする。

#### 地域内輸送拠点施設

施設名	所在地	床面積	連絡先	他用途	施設管理団体名
スポーツドーム	坂祝町黒岩1260-1	1,647m <sup>2</sup>	0574-26-7151	屋根付きグラウンド	坂祝町教育委員会

#### イ 地域内輸送拠点の業務

- (ア) 一時集積及び分類
- (イ) 指定避難所等の物資需要情報の集約
- (ウ) 配送先別の仕分け
- (エ) 小型車両への積み替え、発送

#### 4 災害救助法の適用等

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

資料編 (p. 資-55) ・岐阜県災害救助法施行細則 (別表第1・第2)

#### 5 その他

町本部は、物資支給についての責任者を配置し、物資の保管及び配分の状況を「救助日報」(様式集・様式31号)に整理するほか、次の諸記録を作成、整備保管する。

- (1) 救助実施記録日計票 (様式集・様式6号)
- (2) 救助の種目別物資受払状況 (様式集・様式7号)

#### 6 生活保護法による被服等の支給

災害救助法が適用されない災害の被災者のうち生活保護世帯に対しては、中濃振興局長がその必要を認めた場合生活保護法により次の物資を支給する。

- (1) 被服及び寝具の支給  
基準の範囲内において支給する。
- (2) 家具、什器の支給  
基準の範囲内において炊事用具、食器等を支給する。

## 第7項 要配慮者・避難行動要支援者対策

### 1 方針

地震災害発生時、要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細やかな施策を行う。

### 2 在宅の避難行動要支援者対策

町本部（こども部）は、避難行動要支援者の対策を発災直後より、時間経過に沿って各段階におけるニーズに合わせて、的確に対策を講じるものとする。

(1) 現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、町本部（福祉部）は、関係機関及び自主防災組織の協力を得て直ちに、避難行動要支援者名簿やマップ等を利用するなどして、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努めるものとする。

また、避難行動要支援者名簿の提供について、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供し、避難等迅速な対応に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者を発見した場合は、①指定避難所への移動、②施設緊急入所等の緊急措置、③居宅での生活が可能な場合には在宅保健福祉サービスのニーズの把握等を実施する。

(3) 住民は、地域の避難行動要支援者の避難誘導について、自主防災組織の避難行動要支援者班を中心に地域ぐるみで協力支援する。

(4) 指定避難所に移動した避難行動要支援者については、発災直後においては、町本部は、県、国を通じた応援職員等の協力を得つつ、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的な避難行動要支援者特有の保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。このため、災害発生後2～3日目より、福祉避難所を中心とするすべての指定避難所を対象として、避難行動要支援者の把握調査を開始する。

### 3 要保護児童の措置

町本部（こども部）は、災害地域において保育に欠ける児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条でいう児童をいう。以下本節で同じ。）があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護する。

(1) 保育に欠ける児童があるときは、保育園に入所させ保育する。ただし、保育園を設置しない地域にあっては、臨時保育園を開設して保育する。

(2) 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する児童相談所に連絡して収容施設に収容保護する。

なお、すでに収容している児童の保護者の属する世帯が災害により被害を受け、生活程度が著しく低下した世帯に対する費用の負担については、災害の状況により別に定めるところに従って減免することがあるものとする。

### 4 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の設置者、管理者においては、避難行動要支援者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

(1) 入所者の保護

ア 迅速な避難

あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。避難にあたっては、できる限り施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ 臨時休園等の措置

(ア) 保育所にあつては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

(イ) 児童館、児童センター、知的障害者通所更生施設等の通所施設についても、保育所に準じた措置をとる。

(ウ) その他の社会福祉施設にあつては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。また、医療その他の救助を必要とする場合は、町、県に連絡又は要請する。

エ 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、県、町等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

オ 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、町、県に連絡しその応援を要請する。

カ 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図るものとする。確保できないときは、不足する物資の内容や程度について町、県に連絡しその支援を要請する。

キ 健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ職員等の健康管理（特にメンタルケア）に、十分配慮する。

(2) 被災者の受入れ（二次指定避難所）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の指定避難所等においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先する。

## 5 外国人対策

(1) 通訳の実施

町本部は、坂祝町定住外国人自立支援センター職員によるポルトガル語の通訳を実施する。なお、その他の言語通訳等については、ボランティアセンターを通じて財団法人岐阜県国際交流センター等に通訳ボランティアの応援を依頼する。

(2) 町本部及び県は、テレビ・ラジオ等の外国語放送による正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、指定避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努めるものとする。



る。

## 6 避難行動要支援者の安否確認の実施

町本部は、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合に、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を進めるものとする。

## 第8項 帰宅困難者対策

### 1 方針

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、指定避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

### 2 住民、民間事業者等の啓発

町本部及び県は、公共機関が運行を停止し、道路が通行不能となるなど、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。また、各種手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、民間事業者等の責務等、必要な啓発に努める。

### 3 指定避難所対策、救援対策

町本部は、帰宅途中で救援が必要になった人、指定避難所への収容が必要になった人への救助対策、指定避難所対策を図る。

### 4 徒歩帰宅困難者への情報提供

町本部及び県は、民間事業者、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

## 第9項 応急住宅対策

### 1 方針

大規模地震により住宅が全壊（全焼、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修繕又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

ただし、災害発生直後における住宅の対策については、本節第2項「避難対策」の定める指定避難所の開設によるものとする。

### 2 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は次の種類及び順位によるものとする。

対象種別		内容	
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設収容	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2) 社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		地すべり等関連住宅融資	
4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。	
	(2) 一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。	
5 災害救助法による仮設住宅供与		生活能力が低い世帯のため町が仮設の住宅を供与する。	
住宅の修繕	1 自費修繕	被災者が自力(自費)で修繕する。	
	2 資金融資	(1) 国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。
		(2) その他公費融資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理	生活能力の低い世帯のため町が応急的に修繕する。	
4 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。		
障害物の除去等	1 自費除去	被災者が自力(自費)で除去する。	
	2 除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。	
	3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために町が除去する。	
	4 生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。	

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 「住宅の確保」のうち、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
- 3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

### 3 実施体制

- (1) 応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、原則として町長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、町長が行う。
- (2) 町本部及び県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕について、業界団体に協力を求めて実施する。応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、民間賃貸住宅を借り上げて提供する。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備する。
- (3) 町本部は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県の応援を得て実施する。

### 4 応急仮設住宅の建設

町本部は、災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。設置場所については、町にお

いて決定する。

なお、町本部及び県は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を確保しておく。

#### 5 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の運営管理

町本部は、各応急仮設住宅の適切な運営を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのために入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

#### 6 避難行動要支援者への配慮

町本部は、応急仮設住宅への入居については、避難行動要支援者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮する。

#### 7 住宅の応急修理

町本部は、災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行う。

#### 8 障害物の除去

町本部は、災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対し、障害物の除去を行う。

#### 9 低所得世帯に対する住宅融資

町本部及び県は、低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯で、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して次の資金を融資する。

- (1) 生活福祉資金の災害援護資金
- (2) 母子福祉資金の住宅資金
- (3) 寡婦福祉資金の住宅資金
- (4) 災害援護資金の貸付

#### 10 生活保護法による家屋修理

町本部及び県は、災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をする。

##### (1) 家屋修理費等

国が定める基準額の範囲内において必要最少限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

##### (2) 土砂等の除去費

家屋修理費の一環として(1)による基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び人夫賃等

#### 11 社会福祉施設への入所

町本部は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、避

難行動要支援者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者について、必要性の高い者から入所させる。

また、被災者の避難状況等にかんがみ、他県等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させる。

## 12 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

資料編 (p. 資-55) ・岐阜県災害救助法施行細則 (別表第1・第2)

# 第10項 医療・救護活動

## 1 方針

大規模な地震が発生すると、医療機関自身が被災し、医療活動能力を喪失する可能性があり、また、医療機関は被災しなかった場合でも、ライフライン（水道、電気、ガス等）が途絶すると、高度な医療行為の実施は難しくなり、その機能は麻痺してしまうおそれがある。

大規模な地震の発生による数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療・救護体制を確立する。

## 2 医療救護活動

医療救護活動は、別図に掲げる体制をとり、次により実施する。

### (1) 医療救護班の編成

町本部は、救護所を設置し、加茂医師会等の協力を得て医療救護班を編成し、災害の程度に即した救護活動を行う。

医療救護班の編成基準は、次のとおりである。

#### 医療救護班の編成基準

- ・医師（1名）
  - ・薬剤師（1名）
  - ・看護師、助産師又は保健師（2名）
  - ・事務職員（1名）
- （注）運転士については必要に応じ編成に加える。

### (2) 医療救護対象者

医療救護活動は、次の者を対象者として実施する。

#### ア 医療救助

（ア）医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

（イ）災害時における異常なストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的配慮のうえからこれを医療救護の対象とする。

#### イ 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で災害のため助産の途を失った者（死

産・流産を含むものとする。)

(3) 他関係機関への応援要請

- ア 災害の程度により必要と認めたときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。
- イ 災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めたときには、県に対し、迅速、的確な医療について要請を行う。

(4) 医療救護活動の原則

医療救護班による活動は、原則として救護所において行うものとし、救護活動を出動させる時間的余裕のない事情があるときは、病院又は診療所において実施できるものとする。

(5) 重傷者等の搬送方法

- ア 重傷者等の後方医療機関への搬送は、可茂消防の協力を得て実施する。  
ただし、可茂消防の救急車両が確保できない場合は、町及び医療救護班で確保した車両により搬送する。
- イ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊のヘリコプターにより実施する。

(6) トリアージの実施

医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じトリアージを実施し、効率的な活動に努めるものとする。

(7) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

町本部は、必要に応じて医療関係機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。

(8) 後方医療活動の要請

ア 広域後方医療活動の要請

町本部は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

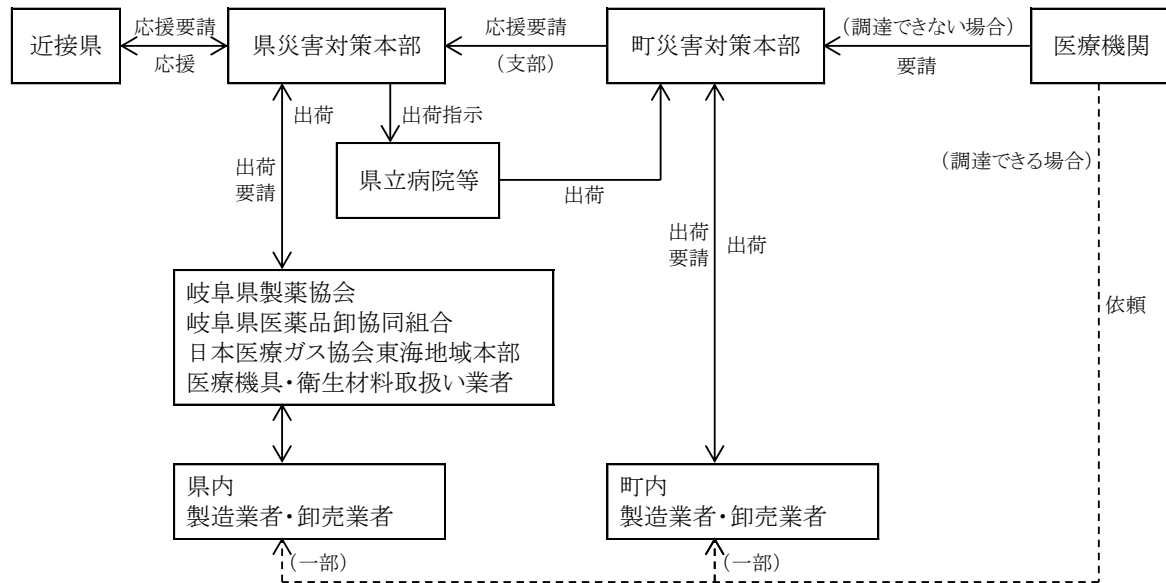
イ 広域搬送拠点の確保、運用

町及び県は、広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、町内の医療機関から広域搬送拠点までの重症者等の輸送を実施する。

### 3 医薬品等の確保

- (1) 町本部、県及び岐阜県赤十字血液センターは、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器及び血液の確保を図るものとする。
- (2) 医薬品等の調達の要請を受けた場合は、病院、医薬品等卸売業者、医薬品等製造業者等と連絡をとり、医薬品等を確保する。
- (3) 医薬品等の調達が困難なときには、「災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定書」に基づき県に調達を要請する。

医薬品等確保系統図



#### 4 災害救助法の適用等

災害救助法が適用された場合の医療・救護活動の実施の範囲については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

#### 5 その他

災害救助法による医療、助産救助を実施したときは次の諸記録を作成し、整備保管する。

- (1) 医療班出動編成表（様式集・様式36-1号）
- (2) 医療救護活動報告書（様式集・様式36-2号）
- (3) 医療班医薬品衛生材料使用記録（様式集・様式36-3号）
- (4) 病院診療所医療実施状況（様式集・様式37-1号）
- (5) 助産台帳（様式集・様式37-2号）

資料編（p.資-55） ・ 岐阜県災害救助法施行細則（別表第1・第2）



## 第11項 遺体の捜索・取り扱い・埋葬

### 1 方針

地震災害時に死亡した者の遺体の捜索、見分、取り扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体捜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検索体制を含め、広域調整を行う。

### 2 遺体の捜索

町本部は、加茂警察署、防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、発見したときは速やかに収容する。

#### (1) 捜索の方法

ア 町本部（福祉部）は、遺体捜索の必要があるときは、消防部と協議してその対策をたて、その実施を消防部又は奉仕団に要請する。

イ 捜索作業は、消防部長（消防団長）又はその代理者の指揮により実施する。

#### (2) 応援の要請

ア 町本部（福祉部）は災害条件あるいは遺体が他市町村へ流失したこと等により、町において遺体の捜索ができないときは、県に応援の要請をする。ただし、急を要する場合等で下流の市町に応援を求めることが適当なときは、直接市町に応援を要請する。

イ 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 遺体が埋没し、あるいは漂着していると思われる場所

(イ) 遺体数及び死亡者の氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等

(ウ) 応援を求めたい人数、舟艇、器具等

(エ) その他必要な事項

#### (3) 災害救助法の適用等

災害救助法が適用された場合の遺体の捜索の基準は、岐阜県災害救助法施行細則等による。

#### (4) その他

町本部（福祉部）は、本救助を実施したときは、その状況を毎日「救助日報」（様式集・様式31号）に整理するほか、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

ア 遺体捜索状況記録簿（様式集・様式39-1号）

イ 救助実施記録日計票（様式集・様式6号）

ウ 救助の種目別物資受払状況（様式集・様式7号）

エ 遺体捜索用機械器具修繕簿（様式集・様式39-2号）

### 3 遺体の取り扱い、収容等

#### (1) 遺体の取り扱い

町本部（福祉部）は、遺体を発見した場合は、速やかに加茂警察署長に連絡し、その見分、検視を待って、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡すものとする。

#### (2) 遺体の収容

町本部（福祉部）は、身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合は、遺体の処理場所を借上げ（仮設）、次の措置をとるものとする。

ア 遺体の識別のため、医療班により、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をとり、必要に応じて



撮影を行う。

イ 寺院等の施設又は仮設安置所における遺体の一時安置を行う。

ウ 町本部において実施できないときは、県に医療班の応援出動を求める等によって実施する。

エ 町本部は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

(3) 遺体の検視、身元確認

町本部は、加茂警察署が実施する遺体の検視、身元確認等が効果的に行えるよう、県及び指定公共機関等と密接に連携する。

(4) 災害救助法の適用等

災害救助法が適用された場合の遺体処理の実施基準等は、岐阜県災害救助法施行細則等による。

(5) その他

町本部は、本救助を実施したときは、その状況を毎日「救助日報」（様式集・様式31号）に整理するほか、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

ア 遺体処理台帳（様式集・様式40号）

イ 救助実施記録日計票（様式集・様式6号）

ウ 救助の種目別物資受払状況（様式集・様式7号）

#### 4 遺体の埋葬等

町本部（福祉部）は、地震災害の際死亡したもので町本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋葬（以下「埋葬」とは原則として火葬することをいう。）を行うものとする。

(1) 遺体の埋葬

町本部は、遺体を遺族へ引き渡し又は火葬に付し、骨つぼ若しくは骨箱を遺族に引き渡す。また、身元の判明しない遺体は、火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとるものとする。

なお、埋葬の実施に当たっては、次の点に留意を要する。

ア 事故死等による遺体については、加茂警察署から引継ぎを受けた後埋葬する。

イ 身元不明の遺体については、加茂警察署その他関係機関に連絡しその調査に当たる。

ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

(2) 広域調整

町本部及び県は、大規模な地震災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施する。なお、この際の費用負担は、災害救助法の定めるところにより行う。

(3) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の遺体埋葬の実施基準等は、岐阜県災害救助法施行細則等による。

(4) その他

町本部は、埋葬救助を実施したときは、その状況を毎日「救助日報」（様式集・様式31号）に整理するほか、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

- ア 埋葬台帳（様式集・様式41号）
- イ 救助実施記録日計票（様式集・様式6号）
- ウ 救助の種目別物資受払状況（様式集・様式7号）

資料編（p.資-55） ・ 岐阜県災害救助法施行細則（別表第1・第2）

## 5 遺体安置所の確保

町本部は、指定避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置所を設けるものとする。

## 6 応援協力

町本部は、自ら遺体の捜索、取り扱い、収容、埋葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ実施、若しくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

# 第12項 防疫活動

## 1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いことから、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し、衛生状態が悪化しやすい指定避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する。

## 2 町の防疫活動

町本部は、次の防疫活動を行うものとする。

### (1) 防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒

防疫用資機材を確保し、便槽・家屋等の清潔方法及び消毒を行う。

#### 〔清潔方法〕

- ・清潔方法の実施にあたっては、管内における道路溝きよ、公園等公共の場所を中心に行う。
- ・災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うのを原則とし、災害地の状況に応じ、町長は、的確な指導及び指示を行う。
- ・収集したごみ、汚泥、その他の汚物を焼却埋没等、衛生的に適切な処分をする。この場合、できる限り尿浄化槽又は下水終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。

#### 〔消毒方法〕

- ・消毒方法の実施にあたっては、法令の定めるところに従って行う。
- ・実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認の上、不足分を補い便宜の場所に配置する。

### (2) ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布

感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ごみ捨て場所に殺虫剤・殺そ剤を散布する。

### (3) 指定避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施

指定避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、指定避難所の自治組織等の協力を得て、防疫活動を実施する。特に簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

### (4) 感染症法第35条第1項の規定による職員の選任

知事の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条第1項の規定による当該職員の選任を行う。

(5) 臨時予防接種又は予防内服薬の投与

知事の指示に従い、臨時予防接種又は予防内服薬の投与を実施する。

(6) 感染症の発生状況及び防疫活動等の広報活動の実施

感染症が発生した場合、県とともにその発生状況及びその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。

### 3 応援等の要請

町本部は、防疫を要する地域の規模等により、町本部のみでは防疫活動等の実施が不可能又は困難なときは、県に次の事項を明示して、応援、あっせん等の要請を行うものとする。

(1) 要請する作業内容

(2) 要請する防疫班数、物資名、数量

(3) 日時、場所等

(4) その他必要な事項

### 4 報告

災害時における防疫に関する報告は、次によるものとする。

(1) 被害状況の報告

町本部は、防疫を必要とする災害が発生したときは、「医療、衛生施設被害状況等報告書」（様式集・様式12号）により防疫に関する情報を県に毎日電話及び文書をもって報告する。

(2) 災害防疫所要見込額の報告

町本部は、災害防疫に関する所要見込額を「災害防疫経費所要額調」（様式集・様式42-1号）に作成し、県に提出する。なお、その概要については、できる限り事前に電話をもって報告する。

(3) 災害防疫完了報告

町本部は、災害防疫が完了したときは、防疫活動が終了した日から20日以内に「災害防疫業務完了報告書」（様式集・様式42-2号）を作成し、県に提出する。

### 5 記録の整備

町本部は、次の書類を整備保管しておくものとする。

(1) 災害状況及び災害防疫活動状況報告書（日報）

(2) 防疫経費所要額調及び関係書類

(3) 清潔方法及び消毒方法に関する書類

(4) ねずみ族昆虫等の駆除に関する書類

(5) 生活用水の供給に関する書類

(6) 患者台帳

(7) 防疫作業日誌

### 6 経費の精算

災害防疫に要した経費は、他の経費とは明確に区分し、災害防疫活動を終了した後できる限り速やかに清算する。

## 第13項 食品衛生活動

### 1 方針

地震災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の発生防止を図る。

### 2 食品関連施設に対する監視指導

町本部は、炊き出しを開始した場合、速やかに中濃保健所へ連絡する。

### 3 食中毒発生時の対応

町本部は、食中毒症状を現す者が発生した場合、直ちに医師による診察を受けさせるとともに、中濃保健所へ連絡する。

## 第14項 保健活動・精神保健

### 1 方針

地震災害発生時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来たす可能性が高い。このような環境の中で健康を維持することは困難なことであることから、被災者に対して公衆衛生的な観点から公的な保健医療面での支援が不可欠である。また、地震によるショック、長期化する避難生活等により被災者は様々なストレスを抱え込むことになり、心のケア対策が必要となる。

そのため、地震により被害を受けている住民を対象に、関係機関と協力し、指定避難所の健康生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施する。さらに、仮設住宅や一般家庭等地域住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

### 2 保健活動

#### (1) 体制

町本部は、保健活動方針を策定する。また、災害の程度により必要と認めたときは、県と連携を取り、保健活動チームを編成し、被災者の健康管理活動を行うものとする。

#### 保健活動チーム編成

・指定避難所巡回保健チーム	(医師1、保健師2、薬剤師1)
・精神科チーム	(医師、精神科ソーシャルワーカー、保健師)
・歯科チーム	(歯科医師、歯科衛生士)
・リハビリチーム	(医師、理学・作業療法士、保健師、看護師)
・栄養チーム	(栄養士1～2)
・臨床心理チーム	(臨床心理士1～2)
・家庭訪問チーム	(保健師1～2)
・仮設住宅訪問チーム	(保健師1～2)
・指定避難所巡回検診チーム	(医師、保健師、栄養士、診療放射線技師、臨床衛生検査技師)

(2) 活動内容

具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定められたものによる。

3 健康課題に応じた専門的な支援の実施

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、避難行動要支援者の支援などの専門的な支援を実施する。なお、具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定められたものによる。

## 第15項 清掃活動

1 方針

ごみ、し尿の処理事業は、可茂衛生施設利用組合により行っているが、地震災害発生時には、大量の廃棄物の発生等により、その処理に支障をきたすおそれがある。また、最終処分場が不足するとともに、災害廃棄物のリサイクル等による減量化、緊急時の仮置場、最終処分場の確保が必要である。

被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の迅速な収集・処理体制を確保する。なお、災害廃棄物の処理については、本計画のほか、坂祝町災害廃棄物処理計画（平成24年度）に定めるところによるものとする。

2 ごみ、し尿の処理活動

町本部（水道環境部）は、環境係を中心として収集班、処理班を組織し、迅速に廃棄物の適正かつ円滑な処理にあたるものとする。

(1) 役割・業務内容

ア 収集班

収集班はごみ収集担当とし尿収集担当で編成する。

(ア) ごみ収集担当

- a 指定避難所及び一般家庭等から排出されるごみの収集
- b 臨時ステーションの開設
- c ごみ収集運搬業務管理

(イ) し尿収集担当

- a 指定避難所及び一般家庭等から排出されるし尿の収集
- b し尿収集運搬業務管理

イ 処理班

処理班はごみ処理担当、し尿処理担当及びがれき類処理担当で編成する。

(ア) ごみ処理担当

- a 指定避難所及び一般家庭等から排出されるごみの処理
- b ごみ処分場の保守管理及び直接搬入の受付

(イ) し尿処理担当

指定避難所及び一般家庭等から排出されるし尿の処理

(ウ) がれき類処理担当

- a がれき類の処理の指導

b がれき類仮置場の設置及び管理

(2) 支援の要請と受入

支援の要請及び受入は、保険環境係で連絡担当を配置し行う。連絡担当は、支援の必要性を把握し、要請内容を整理し各種協定書に基づき支援を要請する。複数の市町村に同時に要請を行う場合は県に要請依頼をしてから行い、個別に依頼する場合は県にその内容を報告する。

また、他の市町村からの支援の申し出は連絡担当が受け、支援内容の調整を行うとともにその状況を県に報告する。

災害時協定の概要

災害時協定	概要	締結日
岐阜県及び市町村災害時相互応援協定	市町村において災害が発生し、市町村独自では応急・復旧対策が実施できない場合に相互の応援を円滑に実施するための事項を定めたもの	平成10年3月30日
岐阜県環境整備事業協同組合	災害時におけるし尿、浄化槽汚泥その他災害に伴い発生する一般廃棄物の収集運搬に関する無償による支援協力	平成15年6月11日
岐阜県清掃業協同組合	災害に伴って発生する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の収集運搬に関する無償による支援協力	平成15年12月19日
社団法人岐阜県産業環境保全	災害廃棄物の撤去、収集運搬、処理など支援協力	平成20年8月20日

3 がれきの処理

地震災害発生時には、多量のがれき類が発生し、通常の処理では十分な対応が困難になることが考えられる。これらが道路や敷地に放置された場合、交通等生活の妨げとなり、地域の復旧・復興の妨げになることから、迅速かつ計画的な対応が必要となる。

(1) 収集・運搬

町所有の運搬車両や委託業者、許可業者の運搬車両の種類・台数を把握し、緊急時の収集・運搬体制を構築する。

(2) 処理・処分

がれき類は、仮置場において分別して保管する。民間施設においてもリサイクルを推進する。

4 生活ごみ・粗大ごみの処理

地震災害発生時には、指定避難所から発生する生活ごみや、倒壊等により使用不能になった家財など一般家庭から排出される雑多な粗大ごみ、さらには被害にあわなかった他の家庭から排出される平常時のごみ等、様々なごみが排出されるため、迅速に処理する。

災害発生時の収集・運搬は、平常時の体制を基本として、委託業者が行う。事業系ごみは、許可業者による収集を原則とする。また、被害のない家庭からの粗大ごみの収集は一時的に停止することも検討する。

5 適正処理困難物の処理

地震災害発生時には、建物の解体及び一般家庭から適正処理困難な廃棄物が排出されることがある。平常時は、専門業者に直接排出・処理を行っているが、災害時には、安全確保優先のため、一般家庭から排出されるものは町が収集することも想定される。

(1) 収集・運搬

緊急時の体制を構築し、委託収集運搬車両以外にも、利用できる車両を極力利用する。

(2) 処理・処分

仮置場において分別し保管する。また民間施設においてリサイクルを推進する。

## 6 し尿等の処理

地震災害発生時には、浄化槽等に残っているし尿や浄化槽汚泥を速やかに回収したり、指定避難所への多数の仮設便所を設置するため、し尿を回収する必要がある、平時よりも多量にし尿が発生することがあり、収集や処理を迅速に行う。

(1) 収集運搬

緊急に汲み取りを要する便槽や仮設便所からの収集を優先的に行う。その他は平常時の収集・運搬体制を基本として許可業者が収集・運搬を行う。

(2) 処理・処分

平常時の処理・処分体制を基本とし、施設損壊や停電、断水等により施設が稼働不能の場合には、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮して、他市町村の施設利用を検討する。

(3) 応急トイレ対策

ア 町本部は、指定避難所等に仮設便所を設置する場合、原則として、し尿貯留槽が装備された便所（以下、「仮設トイレ」という。）を配備する。

イ やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏<sup>ろう</sup>えい等により地下水が汚染しないような場を選定し、避難人員200人に対して大小便器をそれぞれ2個以上ずつ設置する。なお、閉鎖にあたっては、消毒後埋設する。

ウ 仮設トイレは、当初は、町備蓄のものを使用し、不足する場合には県又は関係機関に応援要請を行う。

エ 町本部は、民間での保有状況をあらかじめ把握しておくものとする。

資料編 (p. 資-5) ・防災用資機材、物資等備蓄状況

## 第16項 愛玩動物等の救援

### 1 方針

地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い指定緊急避難場所又は指定避難所に避難してくる。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

### 2 被災地域における動物の保護

町本部は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。

### 3 動物の適正な飼養体制の確保

町本部は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を指定避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。

また、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

#### 4 特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、町本部は、県、飼養者その他の関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

## 第17項 災害義援金品募集配分

### 1 方針

県民及び他都道府県から被災者に委託された義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、受入、引継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

### 2 実施機関

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、次の関係機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し、あるいは協力して行うことを原則とするが、災害の規模、周囲の状況等により各機関が単独で行うことが適当な場合は、各機関限りで行う。

#### (1) 県単位機関

県本部、日本赤十字社岐阜県支部（義援金に限定、物資は扱わない）、県共同募金会、日本放送協会、各新聞社社会事業団、県地域女性団体連絡協議会、県市長会、県町村会、その他県単位の各種団体

#### (2) 郡単位機関

県支部、郡町村会、その他郡単位の各種団体

#### (3) 町単位機関

町本部、日本赤十字社岐阜県支部坂祝町分区、岐阜県共同募金会坂祝町共同募金委員会、民生児童委員協議会、町女性団体、小中学校生徒会、加茂警察署、自主防災組織、その他町単位の各種団体

（注） 郡単位機関と町単位機関で、同一県支部地域にあるものについては相互に連絡をとって実施する。

### 3 義援金品の募集

#### (1) 義援金品の募集機関

県内又は他の都道府県において大規模地震災害が発生した場合には、義援金品の募集機関は、被災地のニーズ・状況等を十分考慮しながら対応する。義援金品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部等、報道機関等を通じて、次の事項を公表する。

#### ア 義援物資

##### (ア) 受入窓口

(イ) 受入を希望するもの及び受入を希望しない物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、同リストを順次改定する。）

(ウ) 受入窓口と集積場所の住所が異なるときは、その集積場所の住所等

#### イ 義援金



(ア) 受入窓口

(イ) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

(2) 問い合わせ窓口等

町本部（被災地以外の場合）及び県は、必要に応じ義援金品に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

4 義援物資の受入・配分等

募集機関は、次により義援物資の受入及び配分等を行う。

(1) 受入

ア 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入を行う。

イ 受入れを希望する物資を明確にし、早期に公表を行う。

ウ 義援金品抛出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(2) 引継ぎ・集積

受入れた義援物資の引継ぎにあたっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

(3) 配分

ア 配分の基準

県、被災市町村、その他義援物資の募集機関等で構成する配分委員会組織が定める基準によって行う。被災世帯に対する配分の基準は、次によるものとする。

なお、特定物資及び配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。

一般家庭用物資	全失世帯	1
	半失世帯	1 / 2
	床上浸水世帯	1 / 3
無指定金銭	死者（含行方不明で死亡と認められる者）	1
	重傷者	1 / 2
	全失世帯	1
	半失世帯	1 / 2
	床上覆水世帯	1 / 3

(注) 1 床上浸水10日以上在世帯にあつては、物資、金銭とも半失の基準によるものとする。

2 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することがあるものとする。

イ 配分の時期

配分はできる限り受入れ又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量などを考慮し、適宜配分時期を調整する。

ただし、腐敗、変質のおそれがある物資については、迅速かつ適切に取扱うように配慮する。

(4) 義援物資の管理

義援物資は、義援金品受払簿受払簿（様式集・様式43-5号）を備え付け、受入から引き継ぎ又は配分までの状況を記録する。

(5) 各種様式

義援物資の受入、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は次のとおり

である。

ア 義援金品抛出者名簿（様式集・様式43-1号）

イ 義援金品受領書（様式集・様式43-3号）

ウ 義援金品受払簿（様式集・様式43-5号）

(6) 費用

義援物資の募集又は配分に要する労力等は、できる限り無料奉仕とするが、輸送に要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は経費の証拠記録を整理保管しておく。

## 5 義援金の受入・配分等

募集機関は、次により義援金の受入及び配分等を行う。

(1) 受入

ア 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援金の受入れを行う。

イ 義援金品抛出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(2) 引継ぎ、集積

受入れた義援金の引継ぎにあたっては、町の銀行口座への振込みの方法による。

(3) 配分

配分委員会組織が定める基準によって行う。配分にあたっては、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

(4) 義援金の管理

義援金は、銀行預金等確実な方法で保管管理し、義援金品受払簿を備え付け、受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

(5) 各種様式

義援金の受入、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は次のとおりである。

ア 義援金品抛出者名簿（様式集・様式43-1号）

イ 義援金引継書（様式集・様式43-2号）

ウ 義援金品受領書（様式集・様式43-3号）

エ 現金出納簿（様式集・様式43-4号）

オ 義援金品受払簿（様式集・様式43-5号）

(6) 費用

義援金の募集又は配分に要する労力等は、できる限り無料奉仕とするが、送金、引継ぎに要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は経費の証拠記録を整理保管しておく。

## 第7節 公共的施設の応急対策

### 第1項 公共施設の応急対策

#### 1 方針

大規模地震発生時には、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が及ぶこととなる。特に、道路、河川をはじめとした公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であるばかりでなく、地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要である。

そのため、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

#### 2 道路施設の応急対策

(1) 道路管理者（産業建設部）は、地震発生後速やかに、あらかじめ指定された緊急輸送道路について優先的にパトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

(2) 道路管理者（産業建設部）は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、加茂警察署、可茂消防自衛隊及び建設業者等の協力を得て実施する。

#### 3 河川の施設の応急対策

町、県、その他の河川・ため池等の管理者は、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害の状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合には、その被害の状況に応じた適切な応急対策に努める。

#### 4 土砂災害防止施設の応急対策

(1) 土砂災害危険箇所の点検、状況把握

町本部は、県と協力して、土砂災害危険箇所のパトロールを行い、がけ崩れ等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。また、町本部は、がけ崩れ等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知する。

(2) 応急対策

町本部は、土砂災害防止施設が被災した場合に、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。また、被害が拡大するおそれがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難勧告を行う体制の整備を図るよう努めるものとする。

#### 5 公共建築物の応急対策

町本部は、町庁舎、学校施設その他の公共施設について、災害対策の指令基地や避難施設などの利用が想定されることから、次のとおり災害応急対策を実施し、できる限り応急復旧による機能確保に努めるものとする。

(1) 建物の応急対策

被災建築物応急危険度判定士等による施設の緊急点検を実施し、被害状況を把握し、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

(2) 施設機能の応急対策

- ア 停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発電機の配置並びに燃料確保
- イ 無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧
- ウ 緊急輸送車両その他車両の確保
- エ 複写機の非常配備、被災電算機、複写機等の応急復旧
- オ その他重要設備の点検及び応急復旧
- カ 飲料水の確保
- キ エレベーターに閉じ込められた者の救出
- ク 火気点検及び出火防止措置

## 第2項 ライフライン施設の応急対策

### 1 方針

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障をきたす。また、医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり、優先的に供給する必要がある。

そのため、民間事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期を明示による住民の不安の解消、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る。

### 2 水道施設

水道事業者（水道環境部）の応急復旧対策は、県営水道危機管理マニュアルに定めるところによるほか、次のとおりとする。

#### (1) 緊急要員の確保

緊急要員の確保と情報連絡体制を整備する。

#### (2) 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

#### (3) 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。

#### (4) 応急復旧の目標期間の設定

応急復旧の目標期間は、次のとおりとする。

#### 目標期間

3日まで	給水拠点による給水（1人1日3リットル）
10日まで	幹線付近の仮設給水栓（1人1日20リットル）
21日まで	支線上の仮設給水栓（1人1日100リットル）
28日まで	仮配管による各戸給水や共用栓（1人1日250リットル）

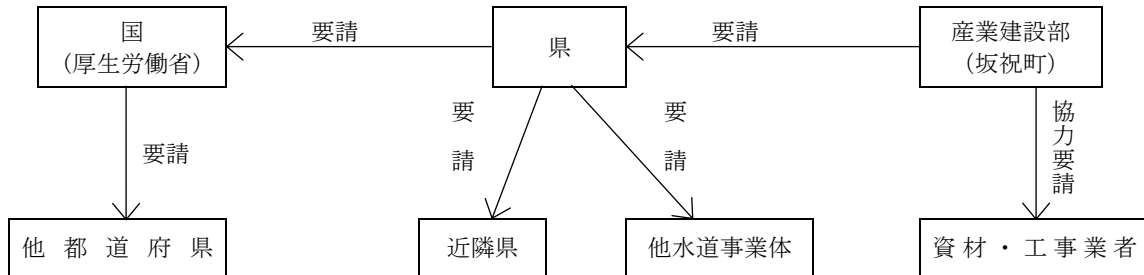
#### (5) 県等への応援要請

町による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請する。

資料編 (p. 資-40) ・岐阜県水道災害相互応援協定

(6) 重要施設への優先的復旧

防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。



3 下水道施設（農業集落排水を含む）

下水道管理者（水道環境部）の応急復旧対策は、次のとおりとする。

(1) 緊急要員の確保

緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道管理者に応援を要請する。

(2) 被害状況の把握及び応急対策

下水道施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、下水管路、処理場、マンホールポンプ施設等について、次のとおり、被害の拡大及び二次災害の防止、暫定機能の確保等の災害応急対策を実施する。

ア 第一段階（主要目標：被害拡大、二次災害の防止）

下水管路	緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害拡大、二次災害の防止のための調査（主に地表からの調査）</li> <li>管路の破損による道路等他施設への影響調査</li> <li>重要な区間の被害概要の把握</li> </ul>
	緊急措置	マンホールと道路の段差へ安全柵、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、可搬式ポンプによる排水、下水道施設の使用中止依頼
処理場、マンホールポンプ施設等	緊急点検（主要目的：二次災害の未然防止、予防）	人的被害につながる二次災害の未然防止、予防（有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止、機器の運転停止等）
	緊急調査	被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査
	緊急措置	火気の使用禁止、立ち入りの禁止、漏洩箇所のシール

イ 第二段階（主要目標：暫定機能の確保）

下水管路	応急調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害拡大、二次災害防止のための調査（管内、マンホール内まで調査）</li> <li>下水道の機能的、構造的な被害程度の調査</li> </ul>
	応急復旧	管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の排除、仮管渠の設置
処理場、マンホールポンプ施設等	応急調査	処理場、マンホールポンプ施設の暫定機能確保のための調査
	応急復旧	コーキング、角落としによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切り回し、可搬式ポンプによる揚水、固形塩素剤による消毒

#### 4 電気施設

町本部及び県の応急対策は、次のとおりとする。

##### (1) 連絡調整

地震災害発生時には、中部電力株式会社加茂営業所から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

##### (2) 応援要請

二次災害防止と応急復旧への協力を中部電力株式会社加茂営業所及び電気工事関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。

#### 5 鉄道施設

町本部及び県の応急対策は、次のとおりとする。

##### (1) 連絡調整

災害発生時には東海旅客鉄道株式会社から被害状況、列車等の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努める。

##### (2) 応援要請

二次災害防止と応急復旧への協力を東海旅客鉄道株式会社及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。また、バス代行輸送体制に関する現地情報を集約し、東海旅客鉄道株式会社及び道路管理者と連携し、生活交通を確保する。

#### 6 電話施設

町本部及び県の応急対策は、次のとおりとする。

##### (1) 連絡調整

災害発生時には西日本電信電話株式会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

##### (2) 応援要請

二次災害防止と応急復旧への協力を西日本電信電話株式会社及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。

## 第8節 教育・文化財関係の災害対策

### 1 方針

大規模地震が発生した場合、学校教育においては児童生徒等の安全確保が第一であるが、安否確認等に困難が生ずる。また、学校等の再開については、教育施設が指定避難所として使用され、その使用が長期化する場合、教育の再開時期が問題となる。

そのため、災害発生時に早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施するとともに、学校教育に支障をきたさないように必要な措置を講ずる。

### 2 児童生徒等の安全確保

学校等は、本編第1章第6節第1項「教育対策」により、災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒等の保護に努めるものとする。

### 3 教育活動の早期再開

町本部（教育部）及び町教育委員会は、地震災害時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずる。

#### (1) 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

#### (2) 被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、学校等において、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、「学校別被害状況報告書」（様式集・様式44-1号）「災害により被災した児童生徒数調」（様式集・様式44-2号）により県教育委員会に報告する。

#### (3) 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。なお、施設の決定に当たっては、関係の機関が協議し、その決定事項の周知を教職員及び住民に徹底する。

被害程度別応急教育予定場所

被害の程度	応急教育予定場所
応急的な修理で使用できる程度の場合	当該施設に応急処置を行い使用する。
学校の一部校舎が使用できない程度の場合	特別教室、屋内施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。
校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合	公民館等公共施設又は神社仏閣等を利用する。
特定の地区が全体的に被害を受けた場合	住民避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設がないときはプレハブ校舎等応急仮校舎を建設する。

#### (4) 施設の応急復旧

町本部（教育部）は、教育施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行うものとする。なお、処置（応急復旧）を行う場合は、被害の状況をできる限り詳細に記録しておくため、写真の撮影、保存に留意する。

(5) 応急教育についての広報

応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図る。

**4 教員の確保**

町教育委員会及び県教育委員会は、教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、周辺市町の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。なお、確保が困難な時は、合併授業等必要な措置をとるものとする。

**5 児童生徒等に対する援助**

(1) 就学援助

町本部及び県は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行う。

(2) 学校給食及び応急給食の実施

給食を実施している学校等は、学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について必要な措置をとる。また、「坂祝町学校給食センター」が被災した場合には、施設の早期復旧に努めるとともに、関係機関等の協力を得て、応急給食を実施するよう努める。なお、学校給食を実施していない学校等は、保護者が炊事困難な場合等にあつては、関係機関等の協力を得て、応急給食を実施するよう努めるものとする。

(3) 転出、転入の手続

町教育委員会及び県教育委員会は、被災した児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け問い合わせに対応する。

(4) 心の健康管理

町教育委員会及び県教育委員会は、被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

**6 学用品等の支給**

地震災害により住家の被害を受け、学用品を滅失又はき損し、就学上支障のある児童生徒等に対する学用品等の支給については、第Ⅱ編一般災害対策第2章第9節第2項「学用品等支給対策」による。

**7 文化財その他の対策**

(1) 所有者又は管理者への指導

町本部及び県は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を維持するよう被害文化財個々についてその対策を所有者又は管理者に指示し、指導する。当町の文化財の現況は資料編に掲げるとおりである。

資料編 (p. 資-78) ・町内文化財一覧

(2) 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等に被害が発生したときは、その管理者は、町本部に被害の状況を報告する。

町本部は、報告を受けあるいは承知したときは、県被害情報集約システムにより報告する。



## 8 公民館その他社会教育施設の対策

町本部は、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、本項7(2)により被害状況を報告するとともに、被災施設の応急対策等を行うものとする。なお、被災時においては、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に指定避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないので、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力する。

## 第3章 東海地震に関する事前対策

### 第1節 総則

#### 第1項 東海地震に関する事前対策の目的

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下この章において「大震法」という。）が制定され、同年12月14日に施行された。この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予測される地域（6県（神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知）170市町村（当時））が「強化地域」として指定された。

一方、大震法制定以来四半世紀が経過し、その間の観測データの蓄積や新たな学術的知見等が得られてきたことから、平成13年度に中央防災会議は東海地震に関する専門調査会を設置して、新たな想定震源域及びこれに基づく想定震度分布等について検討を行い公表した。その結果、平成14年4月、大幅に強化地域の見直しが行われ、新たに東京都、三重県が加わり、市町村数も96市町村（当時）が追加となり、合わせて8都県（東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重）263市町村（当時）が指定されるに至った。この見直しの基準は、①震度6弱以上の地域、②20分以内に高い津波が襲来する地域、としている。

岐阜県では、中津川市が見直し前と同様強化地域として指定されているが、当町においては、東海地震が発生した場合、震度6弱以上の地震とはならないとされたため、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は、義務付けられていない。

しかし、当町が震度5強以下の地震であっても、中濃地域において、局地的に被害が発生することが予測されるとともに、警戒宣言が発せられた際の社会的混乱の発生も懸念される場所である。

このため、当町が東海地震の発生に伴う災害の発生の防止又は軽減をあらかじめ図るために実施する措置についてここに定めるものとし、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）発令から、警戒宣言が発せられるまで、又は大規模な地震に直結しないと判定されるまでの間において実施する準備措置についても併せて定めるものとする。

#### 第2項 基本的な考え方

- (1) 本計画は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、注意情報発表の報道開始時から警戒宣言が発せられるまでの間において混乱することが心配されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。
- (2) 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、本編第1章「災害予防」及び第2章「災害応急対策」で対処する。

- (3) 当町は、強化地域ではないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請により対処する。
- (4) 本計画の策定に当たっては、次の事項に留意し、今後、本計画の実施に当たり、十分配慮する。
- ア 警戒宣言が発せられた日又は翌日以降の対応措置は、特に区別しないことを原則として、学校対策等区分が必要な対策については、個別に対応をとるものとする。
  - イ 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性のあることから、対策の優先度を配慮する。
  - ウ 町及び関係防災機関並びに近隣市町等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

### 第3項 東海地震に関する事前対策の体系

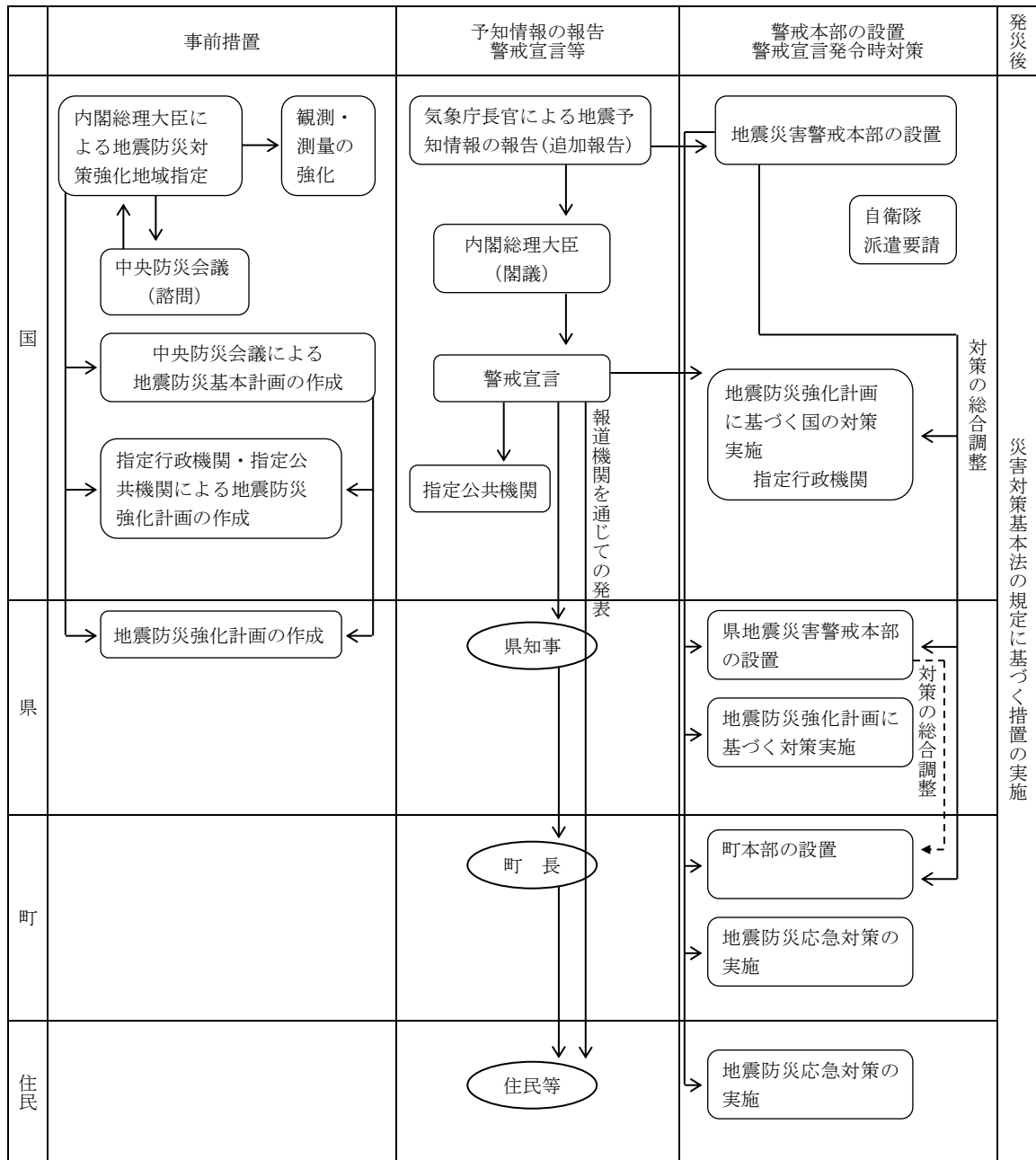
#### 1 東海地震に関連する情報

東海地震に関連する情報は、観測データ異常の発生状況にあわせ、次のとおり発令される。

情報種別	発表基準
東海地震に関連する調査情報（定例）	毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表する。
東海地震に関連する調査情報（臨時）	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因について調査の状況を発表する。
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。
東海地震予知情報	東海地震の発生のおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される。東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表する。

## 2 事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。



### 第4項 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

町は、県、防災関係機関等とともに、警戒宣言発令前において、東海地震注意情報（以下、「注意情報」という。）に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言時対策の円滑な実施のため、時間を要する準備行動で、警戒宣言前から準備をしておくことが望ましい対策を実施する。

## 第2節 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時対策

町及び防災関係機関等は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒宣言発令時対策を実施する。

### 第1項 活動体制

#### 1 町災害対策本部

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言前からの準備行動が実施できる体制をとる。また、警戒宣言が発令された場合は、町は、災害対策本部を設置し、防災関係機関とともに、東海地震の事前対策の迅速かつ的確な対応を図るものとする。

警戒宣言が発せられてから、当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまでは比較的短時間と考えられ、この間に東海地震の予知に係る対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

##### (1) 東海地震注意情報発表時

東海地震注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの準備行動が実施できる体制をとる。

##### (2) 警戒宣言発令時

警戒宣言が発せられた場合、その地域に係る警戒宣言発令時対策を実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、町災害対策本部を設置する。

##### (3) 警戒解除宣言発令時

警戒解除宣言が発せられた場合、町災害対策本部を廃止する。

#### 2 防災上重要な施設の管理者

##### (1) 東海地震注意情報発表時

防災上重要な施設の管理者は、東海地震注意情報発表の報道に接した場合は、実情に応じた準備活動を実施する。

##### (2) 警戒宣言発令時

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全確保、火災、爆発等の防止措置をとるため、それぞれ応急計画等に基づき、組織的に防災活動を実施する。

#### 3 自主防災組織

##### (1) 東海地震注意情報発表時

自主防災組織は、東海地震注意情報が発表された場合、東海地震注意情報発表の地域住民への周知や警戒宣言前から準備が必要な活動を実施する。

##### (2) 警戒宣言発令時

自主防災組織は、警戒宣言が発せられた場合、組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動する。

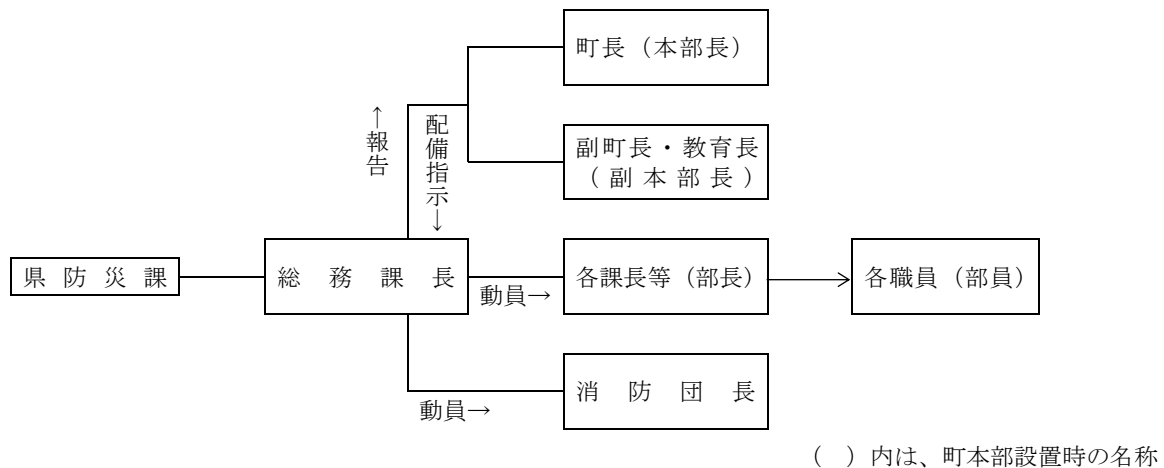
## 第2項 動員体制

警戒宣言が発せられてから、大規模地震が発生するまでは、東海地震注意情報が発表された場合を含めても、比較的短時間と考えられ、この間に事前対策の実施を迅速かつ的確に実施するための体制を確立するため、職員の動員配備を行い、対応体制を強化する。

### 1 情報の伝達

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における各課等への情報の伝達及び動員は、次によるものとする。

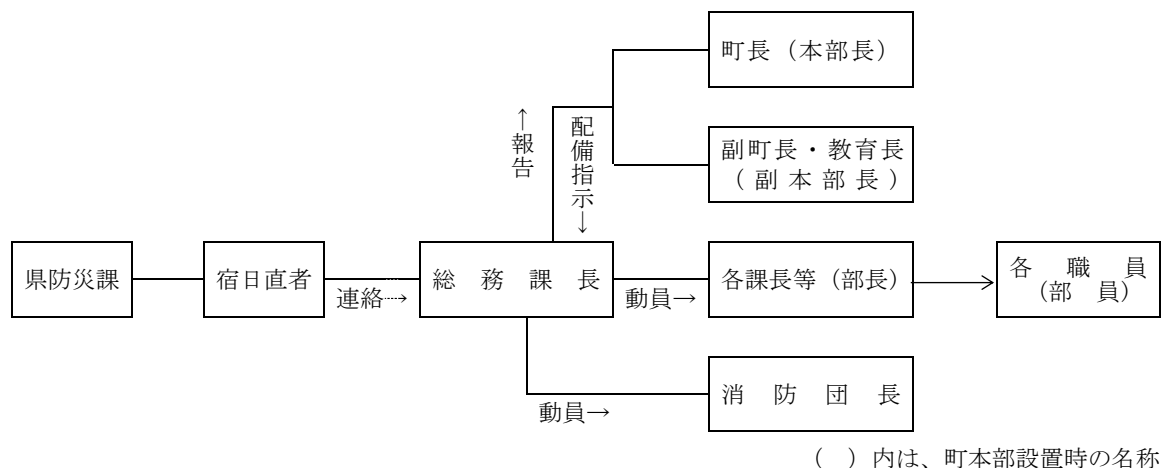
#### (1) 勤務時間内の伝達



あらかじめ、作成された計画に基づき指示を行い、警戒体制をとる。

伝達方法：庁内放送による。

#### (2) 勤務時間外の伝達



### 2 動員配備

職員の動員については、次により行うものとするが、詳細については、本編第2章第2節第1項「職員の動員」に定めるところによるものとする。

#### (1) 東海地震注意情報発表時

##### ア 勤務時間内

勤務中の職員を配備

##### イ 勤務時間外

- (ア) 登庁の指示—警戒体制配備職員登庁
  - (イ) 注意情報の報道—警戒体制配備職員自主登庁
  - (ウ) 登庁準備の指示—非常体制配備職員登庁準備（ラジオ、テレビの報道に注意）
- (2) 警戒宣言発令時
- ア 勤務時間内  
勤務中の職員を配備
  - イ 勤務時間外  
警戒宣言発令の報道—非常体制配備職員（全職員）登庁（ラジオ、テレビ報道に注意）

### 第3項 防災関係機関等協力体制

防災関係機関等は、東海地震の予知に係る対策を実施するうえで、他機関の応援を求める必要が生じた場合は、町本部長に対して応援を要請し若しくはあっせんを依頼し、協力を得るものとする。また、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の支援の必要があると認めるときは、町本部長は、県警戒本部長に要請の依頼を行うものとする。要請方法等については、本編第2章第2節第3項「自衛隊災害派遣要請」及び同第4項「災害応援要請」に定めるところによるものとする。

### 第4項 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

#### 1 方針

地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町は、正確かつ迅速な地震予知情報等の伝達及び住民等に対する緊急広報を実施し、情報の収集、伝達に万全を期する。

#### 2 伝達する情報

「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関する調査情報（臨時）」、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定の公表、警戒宣言発令（以下「地震予知情報等」という。）

#### 3 伝達主体

- (1) 県は、地震予知情報等を町、関係機関へ伝達する。
- (2) 町は、地震予知情報等が発せられた場合、その内容を町防災行政無線、サイレン、広報車等、あらゆる手段により住民に伝達する。

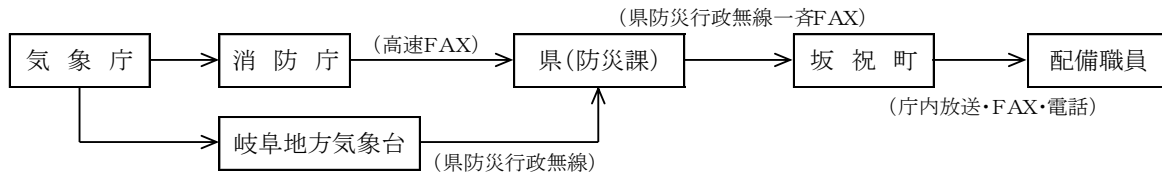
この場合、地震予知情報等の意味及び居住者等がとるべき行動を合わせて示す。

- (3) 町、県、防災関係機関、鉄道等関係事業者は、地震予知情報等の内容を、観光客、買い物客、通勤・通学者、外国人、障がい者等に伝達する。

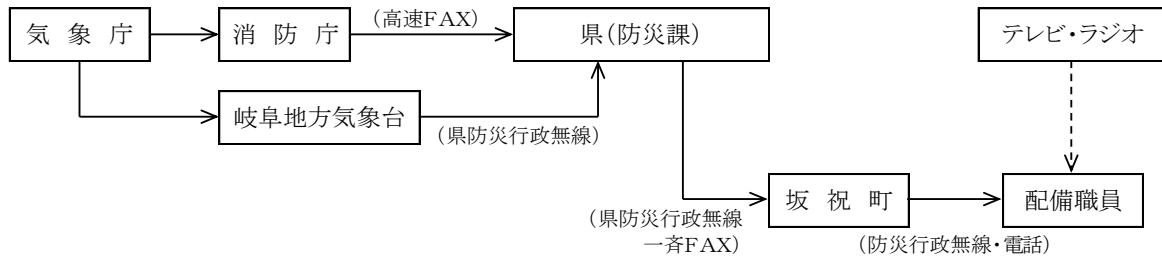
#### 4 伝達経路

伝達経路は、次のとおりであるが、町の組織内の伝達及び町に伝達されてからの町内における経路は、本編第2章第4節第1項「地震災害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

(1) 勤務時間内



(2) 勤務時間外



## 第5項 広報対策

町及び防災関係機関等は、地震予知情報等が発せられた場合、地震予知情報等の周知徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るため、迅速、的確な広報を実施する。

町及び関係防災機関は、住民の密接に関連のある事項に重点をおき、正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して広報を行う。

広報の内容、方法については、本編第2章第4節第2項「災害広報」に定めるところによる。

### 1 広報の内容

- (1) 地震予知情報等の内容、今後の推移、県下の地震の震度等の予測
- (2) 住民は、デマや風評等に惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努めること。
- (3) 住民は、水、食料の備蓄、家族の連絡方法の確認、不要な火気の始末、家具の転倒防止等の措置を行うこと。
- (4) 自動車による移動を自粛すること。
- (5) 食料品等の買い出し等の外出は自粛すること。
- (6) 電話の使用は自粛すること。
- (7) 不特定多数の人が出入する施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すべきこと。
- (8) 危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すべきこと。
- (9) 地震予知情報の内容、特に町内の地震の予測
- (10) 交通規制に関する情報
- (11) ライフラインに関する情報
- (12) 生活関連情報
- (13) 小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (14) 応急計画を作成しない民間事業者及び地域住民が執るべき措置



- (15) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (16) その他状況に応じて民間事業者又は住民に周知すべき事項

#### 広報の内容例

<p>○注意情報発表時</p> <p>「広報さかほぎからお知らせします。東海地域の地震観測データに異常があらわれたため、気象庁では、東海地震注意情報を発表しました。</p> <p>テレビ・ラジオをつけ、地震についての詳しい情報を入手してください。広報さかほぎからお知らせしました。」</p> <p>○警戒宣言時</p> <p>「広報さかほぎからお知らせします。只今、中濃地域に東海地震警戒宣言が発令されました。火の元に注意し、地震に注意しましょう。広報さかほぎからお知らせしました。」</p>
--

## 2 広報の手段

町は、次の手段を活用し、広報を行うものとする。特に、外国人等の情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、必要に応じて外国語による表示、冊子又は外国語放送等の様々な広報手段を活用して行う。また、聴覚障害者に対する情報伝達にも配慮する。

- (1) 町防災行政無線
- (2) インターネット等
- (3) 広報車の巡回等
- (4) 報道機関への情報提供
- (5) 自主防災組織による口頭伝達

## 3 問合せ窓口の設置

町は、住民等の問合せに対応できるよう、問合せ窓口等の体制を整える。

## 4 警戒宣言前からの準備的行動

上記の広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、合わせて東海地震注意情報の意味や今後の推移、住民・民間事業者等については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。

# 第6項 事前避難対策

警戒宣言が発せられた場合、発災後に備えてあらかじめ指定された指定緊急避難場所及び指定避難所の開設準備を行い、必要な資機材の確保を図るとともに、避難の勧告、指示の検討を行い、自主防災組織と連携し、加茂警察署の協力を得て、迅速、的確な避難対策を実施する。また、指定避難所での病人等応急救護を必要とする者に対する応急救護所の開設準備もあわせて行うものとする。

## 1 事前避難の実施

- (1) 避難の勧告又は指示

大震法第26条の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し、避難の勧告又は指示を行う。

この場合において、その措置を町長が行ういとまがないときは、加茂警察署へ避難の実施について要請する。

- (2) 避難の勧告・指示の内容は次のとおりである。

ア 避難対象地区

- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難勧告又は指示の理由
- オ その他必要な事項

(3) 避難措置の周知等

ア 避難対象地区住民等への周知徹底

避難措置を実施したときは、その内容について避難対象地区の住民に対し、町防災行政無線、広報車、町ホームページ等により周知徹底を図る。

イ 県への報告等

避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、加茂警察署と相互に連絡をとる。

**2 収容施設における措置**

(1) 収容施設の所有者又は管理者の協力を得て、避難者に対し、次の措置をとるよう努める。

- ア 地震予知情報等の伝達
- イ 警戒宣言発令時対策実施状況の周知
- ウ 飲料水、食料、寝具等の供与
- エ 収容施設の秩序維持
- オ その他避難生活に必要な措置

(2) 避難者に対し避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合、その旨明示する。

**3 事前避難体制の確立等**

警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう事前避難体制の確立に努める。

(1) 避難に当たっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であることを前提に避難体制の確立を図る。

(2) 高齢者、身体障がい者、子ども、病人等の避難行動要支援者の避難は、避難対象地区を単位にあらかじめ把握し、自主防災組織等の協力のもと実施する。

また、外国人、出張者及び旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

(3) 避難対象地区の居住者等が指定緊急避難場所又は指定避難所まで避難するための方法は、徒歩によるものとする。ただし、指定緊急避難場所又は指定避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。

(4) 避難対象地区以外の居住者等の対応

ア 警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区外の居住者等は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておく。

イ 警戒宣言発令時に各自で食料等生活必需品を確保するよう平常時から周知徹底する。

**4 警戒宣言前からの準備的行動**

事前避難対策は、警戒宣言前からの準備的行動において最も重要な対策となるため、強化地域か

否かに関係なく、確実に実施されることが必要である。

(1) 学校等

各学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や、児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を行う。

(2) 避難行動要支援者

各施設管理者は、高齢者、身体障がい者、病人等の避難行動要支援者の必要に応じた事前避難の措置又は検討若しくは準備を行う。

(3) 災害時危険地域居住者等

町は、急傾斜地崩壊危険箇所等の居住者等（以下、「災害時危険地域居住者等」とする。）の事前避難の措置又は検討もしくは準備を行う。

## 第7項 消防・水防対策

消防機関及び水防管理団体は、警戒宣言が発せられた場合に住民の生命、身体及び財産を保護するため、本編第2第5節第1項「消防・救急・救助活動」に基づき、消防対策活動を実施するとともに、本編第2第5節第2項「水防活動」に基づき浸水対策活動もあわせて実施する。

消防本部は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて、次の事項を重点に必要な措置をとる。

### 1 消火対策

町は、警戒宣言が発せられた場合、住民等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講じる。

- (1) 正確な地震に関する情報を収集し、必要な機関への伝達
- (2) 火災の防除のための警戒並びに必要な機関への情報伝達
- (3) 火災発生防止、初期消火についての住民等への広報
- (4) 自主防災組織等の活動に対する指導
- (5) 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導

### 2 水害予防

町は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて、次の事項を重点に必要な措置を講じる。

- (1) 正確な地震に関する情報を収集し、必要な機関へ伝達
- (2) 気象情報を収集し、水害予防のための出水予測や警戒並びに必要な機関への情報伝達
- (3) 地震の来襲と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の危険性のある地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備体制の確立
- (4) 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充並びに他の河川管理者や水防管理者との連携

### 3 警戒宣言前からの準備的行動

町及び可茂消防は、東海地震注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

## 第8項 警備対策

加茂警察署は、警戒宣言が発せられた場合における交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、東海地震注意情報の発表を受けた場合は、早期に緊急体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもとに情報の収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を推進する。

また、警備対策を推進するに当たっては、防災関係機関、自主防災組織との間において緊密な連携の確保に努める。

### 1 各種情報の収集と早期実態把握

警備対策を的確に推進するために各種情報を積極的に収集し、地域住民の動向をはじめ、交通状況等の早期実態把握に努める。

### 2 避難に伴う混乱等の防止

地域住民の節度ある行動により、避難が的確に行われるよう、積極的な広報の実施、関係機関と連携した避難誘導等に努める。

### 3 不法事案等の予防及び取締り

犯罪情報の収集及び不穏動向を把握し、住民等の不安を軽減し混乱の発生を防止するため悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等生活に密着した犯罪の予防及び取締りに重点を置くほか、住民等の居住地における混乱の発生防止、流言飛語の防止等の活動を積極的に行う。

### 4 指定緊急避難場所及び指定避難所、警戒区域、重要施設等の警戒警備

指定緊急避難場所及び指定避難所、警戒区域、重要施設等に必要に応じ警察官の配置及び巡回パトロールを行うほか、状況によっては臨時交番、臨時困り事相談所等を開設し、住民の不安の解消を図り、混乱の発生を防止する。

### 5 住民による地域安全活動への指導、連携

地域の自主防災組織等の自主防犯活動が効果的に推進されるよう積極的な指導、支援に努めるとともに、警備業者に対して防犯活動の強化を要請する。

### 6 警戒宣言前の準備的行動

加茂警察署は、町の行う災害時危険地域居住者等の事前避難が混乱なく的確に行われるよう町と連携し、避難誘導等に努める。

## 第9項 交通対策

警戒宣言が発令されると、一般道路では車両等が滞留し混雑する。このような状況に対して、町及び県公安委員会は、相互に協力して適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

### 1 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

道路管理者は、道路の点検を行い危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上の必要な措置をとるとともに、関係機関に連絡する。

### 2 車両の交通規制

交通の混乱を防止するとともに、交通安全と円滑な避難を図るため交通規制の必要がある場合

は、加茂警察署に要請する。

### 3 応急対策資機材の準備

道路の破損等が確認された場合、応急対策用資機材の在庫把握及び建設業者等に対し、応急復旧の出動準備を要請する。

### 4 運転者のとるべき措置

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

- (1) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。また、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。
- (3) 避難のために車両は使用しないこと。

### 5 鉄道の運行制限

東海旅客鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられた場合の鉄道機関の列車運行は直ちに中止し、原則として旅客を列車内又は駅舎内で収容する。

### 6 警戒宣言前からの準備的行動

#### (1) 道路に係る警戒宣言前からの情報提供等

町及び県、加茂警察署、道路管理者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

#### (2) 鉄道に係る運行継続と警戒宣言からの情報提供等

鉄道事業者は、警戒宣言まで、需要に応えるため極力運行を継続するとともに、警戒宣言前の段階からの、警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨の情報提供等を行う。

## 第10項 緊急輸送対策

緊急輸送は必要最小限にとどめるとともに、緊急輸送の対象範囲、緊急輸送車両の確認手続を定め、また緊急輸送道路、緊急輸送手段の確保を図る。

### 1 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる各部員、物資の輸送範囲は、次のものとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材

(7) その他必要な人員及び物資、機材

## 2 緊急輸送車両の確認

大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条の規定により緊急輸送を行う場合には、県知事又は県公安委員会に緊急車両確認証明書の交付を申し出、標章及び証明書の交付を受ける。緊急車両確認証明書の交付の申し出、標章及び証明書の交付申請の方法については、本編第2章第3節第1項「緊急輸送・交通規制」に定めるところによるものとする。

## 3 ヘリコプター離着陸場の確保

ヘリコプターによる輸送手段の確保のための離着陸場の選定については、資料編に掲げるとおりである。

資料編（p. 資-23）	・ 県所有のヘリコプター緊急離着陸場及び飛行場外離着陸場一覧
資料編（p. 資-24）	・ ヘリコプター発着場選定基準及び離着陸場の標示等

## 4 輸送手段の確保

地域の現状に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達、あっせんを依頼する。

## 5 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の緊急輸送対策が円滑に実施されるよう、各関係機関で警戒宣言前から次の措置を実施する。

- (1) 県警察は、交通規制の準備を行う。
- (2) 県、県警察は緊急輸送車両の確認の準備を行う。
- (3) 県は、車両の確保を行う。
- (4) 県は、災害時応急対策に必要な輸送車両の確保等に基づき、県トラック協会に態勢を確認する。
- (5) 町及び県は、ヘリコプター臨時離着陸場の確保を行う。
- (6) 県、県警察は、保有ヘリコプターの待機を行う。
- (7) 県は、災害航空応援協力協定により民間ヘリコプターの確保を行う。

# 第11項 物資等の確保対策

町は、関係機関の協力のもとに警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等を確保するため、体制の整備を図る。

## 1 物資確保体制の整備

町は、警戒宣言時の避難者等の救護のための物資の確保を図るほか、発災時に想定される被災者に対する救助物資等の円滑な調達を図るため、主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともに、これらの業者等の団体を通じ、又は直接それらの業者に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行う。

## 2 食料の確保

町は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備え、備蓄物資等を確認し、町内販売業者、協定締結市町村等と連絡を取り、食料調達体制の確認をするとともに食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図る。また、県に対し情報の交換を行い、

県が得ている食料情報を収集する。

資料編 (p. 資-4)	・食料備蓄状況
資料編 (p. 資-34)	・岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書

### 3 物資の確保等のための要請、指導

警戒宣言が発せられた場合、食料等生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うものとする。

### 4 警戒宣言前からの準備的行動

町は、警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等や食料の調達体制を確認する。

## 第12項 保健衛生対策

町は、医療関係機関の協力のもとに、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えての医療救護（助産を含む。以下同じ。）、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を実施するために、次のとおり必要な体制を整えるものとする。

### 1 医療救護

#### (1) 医療機関の警戒宣言発令時対策

警戒宣言発令時に医療機関に対し次の措置をとるよう指導・要請する。

##### ア 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発令されたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対して周知徹底を図る。

##### イ 病院の防災措置

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難施設及び自家発電装置の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転落防止、移動の防止及び諸出火防止対策を実施する。

##### ウ 入院患者の安全対策

##### エ 外来診察

外来診察については、救急患者を除き中止する。

##### オ 発災後への備え

(ア) 発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等並びに水、食料、燃料等の確保を行う。

(イ) 医師、看護師、職員等の確保を図る。

#### (2) 医療救護班の編成待機

発災後必要と認めるときは、医療救護に関する協力要請を次により行う。

##### ア 県立病院に対する医療救護班の編成、出動要請

##### イ 日本赤十字社岐阜県支部に対する医療救護班の出動要請

#### (3) 医薬品等の確保

##### ア 医薬品等（血液を除く。）の供給体制

医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の円滑な確保を図るため、町内及び近

隣市町の主な取扱業者、製造業者等の在庫量を把握し、必要な医薬品等の保管及び放出準備の要請を行う。

イ 血液の確保

血液が必要なときは、県に対し岐阜県赤十字血液センターから緊急輸送を行うよう要請する。

2 清掃

町は、災害発生により生じるごみ又はし尿を収集運搬するため、清掃班の編成及び車両の確保について準備を行う。また、指定された避難地に仮設トイレが設置できるように資機材の調達準備を行う。

3 防疫

町は、災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに、防疫活動に必要な車両の確保準備を行う。

4 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の医療救護対策が円滑に実施されるよう、警戒宣言前から次の措置を実施する。

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の流通在庫を把握する。
- (2) 救護所の開設準備を行う。
- (3) 病院は、病院の耐震性に応じた患者の移送の措置又は検討若しくは準備を行う。

## 第13項 生活関連施設対策

水道、電気、ガス、通信、報道及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策及び防災活動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

1 水道

(1) 警戒宣言時の飲料水の供給

発災後の断水に備えて、住民等が行う緊急貯水による水需要の増加に対処するため、浄水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ア 給配水施設

給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工事業者に対し、出動準備を要請する。この場合において、応急復旧用資機材が不足すると認められるときは、県に要請する。

イ 応急給水

発災後の浄水作業不能の事態に備えて、配水池が満水となるよう運転管理するものとする。また、配水池等から飲料水を運搬、供給するため、容器等の給水用資機材及び消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、給水班の出動体制を整えるものとする。

2 電気

(1) 警戒宣言時の電気の供給

電気は、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるものであり、その



供給継続を確保することが不可欠である。

中部電力株式会社加茂営業所と連絡を密にし、民生の混乱を避けるよう努めるものとする。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

電力会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足する資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請する。

**3 ガス**

(1) 警戒宣言時のガスの供給

ガス会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ガス会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足する資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに、工事業者に対し出動準備を要請する。

**4 公衆電気通信の確保**

(1) 警戒宣言時の重要な通信の確保

公衆電気通信は、住民の相互連絡、町、防災関係機関等への問い合わせ等の増大により、通信の疎通が著しく困難となる可能性がある。

西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が困難となった場合には、速やかに一般加入電話等の使用をその状況に応じて適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上の重要な通信の確保を図るとともに、状況に応じ災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」を提供して安否確認に必要な措置をとる。また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

なお、町は、西日本電信電話株式会社と連絡を密にし、民生の混乱を避けるよう努めるものとする。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

西日本電信電話株式会社は、発災により通信が途絶した場合に備えて早急に通信の復旧を図るための小型ポータブル衛星通信システム等や、長期停電に備えた移動用電源車の点検整備に努めるものとする。

また、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確認及び車両の確保を図るものとし、不足する資機材について、西日本電信電話株式会社グループの在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに西日本電信電話株式会社グループ等に対し、出動準備を要請する。

**5 報道**

住民の不安の解消及び混乱の防止を図るため、地震予知情報等とあわせて居住者に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう町防災行政無線、町ホームページにより呼びかけるほか、必要を認めるときは、県を通じて報道機関へ要請する。

**6 郵政事業対策**

郵便局は、原則として、平常どおり業務の取扱いを行うものとする。

**7 警戒宣言前からの準備的行動**

(1) 町は、配水池等での飲料水確保体制を確認する。

- (2) 町は、応急給水の準備を行う。
- (3) 各ライフライン関係機関は、応急復旧用の資機材等の確保や工事業者の出動態勢の確保等、応急復旧態勢の準備を行う。

## 第14項 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

町は、帰宅困難者、滞留旅客の保護のため、指定避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

### 1 警戒宣言時対策

警戒宣言が発せられた場合、強化地域に対する交通規制や鉄道の運行停止などにより、町内の帰宅困難者や滞留旅客が発生するため、具体的な交通規制の実施や鉄道の運行停止を踏まえて対策を講じておく必要がある。

- (1) 県は、交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して具体的な避難誘導、保護並びに食料のあっせんを行い、町が実施する活動と連携するとともに、必要に応じた市町村間の調整を行うものとする。
- (2) 町は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、指定避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

### 2 警戒宣言前からの準備的行動

- (1) 町及び各公共交通機関は、警戒宣言時の運行中止等の措置に関する広報を行う。
- (2) 町及び各公共交通機関は、鉄道折返し駅、観光地等の滞留者対策を確認する。
- (3) 県は警戒宣言時の公共交通機関の運行状況に関する広報を行う。

## 第15項 公共施設対策

公共施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え、迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

### 1 道路

町及び県は、他の道路管理者と相互に連携し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業者に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また、建設業者・販売業者等の保有する仮設資材の在庫量を把握し、調達体制を整えるものとする。

### 2 河川

町は、他の河川管理者と相互に連携し、必要に応じて河川の応急復旧のため建設業者に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また、水防用資機材の備蓄数量の確認及び整備点検を行うものとする。

### 3 下水道

町は、必要に応じて施設の緊急巡回及び点検を実施するなど、次により被災防止対策を実施する。また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに建設業者等に出動準備体制をとるよう要請する。

- (1) 災害対応組織の編成

- ア 職員の招集（自主参集）
- イ 役割分担の再確認
- ウ 関係機関との情報交換（加茂警察署、可茂消防、道路管理者、電気、ガス、水道等及び県下  
他市町村下水道管理者）
- (2) 管渠施設の点検
  - ア 震災後の調査や緊急措置のための資機材の確保
  - イ 調査用資機材、応急用資機材の点検
- (3) 処理場・マンホールポンプ等の点検
  - ア 点検箇所：機械設備
    - (ア) 火災及び爆発のおそれのある設備（ガスホルダー、燃料貯蔵タンク、焼却炉等）
    - (イ) 劇薬を扱っている設備（塩素消毒設備、水質試験設備等）
  - イ 点検箇所：電気設備
    - (ア) 中央監視設備（電気設備の稼動状況）
    - (イ) 火災のおそれのある設備（受変電設備）
    - (ウ) 漏洩等による火傷のおそれのある設備（制御電源設備）
    - (エ) 防災設備（防災設備、非常用通信設備）

#### 4 治山施設等

町は、必要に応じて緊急巡回及び点検を実施し、災害の発生のおそれのある箇所の把握に努め、被災防止措置を講ずる。また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて建設業者等に出動準備体制をとるよう要請する。

#### 5 庁舎等重要公共施設

庁舎等重要な公共施設の管理者は、災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすことになるので、その機能を果たすため、次の措置を講ずるものとする。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

- (1) 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保
- (2) 無線通信機器等通信手段の整備点検
- (3) 緊急輸送車両その他車両の整備点検
- (4) 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置
- (5) その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置
- (6) 飲料水の緊急貯水
- (7) エレベーターの運行中止措置
- (8) 出火防止措置及び初期消火準備措置
- (9) 消防設備の点検

#### 6 その他の公共施設

その他の公共施設について、その管理者は、必要に応じてそれぞれ緊急点検、巡視等を実施するほか被災防止措置を講ずるものとする。また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請するものとする。

#### 7 工事中の建築物その他工作物又は施設

- (1) 工事中の建築物その他工作物又は施設について、その管理者は必要に応じて工事の中断等の措置を講ずるものとする。
- (2) 特別の必要により、補強、落下防止等を実施するにあたっては、作業員の安全に配慮する。
- (3) 倒壊等により近隣の住民等に影響がでるおそれがある場合は、注意を促すとともに町に通報する。

#### 8 警戒宣言前からの準備的行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達体制を整えるとともに、工事業者の出動体制を確認する。

### 第3節 大規模な地震に係る防災訓練計画

東海地震における事前及び応急対策、関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

- (1) 町、県及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、東海地震を想定した防災訓練を実施する。
- (2) (1)の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- (3) (1)の防災訓練は、警戒宣言前の準備体制から警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含むものとする。

#### (4) 訓練の検証

町、県及び防災関係機関は、東海地震の広域な被害に対して迅速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行うものとする。

- (5) 県は、町が自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し、必要な助言と指導を行うものとする。
- (6) 町は、県、防災機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

ア 要員参集訓練及び本部運営訓練

イ 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ 余震に関する情報等情報伝達訓練

エ 車両による避難訓練

## 第4節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町、県及び防災関係機関、地域の自主防災組織、民間事業者等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

### 1 町職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、課ごと、機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予測される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

### 2 住民に対する教育

町は、住民等に対する教育を実施するとともに、県に対して町等が行う住民等に対する教育に必要な助言を要請する。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予測される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域における指定緊急避難場所及び指定避難所及び避難路に関する知識
- (7) 避難生活に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 3 児童、生徒に対する教育

- (1) 学校では、各学校の安全計画に基づき、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。
- (2) 防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解させるとともに、災害時の対応力を育むことに留意する。

また、県教育委員会が作成した防災関係指導資料や、国が作成する防災教育用副読本等の各種

啓発資料等を活用する。

#### 4 防災上重要な施設管理者に対する教育

町及び防災関係機関は、危険物を有する施設、病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及及び防災教育の実施に努める。

特に地震発生時における出火防止、初期消火、避難誘導等に対処できる自主防災体制の強化を促進する。

#### 5 自動車運転者に対する教育

地震発生時において、運転者として適正な行動がとれるよう、交通安全協会等関係団体等を通じて、交通規制の内容及び運転者のとるべき措置等の周知に努める。

#### 6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

## 第4章 南海トラフ地震に関する対策

### 第1節 総則

#### 第1項 南海トラフ地震に関する対策の意義

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第6条の規定に基づき、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、南海トラフ地震防災体制を推進することを目的とする。

#### 第2項 南海トラフ地震に関する対策の性質

- 1 「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、全県域を対象として、県、市町村及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- 2 「南海トラフ地震に関する対策」中、推進地域に係る部分については、南海トラフ法第6条の規定に基づく推進計画とする。

#### 第3項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として

##### 行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の地域内公共的団体その他防災上必要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第I編第3章「町及び防災関係機関の業務の大綱」を準用する。

#### 第4項 南海トラフ地震防災対策推進地域

岐阜県における南海トラフ地震防災対策推進地域は、次のとおり指定されている。

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、郡上市、下呂市、本巣市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡（坂祝町）、可児郡の区域

### 第2節 災害対策本部の設置等

#### 1 災害対策本部の設置

町は、南海トラフ地震又は当該地震と判定される規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、直ちに町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

## 2 災害対策本部の組織及び運営

町災害対策本部の組織及び運営は、第Ⅰ編総則第6章「災害対策本部の組織」に定めるところによる。

## 3 災害応急対策要員の動員及び参集

災害応急対策要員の動員及び参集については、第Ⅱ編2章第2節第1項「職員の動員」に定めるところによるものとするが、町職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

# 第3節 地震発生時の応急対策等

## 第1項 地震発生時の応急対策

### 1 情報の収集・伝達

町は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等を収集し、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

情報の収集・伝達系統については、本編第2章第4節第1項1「情報の収集・伝達」を準用する。

### 2 施設の緊急点検・巡視

施設の緊急点検・巡視については、本編第2章第7節第1項「公共施設の応急対策」を準用する。

### 3 二次災害の防止

#### (1) 町の措置

地震による危険物施設等における二次災害の防止措置について、町は、出火、延焼を防止するため、住民、施設管理者、民間事業者等に対して、広報、巡回指導等を行い、防止措置の徹底を図るものとする。また、火災の状況が町の消防力を上回る場合には、消防機関等関係機関との相互協力を実施し、延焼の防止を図るものとする。

#### (2) 施設事業者等の措置

施設事業者等は、危険物施設の点検を実施するとともに、危険物施設に異常が見られ、災害が発生するおそれがあるときには、可茂消防、加茂警察署及び町に通報する。

### 4 救出・救急活動

救出及び救急活動については、本編第2章第5節第1項「消防・救急・救助活動」を準用する。

### 5 医療救護活動

医療救護活動については、本編第2章第6節第10項「医療・救護活動」を準用する。

### 6 物資の調達

物資の調達については、本編第2章第6節第4項「食料供給活動」、同第5項「給水活動」及び同第6項「生活必需品供給活動」を準用する。

### 7 緊急輸送活動

緊急輸送活動については、本編第2章第3節第1項「緊急輸送・交通規制」を準用する。

### 8 防疫・食品活動



防疫・食品活動については、第2章第6節第12項「防疫活動」、同第13項「食品衛生活動」を準用する。

9 保健活動・精神保健活動保健活動・精神保健活動については、本編第2章第6節第15項「保健活動・精神保健」を準用する。

#### 10 遺体の搜索、処理及び埋葬

遺体の搜索、処理及び埋葬については、本編第2章第6節第11項「遺体の搜索・取り扱い・埋葬」を準用する。

## 第2項 資機材、人員等の配備手配

地震発生後の災害応急活動に必要な通信、給水、備蓄等に係わる施設、設備等の整備を図るものとする。

### 1 町の対策

#### (1) 通信連絡設備の充実

災害時における各種情報の収集伝達等を迅速かつ的確に行うため、町防災行政無線等の無線設備の充実及びアマチュア無線団体との協力体制を図る。

#### (2) 給水体制の整備

町は、災害時において被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水の供給が確保できるよう、ろ水器の配備、給水車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材等の備蓄増強を図るとともに、必要に応じて飲料水兼用耐震性貯水槽の設置に努めるものとする。

#### (3) 備蓄物資の確保

ア 被服、寝具、その他生活必需品など、緊急度、重要度の高いもの、即時調達の難しいものについて優先的に最低限の備蓄と管理を行う。

イ 防災倉庫の備蓄物資等を点検・整備するなど、必要な備蓄物資を確保する。

#### (4) 人員の確保

災害応急対策を実施していくために必要な要員を確保するため、奉仕団の受入れ、作業員の雇用等についての確保体制を整備する。

#### (5) 災害時の供給協力体制の整備

災害時に在庫の優先的供給など、地域における各業者（食料品販売業者等）の協力が得られるよう、関係団体、民間業者との間で協定の締結を促進する

### 2 防災関係機関の対策

防災関係機関は、地震が発生した場合において、坂祝町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

## 第3項 他機関に対する応援要請

他機関に対する応援要請については、第Ⅱ編「一般災害対策」第2章第2節「災害対策要員の確保」を準用する。

## 第4項 文化財保護対策

### 1 被害状況の把握

文化財施設の所有者及び管理者は、施設内を巡視し、被害状況を消防機関に通報するとともに、町教育委員会に報告する。

### 2 応急対策

文化財施設の所有者及び管理者は、消防用設備その他資機材の充実及び効率的な配置を実施し、建造物等の適切な管理、展示品等の転倒防止策を図る。

## 第5項 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されているため、構造物等への被害が拡大するおそれがある。

このため、県は、国、大学、研究機関等と連携して、その調査研究を検討しているおり町はこの調査結果を踏まえて防災対策を推進する。

## 第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

### 1 方針

南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、消防用施設をはじめ緊急輸送路、通信施設等各種防災関係施設を整備するものとし、町は、これら防災施設につき期間を定め関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。

### 2 実施内容

施設等の整備に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。建築物、構造物等の耐震化その他の整備については、本編第1章第5節第1項「まちの不燃化・耐震化」を準用するものとする。

## 第5節 防災訓練

### 1 防災訓練の実施

防災訓練の実施については、本篇第2節第2項「地震防災訓練の実施」を準用する。

### 2 訓練の検証

町は、南海トラフ地震の広域的な被害に対して迅速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行うものとする。

### 3 訓練の支援

住民、自主防災組織等の参加を得て行う訓練について、県に対して助言と支援を求める。

## 第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

町は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、民間事業者等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。詳細は、本篇第1章第2節第1項「防災教育・防災知識の普及」を準用する。

## 第5章 地震災害復旧

### 第1節 復旧・復興体制の整備

#### 第1項 基本方針

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

その際、住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。あわせて、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の参画を促進する。

#### 第2項 復旧・復興の基本方針の決定

##### 1 基本方針の決定

大規模な地震災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

##### 2 復旧・復興計画の策定

町及び県は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

#### 第3項 人的資源等の確保

災害復旧・復興対策を実施するためには、通常業務に加え、長期間に渡る膨大な業務の執行が必要になることから、町は不足する職員を補うため、必要に応じて、県、国、他の都道府県、他の市町村に職員の派遣その他協力を求めるものとする。

#### 第4項 その他

町及び県は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

## 第2節 災害復旧

### 第1項 公共施設の災害復旧事業

#### 1 方針

道路、橋りょう、河川等の公共施設は、社会活動を営むうえで重要であり、地震による損壊の場合、救助活動及び救援救護活動等に重大な支障が発生するおそれがあり、社会的基盤である公共施設等の迅速な機能回復と二次災害防止策が必要である。

そこで、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧にあたっては、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

また、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

#### 2 基本的手順

公共施設、公益事業等施設管理者は、次のとおり災害復旧を行う。

調査分析	応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等についての調査分析
災害復旧計画の策定	調査分析の結果に基づく、災害復旧事業計画の策定 再度の災害の防止を図るための必要な新設、改良を組み入れた再度災害防止事業計画の策定
優先順位の策定	被災の程度、復旧の難易度等を勘案した復旧効果の高いものからの優先順位の策定
協力体制	関係機関の応援協力による災害復旧工事等に必要な技術者等の確保

#### 3 公共土木施設

##### (1) 復旧基本計画

公共土木施設の地震発生による災害復旧について、被災施設の原形復旧に合わせて、再度の地震災害防止の観点から、必要な施設の改良又は耐震上優れた施設の新設等を考慮して復旧するなど、被害の程度を検討して将来の災害に備える計画を策定する。

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「国庫負担法」という。）による対象施設

河川・道路・砂防設備・地すべり防止施設・下水道・急傾斜地崩壊防止施設・林地荒廃防止施設等

（注）一定の要件を満たす災害復旧に国の負担がなされる。

イ 街路・公園・排水施設等の都市施設は、国庫負担法対象外であるが、災害復旧として予算補助がなされる。

ウ 被害報告

様式、伝達方法は、地域防災計画の第Ⅱ編一般災害対策を準用する。

##### (2) 道路、橋りょう及び河川管理施設の復旧

災害復旧を実施するに当たり、原形復旧を原則とする公共土木施設災害復旧事業により実施する。この際、原形復旧では再度災害の発生を防止できないときは、改良費を加えて将来の地震に対応できる改良復旧を実施する。

#### 4 激甚災害に関する対応計画

甚大かつ広範囲に及ぶ地震被害に対して早急な復旧を図るため、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であることから、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の早期指定を受けるために、早急な被害情報の収集や早期指定に向けた国への働きかけを行う。

(1) 被害状況の収集

被害状況の収集に努め、県が行う激甚法等において規定する事業種別に、被害額、復旧事業に要する負担額その他の調査に協力する。

(2) 激甚災害の早期指定

被害が甚大で激甚災害の早期指定が必要と判断したときは、県知事に要請する。

## 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、 事業からの暴力団排除

### 1 方針

地震災害に伴う災害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、町は県等とともに早期に災害情報の収集や国への働きかけを行う。

なお、復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努める。

### 2 法律等により一部負担又は補助するもの

法律等により一部を負担、又は補助するものは次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

### 3 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
  - イ 公共土木施設災害関連事業
  - ウ 公立学校施設災害復旧事業
  - エ 公営住宅等災害復旧事業
  - オ 生活保護施設災害復旧事業
  - カ 児童福祉施設災害復旧事業
  - キ 老人福祉施設災害復旧事業
  - ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
  - ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
  - コ 婦人保護施設災害復旧事業
  - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
  - シ 感染症予防施設事業
  - ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
  - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
  - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
  - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
  - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
  - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
  - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
  - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
  - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
  - オ 水防資材費の補助の特例
  - カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
  - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

#### 4 暴力団の排除活動

町は、加茂警察署と連携して、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の

実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、他市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

## 第4節 被災者の生活確保

### 1 方針

被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。

### 2 生活相談

町は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。また、迅速かつ適切な救護措置を推進するため、県と関係を密にし、相談体制の確立を図る。

また、当町以外の市町村に避難した被災者に対しても、町、県、避難先の都道府県及び市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

### 3 個人被災者への資金援助等

#### (1) 災害弔慰金及び災害障がい見舞金

##### ア 災害弔慰金

町は、坂祝町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和59年条例第26号）に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

##### イ 災害障がい見舞金

坂祝町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和59年条例第26号）に基づき、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し災害障がい見舞金を支給する。

#### (2) 被災者生活再建支援法の運用

被災者は、被災者生活再建支援法に基づく支援金支給の申請を行い、被災者生活再建支援法人は、被災者生活支援法に基づく支援金の支給の申請があった場合には、これを審査し支援金の支給を行う。

町は、住宅被害の認定を行い、被災者への支援金の支給申請に必要なり災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請等の受付、県への書類送付等を行うなど、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

なお、町及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるものとする。

#### (3) 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金の交付

町は、被災者の生活・住宅再建支援のために、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づく自然災害による補助金の支給制度を積極的に活用する。

町は、住宅被害の認定、被災者への支援金の申請に必要なり災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書の受付、支援金の支払い、県への補助金の申請等を行う。

#### (4) 災害資金・住宅資金等の貸付

ア 低所得世帯に対する災害援護資金又は生活福祉資金の貸付



- イ 母子世帯に対する母子福祉資金の貸付
- ウ 寡婦世帯に対する寡婦福祉資金の貸付
- エ 労働金庫会員又は会員を構成する者への労働金庫からの生活資金の貸付
- オ 住宅を失い又は破損した者に対する住宅金融公庫からの貸付
- (5) 非常即時払い等
  - ア 郵便貯金、年金、恩給等について一定の金額の範囲内における非常即時払い
  - イ 保険料、保険・年金貸付金の非常即時払い
  - ウ 保険料、年金掛金の特別振込等の非常取扱い
  - エ 預金通帳等を紛失した預貯金の便宜払戻し
  - オ 定期預金、定期積金等の期間前払戻し又は預貯金を担保とする貸付等
  - カ 損害日本銀行券及び補助貨幣の引換えについての必要な措置

#### 4 租税の徴収猶予及び減免

町は、被災者に対する町税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

#### 5 り災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度を認定し、被災者に「り災証明書」を交付する。「り災証明書」の様式等については、第Ⅱ編一般災害対策第2章第6節第1項「被災者の救助保護対策」による。

#### 6 働く場の確保

町は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要請措置等の必要な計画を策定しておくものとする。

また、町及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる実施する。

#### 7 生活保護制度の活用

町及び県は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、民生児童委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法を適用する。

#### 8 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

町、県及び関係機関は、被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し、生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復興用建築資材等の基礎的な財・サービスの供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していくものとする。

- (1) 生活必需物資、復旧資材等の需給・価格動向の把握
- (2) 民間事業者等に対して供給体制の確保、在庫の放出、適正価格での供給等行政指導を行い、関係者の協力を得て、物価の高騰、買占め、売り惜しみの防止に努める。

#### 9 障がい者及び児童に係る対策

##### (1) 障がい者に係る対策

町は、指定避難所や在宅における一般の避難行動要支援者対策等に加え、障がい者に係る以下の対策を実施する。

- ア 文字放送、テレビ、ファクシミリ等障がい者に対する情報提供体制の確保、手話通訳者の派遣

イ 車椅子、障がい者用携帯便器等障がいの状態に応じた機器や物資等の供給

ウ ガイドヘルパー等障がい者のニーズに応じたマンパワーの派遣

(2) 児童に係る対策

町は、次の方法等により被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見及び保護を行う。

(ア) 指定避難所の管理者・リーダーを通じ、指定避難所における乳幼児の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について児童相談センターに対し通報がなされるようにする。

(イ) 保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

(ウ) 保護者が災害復旧事業に従事する等により、保育に欠ける乳幼児に対して、町は保育所に入所させ、保育する。

10 応急仮設住宅の建設

町は、自己の力では住宅の再建が困難な者に対する暫定的な居住の安定を図るため、災害救助法に基づき応急仮設住宅を建設する。

11 被災建築物の応急危険度判定

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害を調査し、余震等による二次災害発生時の危険性を判定・表示等する。

12 被災者生活の再建支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

13 住宅の応急修理及び住宅の障害物除去

(1) 住宅の応急修理

自己の資力では住宅の修理が困難な者に対する居住の安定を図るため、災害救助法に基づき当該住宅の応急修理を行う。

(2) 住宅の障害物除去

自己の資力では住宅周辺及び周辺の土石、竹木等の障害物の除去が困難なため、日常生活に著しい障害を受けている世帯に対する居住の安定を図るため、災害救助法に基づき障害物の除去を行う。

## 第5節 被災中小企業の振興

1 方針

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であることから、被災中小企業についての被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

また、町及び県は、被災中小企業の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

## 2 自立の支援

町、県及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

また、町及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

## 3 各種対策

被災中小企業の自立を支援するための援助、助成措置は、次のとおりである。

- (1) 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- (2) 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ
- (3) 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- (4) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- (5) 貸付事務等の簡易迅速化
- (6) 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
- (7) 租税の徴収猶予及び減免
- (8) 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- (9) その他各種資金の貸付け等必要な措置

# 第6節 農林漁業関係者への融資

## 1 方針

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行うものとする。

## 2 株式会社日本政策金融公庫による融資

町、県及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付けの円滑な融通、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行うものとする。

## 3 各種対策

被災農林漁業者の再建に必要な資金の融資等の対策は、次のとおりである。

- (1) 天災融資法による資金
- (2) 農業災害緊急支援資金
- (3) 農業災害緊急支援特別資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金
- (5) 農業経営基盤強化資金
- (6) 農業基盤整備資金
- (7) 農林漁業施設資金
- (8) 林業基盤整備資金

## 第7節 義援金品の募集、受付、配分

本編第2章第6節第17項「災害義援金品募集配分」を準用する。